

二十二歳始めて惺窩と相見て遂に其の入室の門人となつた。彼が二十二歳までに讀破したる書籍は實に四百四十餘部で和漢今古を網羅して居る。慶長十年二五月廿一日二十三歳にして始めて二條城に於て家康に謁した。此が彼と家康即ち幕府と林家との關係の發端であつた。同十二年六二三月駿府に至りて家康に謁し、薙髮して道春と號し、四月江戸に出で、秀忠に見え、十七年七二十二月室荒川氏を携へて駿府に來住し、教政に參し文庫を管した。彼は極めて細心な勤勉者であつたから、家康の好學方面に於ける善き相手であつたのみならず、其の博覽彊記と其の格精安詳とは、文書上に於けるあらゆる調査とか記述とかの諸方面にも缺くべからざる一人となつた。彼の勢力は弟の東舟永喜と子の春齋春勝とによつて彌々擴大された。しかも彼自身亦學者としては長壽と稱すべく、明曆三年三二一七十五歳まで生存し、而して其の死に抵るまで手に卷を釋てざつた程であつたから、勢ひ林家も亦徳川幕府三百年間學問上の一制度となつた。徳富氏家康時 代下に據る

第九十三章

豊臣氏滅びて天下全く徳川氏に歸す

慶長八年六二家康征夷大將軍に任せられ、同十年六二之を辭し、子秀忠をして代り任せしめても尙ほ大御所として後見し、同十二年六二身は駿府に退きたれども依然として政權を其手に握り、十餘年間に内治外交、財政教化の各方面に涉り、雄大にして微妙なる政策を樹立し且つ之を實施したことは上述の通りである。然れども眉上の一肉瘤たる豊臣氏が本州の中央要地たる大坂を占領する以上は、未だ全く心を安んずる譯にはゆかない。況んや慶長十八年七二には老齡既に古稀を越ゆること二歳、いかに熟柿主義に立脚する彼も、此時此際豈に一片焦慮の念なからんやである。

老雄焦慮の念なからんや

大坂の失望

さても大坂にては家康の將軍宣下に依つて彼に政權返還の意志なきことを告げられた譯であるけれども、慶長九年六二家康秀頼と共に盛大な豊國大明神の臨時祭などを行つた事等から、或は秀頼成長の後は政權を返されむかとの一縷の望を存して居たが、それも將軍職を秀忠に譲られて見ればもはや希望の微光も消滅して終つた。然るに家康は此機に於て大坂を懐柔せんとして、一方將軍宣下の前

四日秀頼を右大臣に陞し、加藤清正を侍從に任ずると共に、他方では五月に秀吉の夫人高臺院を介して秀頼の上洛を促した。是は大坂の心事に對して投げられたる探りである。此時秀頼が温順しく上洛して秀忠の將軍宣下を賀すれば、或は豊臣氏も無事であつたかも知れぬが、大坂の人心はこの屈從を甘んずるには天下の形勢の推移に就ての豫覺が足らなかつた。淀君は頑として聞かず若し達てといはば秀頼を刺殺して自害せんとする覺悟を示した。爲に京坂の人心動搖したが、巧慧な家康は之を見て敢て強ひず、却つて第七子忠輝を大坂に遣し秀頼を訪問せしめて他意なきを表した。併しこの事が家康の對大坂策を強硬にするに與つて力あつたことは疑はれぬ。此頃から秀頼願主となつて近畿に於ける社寺の修繕再建等が盛に行はれたのは、一には徳川方が大坂の財寶を散せしめんための策略であると共に、又大坂方にては家運の日に非なるを見てこれが挽回を神佛に祈願する念が愈々強くなつたのを示してゐる。此間幕府は盛に諸大名を土木工事に使役すると共に、朝鮮と媾和し、島津氏をして琉球を降さしめ、兩國の使節をして來朝して將軍の就職を賀せしめ等して將軍の威權を示すに努めた。かくして後家康

秀頼の社
寺建立

家康秀頼
會見

は再度の探を大坂に入れた。慶長十六年七月一三日家康は織田有樂をして秀頼の上洛を促し二條城に會見せんとした。此時も淀君は之を拒まうとしたが、加藤清正淺野幸長等は今家康に逆ふの不利を説き、自ら身を以て衛ると誓ひ秀頼の上洛に侍した。家康も禮を厚くして之を迎へ、二條城に會見した。秀頼はついでを以て豊國神社に詣で即日大坂に歸つた。此時淀君初め大坂方の危懼は大變で、福島正則は病と稱して大坂城に留り以て變に備へた程であつた。併し家康はこんな時秀頼を殺さうとする程愚ではない。殺さうと思へば何時でも殺される、謂はれなく殺さないのは世間と義理の爲に過ぎない。此會見の目的は豊臣氏に臣服の意を起させること、それが出来なくとも世間に對して徳川・豊臣兩氏の現在の地位を明確に示すにあつたのである。翌月幕府は將軍の制令に従ふべき事及び法令に背けるもの謀反人等を匿ふべからざることを令し、これに對して諸大名に誓書を出さしめたが秀頼は無論之を出さない。幕府は諸大名を土木工事に驅使し、大名は幕府の意を迎へてこれに奔走し、他に後れざらんことをのみ願つてゐる。かかる折から大坂の力となるべき豊臣氏の恩顧の大名が相次いで世を去つた。此

幕府と大
名

豊臣氏恩
顧の大名
凋落す

年の四月に淺野長政、六月に加藤清正、十八年に池田輝政、淺野幸長、十九年に前田利長等の逝いたのがそれである。是等は何れも幕府に憚られた人々で表面は皆幕府と親しくして居るけれども、衷心には豊臣氏の社稷を常に念として居たのである。就中加藤清正は剛直忠勇大坂方の重望を負うたのみでなく、幕府には十二分に力を致して家康に難の打所なからしめ、陰に陽に秀頼の保護を一身に任じた人である。又前田利長は秀吉の遺言にも利家の死後は秀頼の保護を託された程で、秀忠と對立の地位にあつた人だけに、その下に仕へるを屑しとせず、秀忠の將軍宣下の年自ら壯年なるに關らず家を子利常に譲つた程であつた。斯の如く豊臣氏の運命の車は日一日と下り坂を奔りつゝある間に、大坂方は相變らず神社佛閣の造營に城中の財帛を徒費して居たのである。

大佛殿鐘
銘問題

京都方廣寺大佛殿は秀吉の建立せるものであるが地震の爲に破壊して居たから、家康は秀頼に勧めこれが再建を計らしめた。然るに成就間際に火を失して灰燼となり、更に新に建立することゝなつて慶長十五年二〇から着手せられた。十九年二四愈完成して八月三日に開眼供養と堂供養を行ふことゝなつた。家康は

開眼供養と堂供養を別日にすることを命じ、次で鐘銘棟札に不審ありとて其の草案を取寄せて見ると共に、供養の延期を命じた。奉行片桐且元は大に驚き手を盡したが、家康は棟札は古式に違へりとして悦ばず、又鐘銘には不吉の文字ありとて之を五山の僧徒に諮詢せしめた。諮詢を受けた僧徒は豫ねて鐘銘の撰者清韓の博學能文にして盛名あるを嫉視して居たから、家康の意を迎へて噴飯にたへぬ非難を羅列して疏を呈した。鐘銘中「國家安康」の文は家康の諱を兩斷して咒詛の意を寓せること、「右僕射源朝臣」とは源朝臣を射る意なること、及び「君臣豊樂子孫殷昌」とは豊臣を君として子孫の殷昌を樂む意なること等を述べ、清韓を田舎者と罵り、五山不案内の仁と嘲つた。當時清韓の文を賞して天下泰平を祝するものとしたのは唯妙心寺海山一人であつた。且元は自ら家康に謁して辨疏せんとして駿河に下つたが、家康は面會せず、金地院崇傳、本多正純の二人をして鐘銘棟札の異式及び大阪の浪士を招募せることを詰責せしめ、鐘銘の磨潰を命じた。一方大阪にては形勢の切迫せるを見、大藏卿大野修母を使として駿府に遣すと、家康は早速登城せしめて面會し、「大坂の事は且元から残らず聞いて居るが、秀頼の事は其程に思うて居

家康の離
間策

らぬ聞流しておく。」といつて、鐘銘の事などは口へも出さなかつた。次で且元大藏卿へ崇傳正純兩人から、大阪で關東調伏の噂があるが、かくては秀忠との中が氣遣だから疎意なきやう、と命じ、且元へは「先年秀頼に内命して加増させたことを疎略に思うてはならぬ」と附加へた。何れも離間策である。且元は「秀頼に誓詞を出させようか」といつたけれども、正純等は誓詞位では濟むまいと答へた。且元は大坂に歸る途中大藏卿に、家康の内意として、大阪の國替秀頼の江戸詰文は淀君の江戸詰の中一つを選ぶべしとの事であると告げた。大藏卿は大に驚き、且元の心事を疑ひ、先んじて大坂へ歸り其趣を告げて且元を讒した。この秀頼を大坂以外へ移すといふ事は消極的安全策として早く識者の考へた所で、伊達政宗等は、關ヶ原役の後程なく、秀頼を江戸か伏見に置き家康の側で温順しく成長させるが好い。大坂にぶらりとして置くと野心家に擔がれて切腹せねばならぬやうになり、太閤様の靈にも好くないことになるかと思ふ。」といつてゐる位であつた。

且元の意見
見斥けらる

且元が大坂へ着いて右の三ヶ條を述べ、其一を用ひねば納まるまいと説いたが、大坂にては議論紛然として且元の説に賛する者少く、遂に且元に二心ありとして

東西手切
れとなる

城中に召して刺殺さんとした。且元は内報に依つて之を知り病と稱して出でず、秀頼淀君から起請文まで送つたけれども登城を拒み、使者に對して、前に家康の内意として言つたことは自分の作意に過ぎないと告げた。秀頼はこれを聞いて大に怒り、その祿を奪ひ駿府及び江戸へ且元の不忠の狀を告げると、且元は十月一日大坂を去つて居城茨木に赴いたから遂に東西の手切となつた。

且元の人
物

片桐且元は巧く家康の道具に使はれて終つた。彼は賤ヶ嶽七本槍の一人として身を起して居るが、清正や福島正則に比しては甚しく人物が小く、恪勤實直ではあつても智慮識見足らず、行動が受動的で先手に出る丈の機略がなく、平和時代に政務を見る事は出来ても、難局に立つて狂瀾を既倒に挽回し得る偉器ではない。

硬派と軟
派

大坂に於ては軟派を代表して大野治長等の硬派と相容れなかつた。且元は豊臣家の社稷保存を主として家康と事を構へるを避け、只管其死後に於て局面展開を試みんとし、治長は主家の政權回復を主として徳川氏と争はんとしたのである。治長は第二の石田三成ともいふべく、性質濶達で度量もあり覇氣と山氣に富んでをり、淀君の寵を得て弟治房治胤道大と共に勢力を張つて居たのであるが、且元の退

家康の策
略を構へ
たる所以

去によつて平和派が敗れ主戦派の勝利に歸した。

從來は満を持しても仲々放たない方針を取つて居た家康が、こんな兒戯に等しい鐘銘等に難を構へて無名の師を起すに至つたのは、秀頼既に二十二歳となり必しも凡愚でなく、家康はもはや七十を超して漸く老衰の徴あるのに、幕府の政令を奉せざる大坂の存在は家康の安き永眠を妨げしめるから、大分焦り氣味になつて來たのである。本多正純から藤堂高虎へ送つた手紙に、「大御所様今度の仕合を御さし、被成、大方もなく御若やぎなされ候」といつてゐるのでも、その満悦の狀が想見される。且當時在住の英國商人の手紙によれば、此春頃から英人より鉛や銃砲を買ひ込んだ事でも解る如く、早くから戦備を整へて居つたから、事は最機敏に運ばれ、十月一日には既に出馬の觸を出し、諸大名に出征の準備と要地の守衛を命じ、十日には自ら軍を率ゐて駿府を發した。秀忠は江戸にて東國の軍の集るのを待ち、廿三日之を率ゐて出陣した。

關東の戦
闘準備

大坂の戦
備

之に反して大坂方は稍立ち後れの氣味があつた。愈舉兵と決してから、大坂の米を城内に收め、近國から糧米を求め、又浪人を招くと共に太閤の縁故を説いて大

名を誘つた。當時は關ヶ原浪人の多かつた時とて、真田幸村、長曾我部盛親、後藤基次、毛利勝永、明石全登、塙直之、御宿正友等を初め、招募に應じたもの頗る多かつたが、大名では一名も應諾しなかつた。そこで大野治長は織田有樂、木村重成、薄田兼相等と共に是等の浪人衆と防守の謀を爲し、濠を深くし、出城を築き等して戦備を整へた。

冬の陣

家康は諸將を大坂に進ましめ、自ら京都にて秀忠の來るのを待つて、十一月十五日に秀忠と同時に出發した。かくて東軍は大坂を圍んだけれども、上杉佐竹の兵が今福鳴野に於て木村後藤の兵と戦つたのと、蜂須賀池田の兵が伯樂淵を攻取した位の外は一向捗々しい戦はなかつた。家康は茲に於て和を計り、織田有樂等をして周旋せしめた。淀君治長等も一大名の應援もないので心細くなつた上、餘命無き家康の死を待つたの利なるをやうやく悟つて遂にこれに應じた。即大坂では二ノ丸三ノ丸の濠を埋め、織田有樂、大野治長から人質を出し、家康は秀頼の本領安堵と城中將士に異議なき誓紙を出して和は成つた。

媾和

夏の陣

この媾和は兩方とも誠意を缺いて居たから長く續く譯がない。第一濠を埋め

る際東軍は本丸の外總てを壊平して終つた。これは大坂の防禦力を奪ふとともに、大坂を激發させる譯で巧妙惡辣なる政策であつた。翌元和元年七二四月家康は大坂に不穩の舉ありとて秀頼の轉封と浪士の放逐とを望んだが、大阪はこれを拒んで愈再舉を企てた。家康秀忠は直ちに京都に出で、軍を分ちて大和河内の二口から大阪に向はせ、五月五日共に河内に入つた。大阪にては城に據つて守ることが出来なくなつたから出戰に決し、大和和泉等を焼いたが共に利なく、六日には道明寺・八尾若江等に東軍を邀撃して大いに之を苦しめたが、後藤基次・木村重成等は戦死した。次で七日東軍は大阪に殺到したから、大阪方再び衆を竭して出で、天王寺に接戦し、一時は有利であつたが、遂に敗れて眞田幸村・大野治房・明石全登・御宿正友等此所に戦死した。治長は秀頼の夫人千姫を脱せしめて秀頼母子の助命を請うたが、家康に誠意なきを見て、翌八日秀頼・淀君は城中に自殺し、治長・毛利勝永・大藏卿等これに殉じた。

豊臣氏の滅亡

豊臣氏はかくて滅びた。秀吉の一生の華麗豪壯を極めたに反し、豊臣氏の末路は悲惨であつた。大阪が舉兵の一理由はその財政の比較的豊富であつたことで

浪人問題

ある。これを家康が媾和に依つて敵の防禦力を奪つた惡辣手段と併せ考へると、彼のスキビオが媾和によつて武備を撤せしめおいてカルタゴを亡したポエニ戦争のことが想起せられる。然しこの大政治家の大きな性格が行つた非行は非難し難いのみならず、一面にては非行即善行たる意味を有するのを忘れてはならぬ。大阪陣に於いて最興味あるのは浪人の問題である。大阪が一人の大名の來援もなくして天下の軍に抗し、一時は家康秀忠の身をも危地に陥らしめんとするに至つたのは全く彼等の力である。大坂陣を社會的に見れば、革命の寵兒たる浪人が平和の維持者たる幕府に對抗すべき唯一の勢力たる豊臣氏を擁して、平地に波瀾を捲き起したとも言へる。事實夏陣は浪人の處分が付かないため、不利と知りつゝ大坂方は開戦に決したのである。此の苦き經驗の爲幕府の彼等に對する態度は一變した。關ヶ原役の後はその殘黨處分の寛大であつたに反し、大坂陣後は草を分けてもその餘類を尋ね出して誅戮した。秀頼の幼子國松丸が僅八歳で梟首されたのを初め、籠城將士の妻子の處刑されたのも非常に多かつた。第二節以下栗田氏江戸に時代史に據る。

第九十四章 幕府の大名に對する政策

總叙

前に述べた如く、關ヶ原戰後天下統御の實權は既に家康の手に歸したとはいへども、苟も豊臣氏の寡婦遺孤が大坂の要地にある以上、彼は未だ全く枕を高うする譯にはゆかなかつた。然るに其の微妙なる對策が効を奏して十五年來の辛苦は今や酬いられた。さうして幕府の天下統治の根本たる對諸侯策も是に至つて完成してもはや何人も指をさすことは出來なくなつたから、今に於て其の政策の大要を叙することは機宜を得たものと信ずる。

大名の配置

戰國時代各地に割據した大名も、織田豊臣二氏の霸業によりて大に整理せられ、又二氏の部將も各地に封せられて、何れも城を構へ城下町を作り地方文化の小心を形成した。然るに關ヶ原の一戰にて徳川氏の霸業定まると共に、家康は大に封地の變更を斷行して其の配置を定めた。即ち此時幕府を關東に置くに決した爲め、關東八州をば譜代諸侯を以て固め、上方は京都あり大坂の豊臣氏あればこれ亦有力な外藩を置かず。而してその連絡として東海道中仙道筋にも譜代親藩を置き、外藩の大なるものは奥羽北陸中國四國九州等の邊隅に恩賞加封を名として

易置した。此は第八十四章に載せた表を見て知るべきである。次で慶長元和の頃大坂の滅亡や大名の改易等で此の配置も頗る變動を蒙つたが、根本の方針は上述の主義を出でないで、益それを徹底させた譯であるから、その形勢を略叙して置かう。

關東

奥羽

關東八州は幕府の根據であるから大藩を置かず譜代を以て固め、此範圍内は行政も司法も特別の取扱である。奥羽方面には津輕弘前南部盛岡伊達仙臺相馬中村蒲生會津佐竹秋田最上山形上杉米澤の諸舊族があり互に相控制させてあるが、その關東への出口には水戸に徳川頼房を、宇都宮に奥平氏(後本多正純)前橋に酒井氏を置いて之を抑へ、後正保元年^二〇^三には會津に保科正之^{の家光弟}を封じ以て北門の關とした。西方東海道中仙道方面は中樞地點たる名古屋に徳川義直を封じ、二要地たる彦根と上野^{伊賀}に井伊藤堂兩氏を置いた。此二氏は徳川氏の兩旗頭と稱せられ、大坂陣等にも先鋒であつたが、此の要地にありて、事ある時には海道を抑へると共に、直に京都に入りて朝廷を守護すべき重任を負うて居る。美濃には親藩及び譜代若干の小藩ありて木曾の福島に連り、信濃を経て碓氷關より上野に聯絡

東海道
中山道

北國筋 する。兩道の外に關東上方を連ねるのは北國筋である。此所には加能越三州を領する大名の高頭前田家が金澤に居るから、福井に結城秀康、小濱に酒井を置きて前を塞ぎ、越後に松平忠輝を封じて後を抑へさせた。上方八ヶ國(五畿内、近江、丹波、播磨)は京都所司代大坂城代があつて朝廷を守護し西方大名を監視して居る。その周圍を見るに、東は上野の藤堂氏、彦根の井伊氏、北は小濱の酒井氏、西は姫路、明石に常に有力なる譜代あり、南は和歌山に初は淺野氏が居たのを、後に徳川頼宣を駿府より移封した。中國には毛利氏防長二州に據るに對して、廣島に淺野氏(初は福島氏)岡山及び鳥取に兩池田氏を封じた。共に徳川に親しき有力な外藩である。

中國

四國には蜂須賀(徳島)、加藤(大洲)、伊達(宇和島)、山内(高知)あり、九州には黒田(福岡)、有馬(久留米)、鍋島(佐賀)、松浦(平戸)、細川(熊本)、伊東(飢肥)及び薩(隅日三州)に據れる島津あり、何れも外藩である。是等の中、蜂須賀、山内、黒田、細川等幕府に親しい家をして他を抑へしめ、その間に小倉の小笠原等の譜代や天領を置いて相控制させた。

九州

〔國史大辭典〕慶長十九年^{七二二}に於ける三河、遠江、駿河、甲斐の大名表、
三河 岡崎 本多康紀 五萬石 吉田 松平忠利 三萬石

西尾 本多康俊 二萬石 田原 戸田尊次 一萬石

伊保 丹羽氏信 一萬石 荻屋 水野勝成 三萬石

舉母 三宅康信 一萬石 濱松 水野重仲 二萬五

遠江 横須賀 大須賀忠次 六萬石 井伊谷 近藤秀用 一萬五

掛川 松平定行 三萬石

駿河 府中 徳川頼宣 五十萬石

甲斐 郡内 鳥居成次 一萬八

(備考) 伊豆には大名なし

配置の大勢

是等の配置は極めて周密な考慮の上になされたもので、各個の控制十分なる上、前田等屈指の大諸侯に對する備は至れり盡せりであるが、唯これを大觀すると、外藩の勢力の著しく西方に偏して居るのが眼につく。荻生徂徠もこの事を注意して居るが、此の大勢にて觀るも禍因は遂に西方に生すべきことを想はしめるのである。

領分知行

是等の領地全國約三千萬石中、約八百萬石が幕府及び旗本領の萬石未満で、其他の

約二千二百萬石が大名の領地であつた。大名は御朱印及び知行目録に依つて是等の土地を分與された。之を領分といふ。其の土地の石盛は秀吉の天正檢地を基として、其後徳川氏も度々行つて居るが、舊に依る外藩は昔の儘であるため、表高より實収入が多いのが普通である。譜代の諸侯は易置が多い爲表高との差少く、且領地が各地に散在して居た爲、實力は外藩の比では無かつた。これが爲譜代は何所まで幕府を恃むより外なかつたのである。

参観交代

江戸幕府が中央集權を確立し太平を維持せし大綱の主なる一政策として参観交代の制がある。これは大名の一年置に江戸に詰めるのである。此の制度の確立したのは三代將軍家光の時代であるが、其の萌芽は餘程前からである。彼の戰國時代より小なる中央集權が行はれ、各地の大名の城下に武士が集つた如く、織田氏・豊臣氏等の覇業の成ると共に、全國の諸侯はその覇府に邸宅を有し、時には各自の城邑に歸るも時には覇府に滞在したのである。家康が江戸に覇府を定むるや、慶長七年^{六二二}には前田利長が出府して秀忠に謁した。これは母芳春院を訪ふ爲であつた。家康の將軍になつてよりは、西國の外藩も御禮其他の用に託して續々

出府し、幕府も出府せるものを優遇して他の大名を誘致し、自然的に参観の風を馴致した。然れども未だ公の制度として規定されるには至らないで、元和元年^{七二二}の武家諸法度にも「諸大名参観作法之事」として従者を「百萬石以下二十萬石以上不可過三十騎、十萬石以下可爲其相應」と規定せるのみである。後寛永十二年^{九二二}の武家法度にて、在府在國各一年とし四月を交替期と定め、前田以下二十三人を歸國せしめ、島津以下五十五人を在府たらしめた。次で寛永十九年^{〇二二}には譜代の参観交代期を六月八月等とし、關八州のものは在府在國各半年とする等の規定を設け、これが永く規準となつた。

證人

参観交代制に附隨した制度は、妻子を江戸邸に置く事と證人であつて、共に戰國時代の人質の遺風である。證人は關ヶ原役以前からあつて、前田利長の母細川忠興の子等がそれである。關ヶ原役以後は西軍に應じた諸侯が之を出し、其後他の大名も之に倣ひ、幕府も之を奨勵し、遂に一般に出すことゝなつた。妻子を在府せしむることも秀吉の時からあつたことであるが、江戸幕府では藤堂高虎が慶長十年^{六二二}に妻子を江戸の邸に伴つたのが初めて、其後同じく幕府の奨勵もあり、他の

諸侯も之に倣つた。寛永十年^{九二}には譜代の諸侯に命じて妻子の領地にあるものを皆江戸に伴はしめた。當時外様は既に皆其の妻子を江戸邸に置いてゐたので、別に令するに及ばなかつたものかと思ふ。

參觀交替
制度の効
果

全國に散在したる大諸侯も、かうした參觀交替の綱に依つて引緊められて居たのである。加之これに随伴して家族を江戸の邸宅に置くことゝなつた爲め、江戸が住居の本據で領地は分擔せる守備地に過ぎず、随つて就封は守備地の巡檢に似た觀があつた。此の制度の爲に幕府は中央集權を確立し得たのみならず、大名はこの爲に財政上の疲弊を來し、江戸の文化の浸潤により士氣を銷磨せしめて其力を弱められ、社會經濟の上では江戸の繁昌交通の發達及び大名の財政恢復策としての産業獎勵等、種々思はぬ効果も甚だ多かつた。此制度は吉宗の時改革を企てられたけれど行はれず、後幕末に至り其の弛廢を見たが、其時は即幕府の衰亡の時であつたのである。

工事助役

幕府は又頻繁に土木工事の助役を諸大名特に主として外藩諸侯に課した爲に、諸大名財政上の苦痛は非常なもので、鍋島家の如きは藩士食祿の十分一を上納せ

しめるに至つた。其他或は町人より借金するものもあれば、又大坂陣の際兵糧や家臣の刀槍にさへ差支へる家もあつて、いづれも大名は内心不平であつたけれども致方なく、互に競争的に力を盡し以て幕府の甘心を得るに努めねばならなかつた。さればこそいづれの大工事も比較的短日月の間に竣功するを得たのである。土木工事の助役は寛永頃までは頻繁であつたが其後は比較的尠くなつた。

政略結婚

戰國時代には婚姻が政略に利用されることが多かつた。就中家康は其の最も痛切なる經驗の所有者で、血の出る様な經驗を幾度となく嘗めさせられたから、其の價値を十分に考へさせられたことは明である。されば彼は秀吉の薨去後早くも掟を破つて、福島・蜂須賀・伊達と婚約を結び、爲に石田三成等の詰問に逢つた程であるが、關ヶ原役後は益これが擴張に力め、有力な大名は殆ど縁家ならざるなきに至つた。かく家康は自ら婚姻の政略的價値を重視して利用しただけ、其の取締に注意し、秀吉の文祿四年^{五二}の私婚禁止の掟と同じく、元和元年^{七二}の武家法度第八條に於て、私不可締婚姻^一事の一條を設けて居る。其後の規定に依れば、大名自身のみでなく、家中の重臣の婚姻も幕府へ伺ふことになつた。

武家諸法

かく家康は諸種の政策を以て大名の統御をして來たが、之が關係を規定せる成文法を見たのは餘程後であつた。慶長十六年七月四月及び翌年正月に、各大名に幕府の法令に服すべき事、法度に背く者を隱置すべからざる事、叛逆人を抱ふべからざる事等三條の誓詞を出さしめたが、之は單に大名に幕府の政令を受けしめたいふに過ぎない。元和元年七月大坂滅亡後愈々之を發布する事となり、七月七日諸大名を二條城に集めて本多正純より法度を渡す旨を述べ、金地院崇傳をして之を讀ましめた。之が所謂武家諸法度で十三條ある。是は鎌倉幕府の貞永式目室町幕府の建武式目と並んで武家法制的の規準たりしものであるが、その政治的意義あるものは何れも從來幕府の實行し來つた政策を成文にしたのみであつて、これが武家法殊に江戸幕府法制的の特點なのである。

訓誡的の個條

第一條は「文武弓馬之道專可相嗜事」にて、これに「左文右武古之法也。不可不兼備矣。弓馬者是武家之要樞也。號兵爲凶器。不得已而用之。治不忘亂何不勵修練乎」と注して居る。第二條の「可制群飲佚遊事」第十二條「諸國諸侍可用儉約事」第十三條「國主可撰政務之器用事」と共に訓誡的のものに過ぎない。唯初の三條

は大名の身持惡しき時處罰する時に適用され、終の一條は藩中有司の任免に認定權を保留する譯になるのである。

切支丹及浪人の檢斷

第三條「背法輩不可隱置於國々事」第四條「國々大名小名稱諸給人。各相抱士卒。有爲叛逆殺害人。告者速可追出事」の二條は慶長十六年の誓詞と同一である。第五條「自今以後國人之外。不交置他國之者事」と共に、幕府の禁制せる切支丹及び浪人の檢斷を目的とせるものであらう。此の兩者は國家の安寧社會の平和の破壊者として、幕府の社會政策上始終取締に盡せる所である。

城廓の取締

第六條「諸國居城。雖爲修補。必可言上。况新儀之構營堅令停止事」は大名の力を弱め、戰國的氣風を除くに有力なものであつた。此の前月即閏六月十三日に、幕府は大名の本城以外の城壘を破却せしめたが、此法度にて新築を禁じ、修築にも許可を要することとした。この法度に觸れて改易になつたものは福島正則初め少くないのである。

新儀徒黨の禁

第七條「於隣國。企新儀。結徒黨者有之者。早可致言上事」は幕府平和政策の重要な條目である。一切舊例に依り事の善惡に關らず、新儀を企て又は數人徒

黨するのを以て、社會の安定平和を破るものとして嚴禁したのである。前四條と共に江戸幕府の社會政策として注目すべきものである。

第八條「私不可締婚姻事」第九條「諸大名參勤作法之事」は既に述べた。

儀禮の規定

第十條「衣裳之品不可混雜事」にては「君臣上下。可爲各別。白綾、白小袖、紫袷、練無文小袖。無御免衆。猥不可有著用。」と定め、第十條「雜人恣不可乘輿事」にては「國大名以下。一門之歷々者。不及御免可乘。其外昵近之衆。並醫陰兩道。或六十以上之人。或病人等。御免以後可乘。家郎從卒。恣令乘者。其主人可爲越度。但公家門跡。並諸出家之衆非制限。」と定めた。共に禮式に關する規定である。此の年の暮に幕府は令して、諸大名以下明年正月歲始の御禮に官位に應じ烏帽子裝束を用ふることを命じ、二年七月二十六日正月に之を實行し、典禮式服共に儀容整然たるものがあつた。これは元寛日記に詳記されて永く幕府の式禮となつた。

法の威嚴

右の中第五條第九條は後除かれたと見え、元和二年七月二十六日十月六日附の崇傳自筆の諸法度には之を缺き、寛永六年八月九日の諸法度にも見えない。又幕府は一度成文として公布した以上は、法の威嚴を保つ必要よりこれが勵行に努め、爲に奇禍を招

大名の改易

いた大名も少くない。

かくて幕府の初には大名の改易頻繁に行はれ、家康秀忠二代にても其の石高全大名領の半に及んだ。幕府はこれに依つて法の威嚴を示し、幕府の安泰社會の平和に不利益なる大名を除くと共に大名領地の整理をなし、配置方針の徹底、功臣の加封に資したのである。されば改易されたものは主として豊臣氏恩顧の外藩不從順なる親藩權勢ある譜代等であるが、其他にも犠牲になつたものが少なくなかつた。第二節以下栗田氏江戸時代史に據る

第九十五章 光輝ある家康の最後 本多父子

徳川氏の基礎定る

大坂の滅亡した元和元年七月二十二日家康は駿府城を頼將宣に譲らんが爲に、江戸よりの歸途親ら地を伊豆國泉頭に卜して、此所に隱居所を營むべき準備をしたが、翌二年七月二十六日正月代地を駿府内に獲べき見込あるを以て之を止めた。又嫡孫竹千代光家に元服を加へる爲に、親ら江戸に赴くべき内旨を土井利勝を以て秀忠に致さしめた。既に大坂は滅び諸大名は大部分去勢され、法令は頒布され、秩序は

整頓し、さうして繼嗣たる秀忠は政治上に於て可也な好成績を挙げ、今や其の世子の問題も定まつて成人式を挙げようとなまでに進んだ。機會を覘つてゐる不逞の徒が全くないではないが、徳川氏の礎石は已に固く据ゑ附けられて、如何なる風雨にも如何なる地震にも搖ぎさうにも見えなかつた。幼年より艱難と戦ひ苦辛を嘗めて來た彼は聊か疲勞を覺えないでもなかつたけれども、用心深い性格だけに中々氣を許すやうなことはなく、一日一日と世の平安に狙れ行く土氣を鼓舞する爲め、また老衰しつゝある吾心を緊張せしめる爲め、彼は屢々山野に遊獵を試みた。さうした遊獵も全く無意義な場合は少く、常に何等かの目的を伴つてゐた。彼れぐらゐ實際的な利己的な經濟的な人物は珍しいと思はれるほどに、彼れは其の一舉手一投足が徒勞に終らざらんことを努めた。

元和二年二二正月二十一日家康は駿河の田中へ鷹野に出かけた。其時恰ちよど京都から來た茶屋四郎次郎が御機嫌伺ひに出たので、家康は早速召出して種々の談話に耽つた。話題の一つとして其頃京都で流行る鯛料理のことが選ばれた。四郎次郎が鯛を油揚げにして醬油で受けて食べることの美味を説いたのに家康の

鯛の天麩
羅に中毒
す

心が動いて、幸ひ榊原照久から獻つた鮮鯛があつたから、早速天麩羅に揚げさせさも旨さうに食べたが、其夜俄かに胃瘕いせきが起つて終夜苦みぬいて夜が明けた。家康は平素から用心深くいつも手製の萬病圓といふ藥を服用してゐたが、今度の腹痛は容易に癒らぬのみならず、次第に疲勞が加はつて來るやうなので、二十四日には駿府に還つて臥床に就いた。周圍の人々は驚いて、早速急使を江戸に立て、頻々と病狀のたゞならぬことを報じた。そこで廿五日には江戸から安藤重信對馬守が將軍の使として見舞に來り、廿九日には土井利勝大炊頭が到着し、二月二日には將軍秀忠が親ら駿府に抵つて家康の病に候することになつたから、女御女院親王公家門跡諸大名諸社寺等、或は駿府に抵り或は使を遣して之を見舞ひ、九日には家康の疾を祈禳せん爲に、内侍所の御神樂を行はせらるべき日時のの勘進を土御門家に命せられ、廿一日には三寶院義演に勅して、家康の爲に普賢延命法を清涼殿に修せしめ給ふに至つた。尙ほ御見舞の勅使として廣橋大納言兼勝三條西大納言實條が駿府に下つて勅命を家康秀忠に傳へた。兼勝が其女前典侍等の爲に赦免を請ふたのは此時である。かくて此の勅使は一度歸京して復命したが、三月廿七日再び駿府に下着し、城中に臨みて前

家康太政大臣に任ぜらる

右大臣家康を太政大臣に任ずる旨の口宣を傳へた。台徳公實紀卷四十一に曰く、廿七日勅使は臨濟寺の新館にやどられしかば、つとめて本多上野介正純草深邊に迎へてあとよりしたがり、使をばせて勅使出門を駿府に告しむ。勅使は廣橋大納言兼勝卿西三條大納言實條卿行列は中原師易奉行兼左右に先行して警蹕を唱ふ。次に宣命使舟橋清少納言秀相板輿にのり、布衣侍二人、白丁三人従ふ。次に大内記某主鈴某騎馬各布衣侍二人、白丁三人従ふ。次に鳥丸大納言光廣卿、廣橋中納言總光卿、網代の轅輿にのり、小隨身三人、布衣侍三人、白丁四人。次に四辻中納言秀繼卿、阿野宰相實顯卿同じく輿にのり、小隨身二人、布衣侍二人、白丁四人従ふ。次に柳原右大辨業光、鳥丸右中辨光賢板輿に乗り、小隨身一人、布衣侍一人、白丁一人従ふ。次に壬生官務孝亮押小路大外記師生出納某各騎馬にて白丁三人具す。次に唐櫃。次に少外記師勝騎馬にて白丁三人具す。次に岡部内膳正長盛騎馬にて後捍す。素襖着の侍四人従ふ。次に持筒二百挺。騎士左右に分れて警衛す。(秀忠)御所には玄關に勅使を迎給ふ。勅使常の御座所にて御對面。上段に勅使着座あれば、大御所御病牀をもて下段にうつし給ふ。戸田式部少輔

某或は民部に作る重修譜に見えず酒井河内守重忠御官服を持出で御枕邊に置いて退く。御座の御右に御所着給ひ、其他着座の公卿は御次につかる。尾張遠江の兩卿水戸の朝臣、越前宰相忠直卿むかひて座につかる。大外記師生便宜の所にありて唯許と唱ふる事二音。次に少納言秀相宣命を讀む。殊更の叡慮あるを以て黄紙を用ひらる。次に左右の伶人樂を奏す。次に少納言微音にて侍臣をめす。宰相忠直卿膝行して進み、宣命を拜受して御座に捧げて、又持退て案上に置く。次に勅使また少納言秀相をして案に就て宣命高らかによましむ。一句讀卒るごとに樂を奏す。果て、勅使宣命使本座に復して後、勸盃の儀ありて公卿諸官人皆退出す。

御鎮座記 國師日記

三十年前我が駿河府中城に於て當時の天下第一人者が一人たるべき天下第一の儀式が此の如くに行はれた。今其の場所があつた朝夕に喇叭の響く銃劍の閃く邊と考へ比べてみたらば、誰か今昔の感なき者があらう。廿九日には在駿府の諸大名悉く出仕して拜賀する。饗應の席には勅使以下の公卿將軍秀忠、尾張宰相義直、遠江宰相頼宣、水戸少將頼房等の一門威儀を正して列り、高砂、吳服、善界三番の拍

子があり、大平樂陵王・營翁・春鶯・囀安摩の奏樂があり、又「花契多春」と題して和歌を詠んだ。家康の歌は

治れる大和の國に咲き匂ふ

幾萬代の花の春風。

である。京使及び隨員には少からぬ贈遺があり、又滞在の公家衆諸大名には暇を賜つた。

家康遺命

四月一日になると家康の病は漸く革つたから、彼は本多正純・南光坊・天海・金地院・崇傳を病床に召し、死後は久能山に葬り、法會は江戸増上寺にて修し、位牌は三河大樹寺に置き、周忌終つて後下野日光山に小堂を營んで祭奠すべきを遺言した。是より特に用ある諸侯近臣に遺命することが度々あつたが、十一日には林道春に遺命したから、道春は秀忠の命を受けて駿河文庫の書籍を處分した。十六日幕府は、家康薨する後は久能山に奉祀せんとして神龍院・梵舜に其旨を傳へると、翌十七日前征夷大將軍太政大臣從一位徳川家康は七十五歳を一期として光輝ある最後を駿府城にとつた。梵舜日記に「已刻過に御他界也」といつて居るから、今の午前十時

家康薨す

過に薨去したのである。病氣は胃癌であつたらう。遺骸は即夜久能山に葬り、榊原照久内記をして祭祀を司らせた。是は家康の遺命に依るのである。然るに天海は梵舜の吉田流唯一神道の儀を用ひたのを遺命に背くと爲し、天台宗の山王一實神道に依り權現に祀るべきを主張したから、其説遂に行はれ、九月東照大權現の神號を賜り、翌年四月日光に改葬して正一位を贈られたが、後寛永十三年九二家光によつて壯麗を極めた廟舎の建築成り、正保二年〇二五三には人臣として未曾有な宮號の宣下があり、例幣使を派遣されるに至つた。尙ほ祭主榊原照久をも伊勢神宮祭主と比肩して從二位に叙せられたのは、異數も亦甚しといひつべしである。是より駿府は宰相頼宣の居城となり、元和五年七二九二紀伊國和歌山に徙るまで繼續された。

駿府は頼宣の居城となる

本多正信の功績

家康の薨後五十日で、彼の謀臣本多佐渡守正信も彼の後を追つて此世を去つた。正信は三河武士中隨一の知者であつた。家康の霸業も彼の智慮權略に負ふ所が頗る多いのである。彼は出身卑しく且三河の一向一揆の時には一揆に應じたが、家康は其才を愛して重用した。秀吉の薨後加藤・福島等が家康に請うて石田三成

を殺さんとした時、之を助けて他日の用に供すべきことを勧めたのも彼である。關ヶ原役後は論功行賞にしろ、島津氏を上洛させたことにしろ、彼の功が大に居る。後秀忠付になつてからは、其子上野介正純を家康に侍せしめ、大阪を滅亡せしめた策略の如き、彼等の力が大に與つてゐる。又諷諫に甚だ妙を得てをり、家康と秀忠との不和を調停したことも再三に及んだが、家康との間は極めて親しく、家康を大殿と呼び、秀忠を若殿と呼び、思ふことは何でも遠慮なく云つた。されば林羅山は、彼と家康との間を、管仲の桓公に於ける如く、張良の高祖に於ける如しと言つてゐる。寛政重修譜は餘り褒貶を言はぬ書であるが、彼に限りて、兩御所に奉仕して亂には軍謀にあづかり、治には國政を司どり、君臣の間相遇ふこと水魚の如し。しかのみならず、諷諫をたくみにして、御親子の間睦じく、又上下を通せしむるに至るまで、其功大いなり」と稱揚してゐる。されば關ヶ原役以後は、權勢比ぶものなく、島津家久の如き、何事も佐州一人にて御前の儀は相濟申と見得候」と記してゐる程である。彼の如き權略に富む智者は、得て陰險姦邪の傾があり、甚しきは私欲に耽りたる者であるが、彼は至つて律義で且寡欲であつた。此事は彼の如き大功臣で僅

舊功臣と
の不和

に二萬二千石の小祿で終つた一事でも知れる。彼の秀忠に奉つた著書として傳へられるものに本佐録がある。治世の要を説いたもので、彼の性格を最も雄辯に語つてゐるものである。

大久保忠
隣の改易

然し彼が武功なくして斯の斯の如き勢力を得た爲に、他の功臣との折合はよくなかつた。關ヶ原役後本多忠勝、榊原康政等が遠けられたこと、關東奉行青山忠成、内藤清成兩人の些細なことから罪を得たこと、及び大久保忠隣の改易の改易された事等、皆本多父子の讒奸の如くいはれて居る。就中忠隣は正信と共に秀忠の執政であつたが、舊勳の家の出であり、武功もあつた上に、寛厚忠直な人であつたから、士人の心を得て、御家人の過半は彼に懐いてゐた程であつた。彼の罪を得たのは上意を經ずして養女を山口重信に嫁したことが表向きの理由であるが、その子忠常の死んだ時、幕府の士競つて彼の居城小田原に吊問したのを見て、幕府の憚る所となつた上、彼の推舉で登用され、彼の苗字迄與へた大久保長安の積悪か露顯して、彼も面目を失つた所へ、馬場八左衛門なる者が彼の悪事を家康に直訴したから、之を機として改易となつたのである。即ち正信とは兩雄並び立ち難かつたのと、其勢の大

き過ぎて幕府に憚られたのが主因であらう。此後正信父子の出頭以前に十倍したといはれたのでもその真相は察すべきであらう。

正純の功績

正信の子正純は關ヶ原役後十八歳の弱年ながら石田三成を預けられた程の器量人で、その才略は父に劣らなかつた。父よりは一體に開けて居て、文事をも解し交際にも長じてゐた。家康の將軍宣下の際彼は儀式の事を司つたが、家康の退隱後は之に侍して庶政に參與し、内政外交の重きより書物の謄寫刊行等に至るまで、皆彼の與らざる者は無かつた。大阪陣の鐘銘一件の如き、又媾和に託して大坂の城を殆壊平した如きも、主として彼の仕事である。又元和諸法度の制定には最力を致した一人であつた。當時外人の覺書に、外交内政顧問會議長と記されたのは當を得たものであらう。斯く顯要な地位に居り且外人との交渉も絶えずあつたから、贈物は非常に多かつたが、彼は決して之を受けなかつた。此事は外人等も異例として其の日記等に記して居る所である。かく父子相並んで權威を張つた正純も、家康正信相次で逝いて後は又昔の様でなかつた。家康の葬送等の終つた後江戸に來つて幕政に與つたが、土井利勝酒井忠世等との間が面白くなかつた。元

正純の處罰

和五年二九二二倍の加増で宇都宮十五萬石に封せられたのが禍の種であつた。宇都宮は奥羽の押として重要な地であるから、舊主奥平忠政の祖母加納殿秀忠の姉は徒封に快からずして正純を怨んだ。正純は宇都宮守衛の爲紀州根來の浪人百人を召抱へ、銃砲を堺へ注文して密に之を持運んだ。元和八年二二四月秀忠は日光參詣のため宇都宮に宿泊することになつたから、正純は城郭を修理し新館を營んだ。然るに秀忠の日光に居る時加納殿は密書を贈つて正純に異心ありと報じた爲、秀忠は宇都宮に宿せずして江戸に歸り、次で正純が最上城請取に行つてゐる際領地召上を命じた。その理由は、上意を経ずして本丸を修理したこと、密に銃砲を運んだこと、根來者を斬つた事等であるが、主因は老中との不和と加納殿の嫉視であつた。大久保忠隣と同じく權勢に慣れ、多少の手落はあつたにせよ、幕府に二心の無かつた事は明である。本多父子の條栗田氏江戸時代史に據る

第九十六章 家康の閨門と其の子女

家康と婦人

御鷹野のさきくへはいつも女房共召連られ、そが内にて上臈たちは輿にの

り、その餘はいづれも乗懸馬に茜染の蒲團しきてのり、市女笠の下に覆面して供奉する事なり。落穂集 追加

といへる如く、家康は狩獵にまで公然と婦人を伴つて居るが、しかもまだそれに満足せず、中泉鴨狩の往返には見附の安間平次の許に宿して、其の美貌の娘を寵愛し、御器圖と稱する一冊の目錄をなす程の賜物があつたといふ程である。されば家康には二妻十五妾の歴擧される程、閨門は殷やかであつたけれども、しかし其の裏面にはかく荒びきらねばならぬ哀話もあつたであらう。

築山殿

(一)築山殿 關口刑部少輔氏廣の娘、今川義元の姪である。家康より長すること九歳。弘治三年^{一七}正月十五日十六歳と二十五歳で正式に結婚し、永祿二年^{一九}三月六日に長子信康を擧げ、同三年^{二〇}三月十八日に長女龜姫を設けて居る。結婚後の第六年に家康は今川氏真と手を切つて、夫人を本國岡崎へ引取つた。それは築山殿が三十歳家康が二十一歳の時であつたが、元龜元年^{三〇}濱松城に移る際に、三十八歳の古女房たる築山殿は置き去られた。天正七年^{三九}八月廿七日其の夫人が四十七歳で清池院殿潭月秋天大姉とならねばならなかつたこ

とは前に述べてある。

前朝日御

(二)朝日御前 秀吉の異父妹で家康よりは一歳若い。天正十四年^{四六}五月濱松へ迎へた後妻である。初め佐治日向守の妻になつて居たが、秀吉が小牧山の戦後に講和策に窮し、日向に因果を含め之を離別させて濱松へ送つた。時に年四十四。日向は割腹して死んだ然るに天正十六年^{四八}母大政所の病氣見舞に上京し、終に濱松に歸らずして同十八年^{五〇}正月十五日逝いた。年四十八。東福寺に葬り南明院と諡し、別に駿府井宮瑞龍寺にも墓を設け瑞龍院殿光堂總旭大禪定尼と呼んで居る。子は無かつた。

西郷局

(三)西郷局 (お丁 お愛 實昌子略す)は戸塚忠春の女。母は西郷正勝の女なるが、忠春死後服部正尙に再嫁せしを以て、局も亦其家に養はれた。長じて正勝の孫清員義勝に嫁し、家員及び一女を生みしに、元龜二年^{三二}義勝戦死後服部家に歸り居りしを、天正六年^{三八}舅西郷清員養女として家康に仕へしめ、よつて西郷局と號した。年二同七年^{三九}四月七日秀忠二代を生み、同八年^{四〇}九月忠吉長守と號した。年二同十七年^{四九}五月十九日三十八歳にて逝いた。廿四日二六廿八歳で逝くを擧げたが、同十七年^{四九}五月十九日三十八歳にて逝いた。廿四

日龍泉寺に葬る。此寺後寶臺院を通稱とす寛永五年八二五月九日従一位を贈られた。恐らくは中宮東福門院及び將軍家光の祖母たるにもよる？。法名も寶臺院殿一品大夫人松譽貞樹大禪尼と改り、又將軍より寺領三百石を寶臺院に寄せた。

小督局

(四)小督局 (お萬) 三洲池鯉鮒明神の社人永見吉英の娘とも、大阪の町醫村田意竹の女ともいつて居るが、永見は恐らくは假親であらう。築山夫人の侍女で、天正二年三二二月濱松城外有富見村にて家康を生んだ。是は築山夫人の嫉妬の爲に虐待されて居たのを、本多重次に救はれて避難したのである。されば秀康は父に閑却されて居たが、兄信康によりて家康に子視されることになつた。さうして天正十二年四二秀吉の養子となり、同十八年五二關東の名家結城晴朝の家を嗣ぎ、慶長五年六二關ヶ原役の際には、東國に於ける上杉景勝退治の督將として任務を全うしたから越前七十五萬石に封せられ、正三位權中納言に進んだが、同十二年六二閏四月北莊にて薨じた。年三十四。英武才發確に父を辱しめざる麒麟兒で、家康も秀忠も之を憚る氣味があつたと傳へられて居る。元和五年七二十二月六日局も北莊に逝いた。年七十二。法名長勝院殿松室妙載大姉と

越前家

いふ。

下山の方

(五)下山の方 (都摩) 穴山陸奥守信君入道梅雪の弟秋山越前守虎康の娘である。さういふ關係で下山の方を晴信の娘と傳へて居るけれども誤である。但し武田の近親であるから衆妾中第一の門地をもつて居る。天正十一年四二信吉を濱松に生んだ。即ち武田萬千代である。慶長七年六二十一月信吉水戸二十五萬石に封せられたが、同八年七二九月二十一歳にて死んだ。

西郡の方

(六)西郡の方 鵜殿藤助長忠の娘で、初に北條氏直の室となり後に池田輝政の繼室となつた督姫すけの母である。慶長十一年六二五月十四日伏見にて頓死した。蓮葉院と諡す。

茶阿の方

(七)茶阿の方 金谷宿の鑄物師某の妻であつたが、其夫が人に殺されたので訴へ出たのを家康に召されたのである。文祿元年五二正月忠輝を江戸で生んだ。忠輝は慶長十五年七二越後高田五十五萬石に封せられたが大坂役に軍期に後れて家康の勘氣を蒙り、元和二年七二封を褫はれ天和三年四三信州諏訪にて逝いた。年九十二。母の茶阿は元和七年八二七月六日江戸にて逝いた。壽不詳。

法名朝覺院殿貞譽宗慶大姊といふ。

お龜の方 (八)お龜の方 石清水八幡の社人清水加賀守清宗の女といへど實は同所の山伏の子であるといふ。竹腰助九郎に嫁し傳次郎といふ子のあつたに、文祿元年^{五二}離縁されて家康に侍し、慶長五年^{六二}十月伏見にて義直を生んだ。これが慶長十二年^{六七}忠吉の跡目として尾張及び美濃・信濃の内六十一萬九千五百石に封せられ、十六年^{七一}二月從三位に叙し、參議兼右中將に任せられた尾州家の祖先である。寛永十八年^{七一}閏九月十六日名古屋にて逝く。年六十四。法名相應院殿信譽公安大姊といふ。彼の竹腰傳次郎は山城守正信と名乗つて義直の附家老となつた。

尾州家

蔭山殿

(九)蔭山殿 (お萬) 上總國大多喜城主正木左近大夫邦時の女である。天正十八年^{五二}小田原落城の際、北條方に屬して籠城して居た邦時は、其妻及び北條左衛門^{五〇}氏直の再從弟氏勝と許嫁せしお萬を伴ひて伊豆國田方郡下狩野村加殿の妙國寺に蟄居し、幾くもなくして歿したから、後室は一男一女を伴つて同國賀茂郡河津郷笹原城主蔭山勘解由氏廣に再嫁した。是に於てお萬は氏廣の養女として家康に召

され、慶長七年^{六二}三月頼宣を、同八年^{六三}八月頼房を、各々伏見にて生んだ。阿萬賢徳あり、嘗て粧資を捐つて頼宣の爲に勇士塙團右衛門直之を養つたことがある。又日蓮宗の熱き信者であつて、駿府東郊千代田村沓谷に貞松山蓮永寺を、清水市村松に觀富山龍華寺を創し、又府内寺町感應寺に於て家康の百ヶ日忌に放生會を修して永く其式を遺した。承應二年^{一一}八月二十二日逝く。壽七十七。養壽(珠)院殿妙超日心大姊と諡す。又弟は三浦長門守爲春と名乗つて徳川家に仕へた。

紀州家

頼宣は家康六十一歳の時の子である。慶長八年^{六三}十一月水戸廿五萬石に封せられ、十一年^{六六}八月には從四位下に叙し、常陸介に任せられ、十四年^{六九}には駿遠二州に移り五十萬石を賜うた。十六年^{七二}には參議兼右中將に任せられ、元和二年^{七六}六月には駿府五萬五千石を加賜され、駿府城主となつた。さうして同三年^{七七}には權中納言に任せられ、五年^{七九}七月には紀州一圓及び伊勢大和の内十五萬石を賜うた。後の所謂紀州大納言である。

水戸家

頼房は慶長十一年^{六六}十一月に常陸下妻十萬石に封せられ、十四年^{六九}に正五

位下に叙し十二月水戸廿五萬石に移封され、十六年^{七二}に從四位下右少將となり、元和六年^{八二}正四位下に叙し參議に任せられた。これが水戸家の祖である。
頼房は次の太田氏お勝の養子となつて居た。

家康の家
庭味

若し家康の子に對する愛情があつたならば、それは恐らくは義直頼宣頼房三人の上であつたらう。眞誠の意義に於て家庭の樂杯といふべきものなき家康も、其の晩年駿府に於ては屢々義直頼宣等に能樂を演せしめて其の興懷を遣つた。慶長十五年^{七〇}三月五日將軍秀忠が江戸へ歸らんとする時家康は特に義直頼宣の事を頼んだことがある。其後慶長十七年^{七二}秀忠また駿府に來て末弟三人の成長を見て感悅に堪へない旨を、江戸に歸つてから四月十九日態々安藤對馬守重信を使者として家康に致さしめて居る。是を以てもいかに家康が三人の末子に情を鍾めつゝあつたかゝ推察される。一體家康が當初から眞に家庭の味を知つて居たらば、動もすれば評せられる残忍とか荒淫とかの性格も、あゝまで著明にはならなかつたであらう。

於八の方

(一〇)於八の方 (お勝お梶) 太田新六郎康資の女で持資入道道灌の裔である。關

ヶ原陣と大阪冬陣には馬上にて家康に従ひ、同夏陣にも供せられて居る。慶長十二年^{六二}家康六十五歳の時五女市姫を生んだが、同十五年^{七〇}閏二月天死華陽院に葬られた。したから頼房を養つて子とした。元和二年^{七六}四月十七日薨髪し、寛永十九年^{〇三}八月逝く。壽六十五。法名英勝院殿長譽青春大姉といふ。此女は一度大河内正綱に賜つたが後復家康に侍した。

お牟須の方

(一一)お牟須の方 甲州衆三井左衛門の後家で、天正十年^{四二}甲州にて家康に侍し、名護屋陣に同道され難産にて陣中に歿した。

阿茶局

(一二)阿茶局 (須和) 飯田久左衛門の娘で甲州石和の春日神社の社人神尾孫兵衛忠重に嫁したが、天正五年^{三二}四歳の男子を遺して神尾が歿したから後家となつたのを、天正七年^{三九}五月家康に仕へたといふ。慶長十九年^{七四}八月大阪より正榮尼大藏卿局が駿府に下つた時七間町に寓し、阿茶局を招きて鐘銘の事を陳謝した。其寓居は阿茶の宅で後の七間町一丁目吳服所佐藤彦五郎の邸がそれであるといふ。阿茶は大阪冬陣に御使を勤め、元和六年^{八〇}六月東福門院和子の女秀忠入内の時御母代として附添ひ、從一位に叙せられ衆妾中最も出世した。

振姫の母

寛永十四年^{九七二}正月逝く。下總國深川龍徳山雲光院に葬り、雲光院殿一位尼公正譽周榮大姉と諡す。壽八十三。子猪之助久宗は天正十一年^{四三二}召されて御小姓となり、後刑部少輔守世と改め神尾氏を名のつた。

こゝに家康の女に振姫といふがある。初め蒲生飛騨守秀行に嫁し、後淺野但馬守長晟に再縁し、元和三年^{七二七}八月廿九日三十八歳にて和歌山で歿したから數へると、天正八年^{四二二}濱松出生となる。然るに従來振姫の母を武田氏と稱し、下山の方若くは後に示すお竹川市川氏の女を之に擬すれど、是等は皆天正十年^{四二二}以後の侍妾なれば符合せず。恐らくは此の阿茶局の腹ではなかつたらうか。

お夏

(二三)お夏 伊勢北畠浪人長谷川三十郎の娘で、萬治三年^{二〇三}九月八十歳で歿した。衆妾中最後まで残つたものである。

お六

(二四)お六 黒田五右衛門の娘でお八の方の部屋子であつた。元和二年^{七二六}家康薨去の時やつと二十歳であつたから落飾しなかつたのを、美貌を慢じたと批評された。併しこれが衆妾中最も若い女であつたので、後喜連川家へ再縁したが、

お仙

寛永二年^{八二四}三月十七日持佛堂なる家康の牌前で焼香しながら頓死した。(二五)お仙 信州浪人宮崎筑後の娘。

お梅

(二六)お梅 江州浪人青木紀伊守一矩の娘で、本多正純に與へられた。

お竹

(二七)お竹 穴山の族市川十郎左衛門の娘で、天正十年^{四二二}から仕へた。

其他後藤庄三郎光次に賜つた大橋局^おや、松平民部の母や、天主教を奉じて處分された小笠原權之丞の母なども侍妾であつたと傳へられて居る。本章は三田村玄龍公時代駿國雜志卷三十七等に據つた。

家康の一生は忍

第九十七章 拾遺から歸結へ

家康の一生七十五年の長い間、彼はよく忍び、そのよく忍ぶといふことから、一種の強い性格が鍛錬せられた。併し忍といふ字は一面耐忍の忍ともなり、他面殘忍の忍ともなる。家康の敵に對する態度は、實に常人の忍び能はざる所をも忍んで居る。永祿六年^{二二二}から七年^{二二四}にかけて、一向宗の一揆があつたが、其時は單に一向宗の寺ばかりではなく、譜代の臣下の中にも一揆に味方するものがあつたの

で、家康は大に狼狽したけれども辛うじて和議を結んで局面を收拾した。その媾和の條件中に、一向宗は領内に於てすべて前々の通りたるべき事といふ一項がある。それは現に酒井政親から出した手紙が残つてゐて、その事が明かに證明されるが、御庫本、古戦書御庫本、古戦書が濟むと、家康は手の裏を返した如く領内に於て一向宗を嚴禁し、凡そ二十年の間徳川の領内では一向宗は後の耶蘇教同様に取扱はれ、之を信奉することを許されなかつた。然るに石川日向守家成の母が熱心な一向宗信者であつたので、漸々取持つて其志を翻さしめ天正十一年四三になつて布教を許されることになつた。本願寺本願寺 恚う云ふ風に、戦争の前には約束も何もなく平氣に其思ふ所を行つて居た。又織田氏と同盟の關係から、自己の正妻たる築山夫人並に信康を殺したるが如きも、普通の人には到底出来ぬ所である。かの大坂落城の際、愈々秀頼の運命が窮り、大野修理がその命乞をして、秀頼母子の命を助けられたいといふと、家康は秀忠に向つて、成るべく寛大にして命ばかりは助けてやれと大聲でいつたが、さて其口を秀忠の耳元に寄せて二言三言囁くと、秀忠は頑として家康の言を斥け、いや今度といふ今度はどうあつても助けることができませぬといつて、

家康の長命と衛生

鷹狩

秀頼は遂に自殺しなければならぬやうに成つた。それも亦よくその忍の性格を現してゐるものである。翁物語前集翁物語 家康の處世法は忍んで時機を待つといふ遣り方である。即ち啼かぬなら啼くまで待たう時鳥といふ遣り方である。そこで家康は啼くまで待つ爲に長生きをしなければならなかつた。故に彼は衛生に注意し、駿府に隠居してからも始終鷹狩に出かけた。それは主として運動の爲なのである。家康自からも云つて居る、大名が狩をするのはたゞ鳥や獸を捕るばかりが目的ではない。侍といふ者は、大身小身共に世間が無事だといつて、身を樂にして手足を遊ばしてゐると、事が起つても俄かに役に立たぬ。それ故常々之を使ひ慣らすことに努めねばならぬが、さて無闇に野山を駈け廻ることもできぬから、鳥狩などに事寄せて、或は馬に乗り或は山河を馳驅して、その間に身體を練ると同時に、部下の面々の働きをも見届けて置くのである。それが狩獵の心掛である。と、岩淵夜○以上二節辻博話別集士人物論叢より岩淵夜○以上二節辻博話別集士人物論叢より

○家康の鷹野に於ける考は今日の機動演習のやうであつた。慶長十二年六七駿府に移住してから殆ど毎年晩秋から冬にかけて關東に放鷹を催して居る。

家康と藥

是は一面に江戸幕府の視察でもあらう。慶長十四年は病氣にて中途より歸次に中泉田中に或は駿府近郊に催し又尾三遠に狩し或は淺畑瀬名谷等にも遊獵して居る。さうして元和二年七二六二月の田中の狩で病を獲て終に起たすなつた。家康は愆く衛生に注意したから、同時に藥にも意を用ひてゐた。前にも述べたやうに自分で造つた藥に萬病圓といふのがあり、銀液丹だの寬中散などいふのもある。平生自ら之を服用したのみならず、公卿大名近臣の病氣の時などにもそれを與へた。又神明膏といふ膏藥をも用ひた。其外他人の造つた藥でも、例へば桑山法印重晴の桑山藥の如き名藥であるといふので自らも用ひ他にも勧めたりした。朝鮮人蔘の如きは斷えず貯へてゐた。家康は又藥學にも心を用ひ、本草の書物なども屢々之を閲讀し、又醫者と本草の事を談じたこともある。慶長十二年六二七に長崎へ始めて本草綱目が渡つたのを家康が取寄せて、片山與安吉田宗恂などいふ醫者に之を講せしめ、又宗恂の藏書の中から奇効良方千金方、和劑局方等の書を徴して之を講せしめたこともある。此の和劑局方が現に久能山の庫に遺つて居る家康所用の和劑といふ書であらうか。

〔駿府記〕慶長十七年七月廿四日、御藥製始也。烏犀圓、萬病圓、雲母膏等劑也。宗

哲法印○片山奉之云云。

○駿府外宮内みやうちに設けた藥園は、駿府町奉行所の古記録に享保十一年八二六に開く由見ゆれど、駿河國新風土記には、往古より藥樹を植ゑし所なるを、同年此園を擴めて多くの藥樹を植ゑ、御武具奉行の支配としたと記して居る。恐らくは家康の藥草など植ゑし所であらう。現に新風土記に、此園を守つて居た御樹守五郎左衛門といふ者の組のあつたのを、享保整理の際、其明屋敷高拾石九斗八升八合を收用し、且つ五郎左衛門に移轉を命じたといつて居るので、其時俄に設けたもので無いことがわかる。加藤正行名遠里會之記に據る又久能の藥園は享保十年八五三人蔘栽植場として設けたのを寛政三年五二四駿府藥園の種を移し植ゑて目代の預りとしたものである。駿河國新風土記に據る併しいづれにしても家康の嗜好から系統をひき居ることは疑はれない。又家康が圓光院に施藥院を設けて居たといふのも此點から注意すべきことである。

家康と武術

家康は武術に於ても、その堂奥に達してゐた。彼は有馬滿秋に劍術を學び、又奥

平久賀齋から兵法を傳授され、決して秘密を洩さぬといふ誓書を出し、それが現に奥平家に保存されて居る。砲術には最も興味をもち、技倆も亦勝れて居た。嘗つて細川忠興に構はれた稻富一夢直祐を天下一の砲術師と聞いて之を召し抱へたが、一夢は慶長十六年七二二二月六日駿府に死して報土寺に葬られて居る。又彼の寵臣で尾侯義直に附せられた竹腰正信は頗る砲術に達して居たから、同十七年七二二三月廿一日恰も駿府に來て居た秀忠に其技を籠鼻で見分せしめたが、三發三中したので、家康は正信に一萬石を加賜して都合二萬石とし、且つ與力五十騎を附した。同十八年七二三には田付景澄の砲術を善くするを聞いて召し抱へた。同十九年七二四大坂冬陣には大砲を和蘭人に徴し、十二月十六日には砲術に精しき者を擇んで大坂城内を砲撃させた。又元和元年七二五正月には近江國友村の鍛工に鐵炮を造らせ、三月廿二日には大砲を籠鼻で鑄造させた。彼は此の如く優秀な武器を使用するに機敏であつた。彼は又頗る規律正しく、駿府城門の開閉などなか／＼嚴重で、苟も時刻が來て閉門した後には、公子であらうが老臣であらうが決して開門を許可しないといふ程、寧ろ正し過ぎる感があつた。

家康の規律

家康と農政

家康の農政に注意した一斑は、慶長十四年六二九二月代官彦坂九兵衛光政に左の如き文書を出させて居るのでわかる。
 南矢部村 北矢部村 今泉村 岡清水村
 右之村あれ地の所其方手柄次第成候ほどおこし可申候。役等の義はゆるし可申候。 己上。

戊二月十一日

彦 九兵(黒印)

新田百姓中

荒地を手柄次第出来るだけ開墾せよ課役は免除しようとは何たる放膽なる遣口であらう。此文書は今清水市船越區有として現存して居る。○今泉は有度村、他は清水市。河志料等に遺れる一層放膽な古文書がある。これは今の安倍郡有度村吉川新田にある半左衛門新田舊高六十二石に關するものだといふことである。
 七ツ新屋村 吉川村 澁川村 堀込村 北脇村
 右五ヶ村荒地之義、其方才覺次第切ひらき可被申、年貢之儀は三年取申間敷候。惣役之儀は其方郷中に罷在内はゆるし申候。爲其如此ニ候。仍如件。

慶長十四年 西霜月廿三日

彦九兵(判)

氏名も明かにし難い浪人に此の如き特許を與へるといふは宛然たる講談者流の話柄であるが、更に次の如き書状のあることを知ると一層興味が湧起する。

彦九兵より日用備五拾人下し被_レ申候。此己前のごとく其元用之儀可_レ被_レ申付候事。

十一月一日

水出雲^印

安帶刀^印

彦九兵^印

ろう人殿

いふまでもなく安藤帶刀直次水野出雲守重央は徳川頼宣の家宰であるから、此文書は元和二年_二家康薨後のもものではあらうが、とにかく其時まで猶浪人で通用し居た後の伴野半左衛門は一快男兒であることを失はない。随つてかゝる一器量ある者を活用させた大本の家康の指揮が面白いと思ふ。

鷹野と農業視察

更に鷹野を利用して農業を視察したことが駿府記に見えて居る。それは慶長十六年_二十二月のことである。

朔日。府中近邊御鷹野。田面湛水故有御氣色。仰彦坂九兵衛^光。畔柳壽學松

下淨慶彼田之名主十餘人被_レ禁_レ獄之。是毎年刈田以後、田上之水可_レ引去之旨、令_レ相觸_レ給處、依_レ背_レ御意及_レ此儀云云。

刈取後田地の乾燥を怠つたので禁獄されたといのは、田地は皆御領主様の物だといふ、封建時代でなくては見られぬことである。かういふ緻密な冷靜な取扱を前の彦坂のそれと比較して見ると家康の性格がよく窺はれる。

慶長十六年_二家康は江戸駿府の收租を區別し、美濃近江伊勢の租税は駿府に納めさせた。^{大日本史料}家康は直轄地の取立年貢の受取は必ず自筆を以て之を記した。年貢の受取はこれを皆濟狀と稱した。即ち皆濟狀は皆自筆で記した。

野口邊氏の舊藏に係り史料編纂掛^{○東京帝國大學文學部}に寄贈された家康の年貢皆濟狀があるが、これは家康の自筆の典型といはれるもので、慶長八年_二より十四年_二までの年貢請取である。これには酒井作左衛門の添狀が附いてゐて、自筆といふ事

家康の年貢取扱

が明かに證明されてゐる。

江州皆濟事

右卯より酉まで七年皆濟也

仍如件

慶長拾六二月廿八日

(〇い〓亥)

猪太郎左衛門

即ちその皆濟狀に黒印を捺さない理由をのべて、いつも自筆には黒印は無之候とある。此類のものが尙多く存して居る。辻博士人物論叢より

家康と馬政

又慶長十六年七月二十朔日遠江代官市野總太夫といふ者が駿府に來つて家康に謁した。市野は飼馬に精通して居たから、家康は馬預諷訪部定吉に命じて牧馬のことを質問させた。彼は此の如く馬政にも注意を怠らなかつたのである。

家康の貯蓄

家康は西洋諸國の手を経て間接に支那貿易を營み、大に之を奨励したので非常な利益を得た。家康の薨じて後、元和二年七月四月駿府の庫にあつた道具其外種々の品物を調べた駿河御分物御道具帳といふものが尾州家にあるが、此帳を見る

と實に家康は一個の貿易商ではなかつたかと思はれる程品物を蓄へて居た。伽羅の如きは一匁いくらといふ程貴重のものであるが、それを二十七貫許り蓄へて居た。沈香の如きも五十貫匁も蓄へて居た。それから石鹼其頃の石鹼は珍しい物だが四十六貫も蓄へてあつた。砂糖が百四十三貫匁、今日では百貫匁位の砂糖は何でもないが、其頃の砂糖は貴いものであつた。葡萄酒が目方で凡そ十二貫匁、羅紗が二百五十間許り其他セテン(織物)ムリヤウセロケタ(シルケツト?)ヘルトラ(天鵞絨?)金襴緞子・シユチン・綸子・サヤ・撰糸カイキ等の織物は餘程莫大の數を蓄へて居た。是等の織物は今でこそ日本で十分に出来るけれども、その當時の日本では未だ産出が稀であつたので、多くは歐羅巴の商人が日本へ輸入して居たのだが、どうして彼様に蓄へたかと驚く程である。生糸の如きも駿府の庫に蓄へたのが三百貫匁程もあつた。是等の數量から見ても家康は事實に於て貿易を營んでゐたのではないかと思はれる程である。イギリスの商館員リチャード・コックスの日記の元和二年七月三十一日三日の條に、生糸の相場が高くなつたので、秀忠が生糸を賣出すといふことがある。これは家康薨後のことではあるが、また以て

家康の貿易を營んだことの傍證とすることが出来る。かく貿易品を多く蓄へて居た結果はその富に於て非常の勢力を有して居ることになつて、經濟の實力が頗る堅固な基礎を有することになり、此點に於ても大に家康の性格を發揮したことが見えるのである。又其の貿易品を買ひためたといふことが單に富力を積むのみならず直接に戰爭上に非常の効果を奏したことは、慶長十九年七二の春頃平戸の英國館員が大坂で賣れないで持て餘した鉛を廉い相場場で駿府へ買入れると、直ぐにそれが大坂陣の勝敗に影響した如き例もある。

節儉を過り越して吝嗇

家康は單に經濟思想に長じてゐるのみならず、一方では非常に儉約であり、時には儉約を通越して吝嗇だと噂されたこともある。代々自己の家に屬して來た譜代大名などの功賞の爲に領地を興へることも非常に吝で、四天王の隨一榊原康政の如きは、始終家康の所置に對して憤慨してゐたといふ傳へがある。あれ程の大功勞のあつた康政が、僅かに十萬石で終つたのはその爲であらう。康政が死ぬ前、家康から使が來た時に、蒲團の上から下りもせず、康政はもはや腹が腐つて死にますると言上あれ、と云つたとある。獨り康政のみならず、井伊本多酒井共に十萬

石であつた。しかもそれは天正十八年五〇に秀吉が關東に家康を封じた時、秀吉の言葉によつて與へられたもので、其後伊奈熊藏等に命じて檢地せしめた所、八萬石許り剩つてゐたので、それを引き去つた。それが爲に四人は憤慨してゐたといふ。武家(以上二節)辻博士(事紀)人物論叢に據る)

妾達の貯蓄

○家康の經濟的感化は實によく衆妾に及んで居た。慶長十二年六二十二月二十日の火事で折角新築された駿府城の本丸が焼けたことは前に述べたが、當代記に次の記事がある。いかに彼の衆妾が貯蓄家であつたことがわかる。

女房衆、私の金銀焼ル事、金卅枚アチャノ局、金千五百枚龜ノ局、是ハ右兵衛主ノ母、其外チヤアノ局、是ハ上總、主ハ長福、或ハ五百枚或ハ三百枚也。マンノ局ノ金六十枚、火事ノ砌人奪ヒ取。何モ銀子ハ此外也。

尾張侯の御袋の千五百枚は随分溜めたものであるが、後の一位局の卅枚は少々尠い感がある。更に又、慶長十九年七二四月、此近年家康近侍の女房が駿府に於て金銀を貸して利息を收めて居たのを其使をする巫女が負債者池田重信の用人に欺かれてそれを訴へたから、一切露顯したことが當代記に見える。勇將の

家康の思想

聞中なればこそかゝる強者もあつたのである。家康は學問にも通じて居り、思想も時人よりは一頭地を抽んでゐた。慶長十七年^{七二二}のこと、奈良の春日神社の千木が墜ちた。神殿の千木が折れるなど容易なことではないと、神主は驚いて朝廷へ奏聞したので、朝廷では之を占はせると凶事、主上の謹みといふことになつて大騒ぎであつた所が、家康はそれを聞いて、何でもないことである。千木の折れたのは年経て木が朽ちた爲だ。修繕させよ。といつて、修繕費として米二萬石を出したといふことである。辻博士人物論叢に據る家康は武家の式樂たる能樂を好み、不束な態度で自も試みたことがある。又慶長十四年^{六二二}三月には大坂にある能役者を駿府に仕へしめた。幸若舞も數度之を招いて觀たが、雅樂も亦之を解し、慶長十九年^{七二四}三月には四辻季繼を召して管絃をも聽いた。但當時上下に流行した歌舞妓躍につきては士風の敗類を恐れて、慶長十三年^{六二八}五月駿府の女歌舞妓を娼妓と共に放逐したが、娼妓のみは阿倍川町を區分して其居住を許した。併し翌十四年^{六二九}七月には男女の舞踏を駿府城中に催さしめて居る。流石に民衆的勢力には讓る所があつたのであらう。後元

家康の趣味

和元年^{七二五}駿府に伊勢躍の流行した時には、三月廿五日嚴禁の命を下して居る。家康は又本因坊算砂や大橋宗桂を召して圍碁將碁をも觀た。併し是等は技術獎勵の意もあつたであらう。

歸結

人は神でない以上は缺點のあるのが當然であるから、一も二も無く權現様と仰き奉つて全智全能の神の如く盲信するのも、陰險殘忍偽善利己荒淫等所有暗黒點を羅列して能事了るとするものも、共に家康に對する眞の史的批評ではない。要は事實に即して表裏併せ考へ、以て適切な斷定を下すべきである。で今、次には辻博士の人物論叢から穩健な結論を拜借して淡泊にお終としよう。

家康の教訓

何れにしても、家康は幼少の時から種々辛苦を嘗め、七十五歳までも生き長らへたのであるから、其間には色々の經驗を得て、思想も圓熟し思慮も周密になり、その言葉の中には後世吾々が服膺すべき格言が甚だ多い。その遺訓を集めたものは色々あるが、中略稍信すべきものは、岩淵夜話別集駿河土産玉音抄などで、板坂卜齋記、武功雜記などにも多く收められてある。これ等の中には味ふべきものが多い。今は茲に武功雜記に見えるその一を録して此篇を結ばう。

一生三段

「凡そ人は一生の内三段のかはり目あり。大事の儀なり。先づ十七八歳の時は、友に従つて悪しく變る事あり。三十歳の時分は物ごとくに慢心生じて老功のものを何とも思はぬ心出るものなり。四十歳の時分には物ごと退屈し述懐の心出で悪しくなるものなり。此三度に變らぬ者をよき人といふべし。」大正十五、九、七了

附録

第一編 國志と國志學者

第一章 駿河國風土記、類聚國史逸文等の史的價值につきて

私等が静岡市史を編纂するに當つて其基本を置くべく期待される駿河國風土記類聚國史の逸文等につきて、こゝに多少の記述を試みる。但風土記に關する詳細は栗田寛博士の古風土記逸文(考證の方ではない)附録に見えて居る。

古風土記

第四十三代元明天皇和銅六年七_三五月甲子、_二諸國に詔して郡郷名は好字を著け、産物の色目土地の沃瘠山川原野名號の由來古老の相傳する舊聞異事を録進することを命せられた。是が即ち風土記撰修の詔で、實に今昭和二年を距ること一千二百十五年前である。然るに現存の風土記中、僅に常陸播磨二國は當時のものなれども、出雲は二十年を経て第四十五代聖武天皇天平五年九_三二月卅日に勘進秋鹿郡し、肥前豊後は尙後れて居る。併しながら以上の五部は古風土記と見るべ

きものであつて、中にも出雲は首尾一貫した形式を具し、流石に古國志たる面目を發揮して居る。尙其他の各國も必ずや撰進したのであらうといふことは、今諸書に存する風土記の逸文と稱するもので察せられるけれども、朝野群載にある第六十代醍醐天皇延長三年八五五十二月十四日の太政官符が、猶風土記の勸進を督促するより推せば、和銅より二百十餘年の後にも未だ撰進しなかつた國のあることも知られる。

駿河國風土記
伴信友の前後風土記概論

所謂駿河國風土記は日本總國風土記殘缺の中に存する六卷七冊のものである。彼の江戸後期の考證の大家伴信友は、文化十二年七五四に公にした前後風土記概論に於て、總國風土記を延長の撰進なるべしといつたので、其説は直に平田篤胤に利用されて古史徵開題記に引かれたから、同年五月塙保己一門下の中山信名常陸の人（一）は、前後風土記概論の辨を著して信友の説を駁し、（二）庄の名をあまた出して郷名と平頭にまじへて書くは、武家の世になりての書き様なる事。（三）郡郷東假粟某丸、また貢某魚某鳥桑麻等など郷と同じ様に書けるの非なる事。（四）郡郷の名字にまゝ一字又は三字を用ひたるは、好字を選んで二字に定める古法にかな

中山信名の駁論

總國風土記及び民部省圖帳の無價値

はざる事。（四）記述が實際と違へる事。（五）郷邑山川の里數方角を記さざる事の五條を擧げて、其後世の偽作たるを論じ、且元亨二年八二九の民部省圖帳と稱するものも信すべからざるを述べ、最後に、

此稿成りて後或人の物語に、彼の總國風土記及び元亨二年圖帳といふものは、書肆某が人に囑アツラへてあらぬ事をつくり出でたるものなり。大方東山院天皇の御時（二三四八一—二三七〇）凡元祿寶永間にこそ當らめ」と語りし也。云云

平祖衡の可疑十二條

と附記して居る。然るに是に先だつ百餘年前正徳三年七三三十二月平祖衡（五畿内志の作者關祖衡？）といふ者、既に辨日本總國風土記漢文を著し、可疑十二條を述べて、縦横に其偽作たるを論辯し、殆ど完膚なからしめて居る。其一は公穀假粟横税などの文字は舊典にない事である。其二は里程を記すに東西幾日の宿と云ふ字を用ひたのは後世の俗語である。其三は河と川との字の使ひ分けをして居るのも古例でない。其四は神社に神田圭田寄田其他奇怪な語を用ひて居るのは古語を欺くものである。其六は駿河油井向海寺を靈龜恐らく寶龜の誤であらう。二年吉備右府開此地といふのは杜撰である。其七は陵字を巨墓に宛つるは誤であ

らう。其八は駿河と定まつて居る國名に、薦河といふ未嘗て見ざる文字を宛てたのなどは怪しい。其十二は奥書に萬治元年戊戌云云交野内匠頭在判といふのである。是は内匠頭時久のことであらうが、同人は當年未だ十一歳(十五六歳で死んだ)であつたから變ではないか。其五、其九、其十及其十一は略す。近世治平にして文事漸く起り、好古の公侯が千金を以て古典を募るから、利を釣り世を惑す爲にこんな古典の偽作も出たのであらうといふのが、其大要である。

此の辯記は久しく鹿島大宮司の家に傳來したのを、前論發表後に信名が獲たから、彼は附記して、

總國風土記の東山院の御世に成れること、之を得ていよいよ明かなることなれば信名が論も空しからざるをや。又後にきけば駿州淺間神主某の偽作せしものといふ。類聚國史^{二、三冊}あり。新國史^{二冊}あり。總國風土記、民部省圖帳皆同人の贋作なり。駿河のものなる故駿河風土記をば全部つくり出し、なり。

といつて居る。斯様に八方から攻撃を受けたのを、尙[○]あ[○]ら[○]を[○]拾[○]ふ[○]のは忍びないけれどついでにいふと。(一)安弁郡志津機神社の條下に神教見世記とあるのと、止駄

總國風土記
類聚國史
新國史
民部省圖帳
駿州淺間神主某
の偽作

追加非認
説

郡葦原豊受神社 外宮を大寶三年^{六一三}に國常立尊を祭るとあるのとは、共に伊勢外宮神道に據つたもので、鎌倉末期を上ることは出来ぬ。(二)益頭郡藤枝驛を大寶三年^{六一三}更爲^三新驛とあれど、同驛の事の記録に現れたのは明日井^{アスカ}集なる飛鳥井雅經の承久二年^{八〇八}八月十五夜の歌の小序、貞應二年^{八三八}の海道記四月十二日の條に見えるなどが初であらう。大寶の頃にまだ東海道は藤枝を通つて居ない。(三)同郡島田驛の條下に金峨[○]之[○]岸[○]とあれど、金谷[○]が島田に對する渡津となつたことは、文明^{二二二}大永^{二二八}の間で現に永享四年^{九二〇}足利義教が歸洛の際にはまだ島田から鎌塚に渡つて居る。第一卷三七四頁宿次ノ次第參照。(四)止駄郡岩城神社和銅四年云々所祭^三所熊野也とあれど、熊野信仰の旺盛は平安朝の末であつて、其の地方勸請は鎌倉期に入つてからが多い。(五)文和元年壬辰八月下旬朝散大夫中原師行といふ奥書について二つの疑がある。第一は北朝觀應三年^{正平七年}九月廿七日文和と改元されたれば、八月下旬既に新年號を録すこと、追記ならでは道理にかなはずといふことである。第二は平祖衡は紀傳の秀逸と折紙をつけて居るけれども、文和元年の外記補任に中原師行が無いことである。中原系圖には、建久

八年五七八に六十九歳で死んだ師尙の後を、直に承けた孫に師行あれど、文和元年一一二〇とは甚しく年代が違ふ。やはり例の烏有子であらう、といふ五ヶ條を擧げることが出来る。

伴信友の
風土記考

さてこゝまで来ると、何時何の爲に淺間新宮の神主の手に作られたかといふことを確かめたいが、其前に於て中山信名の駁論に對する伴信友の態度を述べる。彼は重ねて風土記者を書いて其中に左の如く述べて居る。比古婆衣十二
余若かりし頃古書を好む意にはかられて、惣國風土記の本文をばよくも讀者へずして、たゞ先まづこれ作らせ給ひたりけん頃などを考へて、よく採撰びて考に備ふべき書なるべく思ひて、まづ試におろく下書めくものを書きすさびおきつるを、年經て後取出し見て思へば、あらぬ強言してありけりとおもひなりぬ。其頃中山信名は古の制度どもを悉しく心得たれば、此事かたらひたるに、其古にあらぬ事どもを明らかに、偽書なるよしを論あはつへるによりて、いよゝ前の考に強説せる誤をさとりて、われながらあさましく背に汗あゆばかり恥しくてなむ。さて又それより先に、彼下書を平田篤胤に見せかたらひたるに、しば

しとて持も去きて寫しおきたりとして、己にも知らせず古史徴の開題記にとり載せて、版本にさへものしたりき。すべてかたなりなる考書などは、謾に人に貸しては見すまじきもの也とはかねて思ひながら、心ゆるびてけりと悔ゆれどもかひなし。

平田を介
したる風
土記の信
奉

彼は祖衡が古説を後援として「信名が論も空しからざるをや」と誇り、此は「われながらあさましくて汗あゆばかりになむ」と悄氣る。此の對照の間に、後進の我等は實に多大の益を受けたのであるから、ふた兩ながら先輩に感謝しなくてはならぬ。さうして伴平田の同胞も管ならずあつた間柄は、此の學説の無斷使用で破裂したが、篤胤の門人たる駿府の新庄道雄は、駿河國新風土記を著して依然總國の駿河風土記を祖述し、阿部正信の駿國雜志花野井有年の駿河國雜志等亦然りである。特に桑原默齋の如き、其好著駿河記に於て、附纂中卷を其れと民部省圖帳の解釋に提供して居る。印刷通信運送の不便な世とはいへ、如何にも呑氣な次第である。ついでにいふ。信友は又風土記者に於て、元亨二年十二月下旬下民部省史生源忠勝とある圖帳の殘篇に對しても、惣國と同趣に偽史生源忠勝とあ作れるものと再考して居る。詳細は比古

民部省圖
帳の非認

吉宗類聚
國史を正
本に訂し
刊行せしむ

神原長俊
風土記を
取らず

國史は水戸から上つたが、之も精選に不合格となつて居る以外には無いのである。そこで元文元年九六三三月廿八日吉宗は、類聚國史を訂正して一本に刊定すべき旨を御書物奉行に命じたから、十一月晦日其の校合本五十七冊を撰んで吉宗の閲覽に供した。慶長及び享保元文の史實は近藤守重の右文故事に據る。それを有名な塙保己一二四〇六(延享三)二四八二(文政五)が起つて版刻を企て、門下の高足石原正明二四四二(寶曆十)二四八一(文政四)が校正の任に當り、六十一卷を具本として仙石侯の出版を得たのである。さうして此文化十二年七二四は保己一七十歳正明五十六歳で、彼の信名は未だ二十九歳であつた。伴信友は四十二歳平田篤胤は四十歳かうした系統を辿つて見ると、駿州淺間神主某の偽作云々は、國史の校正に關係した正明が享保當時の消息を傳承して之を信名に漏したのであるまいかと考へられる。然るに是より先、天明三年四三幕士神原長俊二三九四(享保十九年)一七九二(寛政九年)が駿河國志を撰ぶ時、先輩跡部良顯が好事家の偽作であるといつて置いたのに啓發されて彼も亦八條の疑問細目を具せなければ恐らくは祖を駿河國風土記に挿み、一切之に累はされなかつたのは慥に卓見であつた。所謂駿州淺間の神主とは府中新宮の神職である。此新宮廣いの神職は事實

志貴昌勝

首領が二家あつた。即ち村主氏は淺間新宮を奉じ、四位左近將監或は兵部少輔に補せられ、四百七十餘石を食みて新宮を名のり、志貴氏は神部神社(惣社)に仕へ、四位宮内少輔に補せられ、二百八十石を食みて惣社を通稱とし、以て相對立して居たが、新宮氏の先代昌貞は、夙に神龍院梵舜吉田家を師として諸種の傳授を受けて居る。一方惣社方には、志貴兵部大輔滿治が天正三年三二五月三河長篠の戦に討死したのが家康との深い縁故となり、其子昌親は幼少にて家督を相續したる時、新藏と名を賜り、元和元年七二八月には從四位下宮内少輔に補せられ、昌貞の子高明と相並んで神職となつて居る。昌親の子昌勝も夙に吉田家の門に入り、寛永二年八二十八神道次弟及び神道宗源行法次弟を受け、慶安元年〇二八には神道大護摩次弟の奥秘を傳授された。又和歌を善くし、其の山家初冬

山がつの朝食の煙うちしめり、
しぐるゝ空に冬は來にけり。

集外歌仙
のさしか

の一首を後水尾院御撰志貴昌澄著駿河草に後集外歌仙に採録されたりとて駿河草西院とするは誤である。集外歌仙に採録されたりとて駿河草に之を記し、又現に志貴氏に歌仙の寫記者は名のみをも傳ふれど、是は佐川田昌俊

左十番が待花

よしの山花待つ頃の朝なく、
心にかゝる峯の白雲。

を削り、昌俊を昌勝と改めて其歌を挿入したのである。集外歌仙は續續群。又此の歌書類從十四にある。

仙の奥書に寛文五年二五三二月下旬交野内匠頭の署名がある。祖衡の萬治元年を十一歳とす。説に據れば恰も十歳

ある。八歳で昌勝後牧ヶ谷に老し萬治二年一九三卒した。其子に昌相があり、昌相の子に

志貴昌興

昌倫昌興がある。昌勝以來父子共に神社に仕へて居たが、昌興は寛文五年二五三以後に於て兄若くは父の跡を受け、寛文十一年三二一五月四日に卒し山底火靈社意味

の源通尙琵琶記と歌詞に關する意見と二卷を存するのみで、何等傳記の資料とな

るべきものが見付からないが、其の二男に生れた爲に部屋住が比較的長く、其間

吉田家の内人として十二分に研學する餘暇があつたと察するに難くない。但琵琶

記に機山下神主昌興と記銘してあるから、其頃は父兄と共に惣社に仕へて居た

らうか。更に彼に橘三喜みよし槽谷順允前越跡部良顯？等の如き立派な門人のあること

を考へ合せると、其爽颯たる英風を想望される。が英雄には機變が多いから、彼が

風土記や類聚國史の零本につきて、世の疑を集めたのも已む得ないことであらう。

殊に彼の集外歌仙の加除の如き偶々此の感を深くせしめるものがある。

吉田家と風土記

由來吉田家トでは各國の神職を管理指導する上から風土記を尊重し、随つて其

の研究も行届いて居た。同家神道の一寶典鎌倉中期なる卜部かぶ懷賢かた又兼かの著釋日

本紀中には、幾多の風土記の原文が保存されて居るし、又卜部家一の豪傑と呼ばれ

新しき風土記の撰

た兼二〇九五永享七年の如きも亦大に之を利用したやうである。加之豊後國風

土記はまさしく梵舜が文祿四年五二二に書寫校合した奥書がある。彼の奈良多聞

院日記天正十八年五二〇七月廿九日の條の如く、禁中に籠め置かれん爲、日本各國の

郡里指圖に、海山川里寺社田數以下を悉く録進すべき由の御下知があつたとすれ

ば、それが遠い動機となつて、元和偃武の後に、京都は勿論各地方就中國粹崇仰者の

手に風土記撰修やうの業が企てられたのであらう。由來からいふ點に於て吉田

家は最も便宜の地位にある上に、たま／＼昌興の如き比較的永く閑散の境遇にあ

る英物が、之を利用するか若くは利用されたならば、惣國風土記民部省圖帳の如き

もの、出来るは易々たるのみ。況んや類聚國史の零本に於てをやである。現に寛文六年^{二二六}には既に立派な會津風土記が保科正之の手に成り、黒川春村に従へば同九年^{二二九}には内藤家に於て磐城風土記が成つて居る。爾後延寶二年^{三二四}には端郡風土記、貞享元年^{四二四}には前橋風土記が成り、同三年^{四二六}には雍州府志十卷黒川道祐の大著を見るに至つた。

偽風土記
撰修の時

しかし彼の偽風土記を東山天皇の時^{元祿寶永二二三四八}頃中山に成つたとする中山信名の説は、平祖衡が正徳三年^{七三三}の論辯と接近し過ぎて居るから、此點より考へても小中村清矩博士の寛文^{二二三二}説は正鶴に中つては居まいか。今や斯うした事情から推論すると、彼の風土記圖帳國史逸文の作成が、之に依つて第一に利益を受くべき志貴氏に對して疑を加へ來るは已むを得ざることである。志貴氏系圖(現主鐵次郎氏撰)によると、昌興の子泰賢は元祿十六年^{六三三}卒したが、其妻彌津子は日根野權之助の女で豊後府内侯日根野氏に出で、石見濱田侯であつた古田重治大膳の孫である。^{享保九年^{二三八四}死す}元祿元年^{四二八}昌澄が生れた。こは泰賢にとりては男女合せて第八子で僅かに十六歳にて家を承けたから、之を教育指導した者は實に昌

興の門人跡部良顯であつたといふ。彼の將軍吉宗が天下に遺書を求めた享保七年は昌澄三十五歳、良顯六十四歳の時で、彌津子は七十三歳であつた。かうした關係が闡明されたらば彼の信名の斷定にも相當の根據のあつたことがわかる。今志貴家に藏する昌澄の筆かと思はれる惣國風土記駿河國一冊は、每郡の終に略ぼ同一の奥書があるが、彼の交野内匠頭の件は富士郡に、後水尾院様御書庫奉行なりと註し、益津郡には其氏名を切抜いてある。さうして昌澄は駿河草^{寛延二年^{二四〇九}凡例五}に駿河國風土記を、正史とも思はれず、吏案草稿の類なるべし」といへるを考へると、此の享保提書の裏面には、却て「好事家の偽作なり」と斷言した人の疑しい態度が潜んで居るとしか思はれぬ。

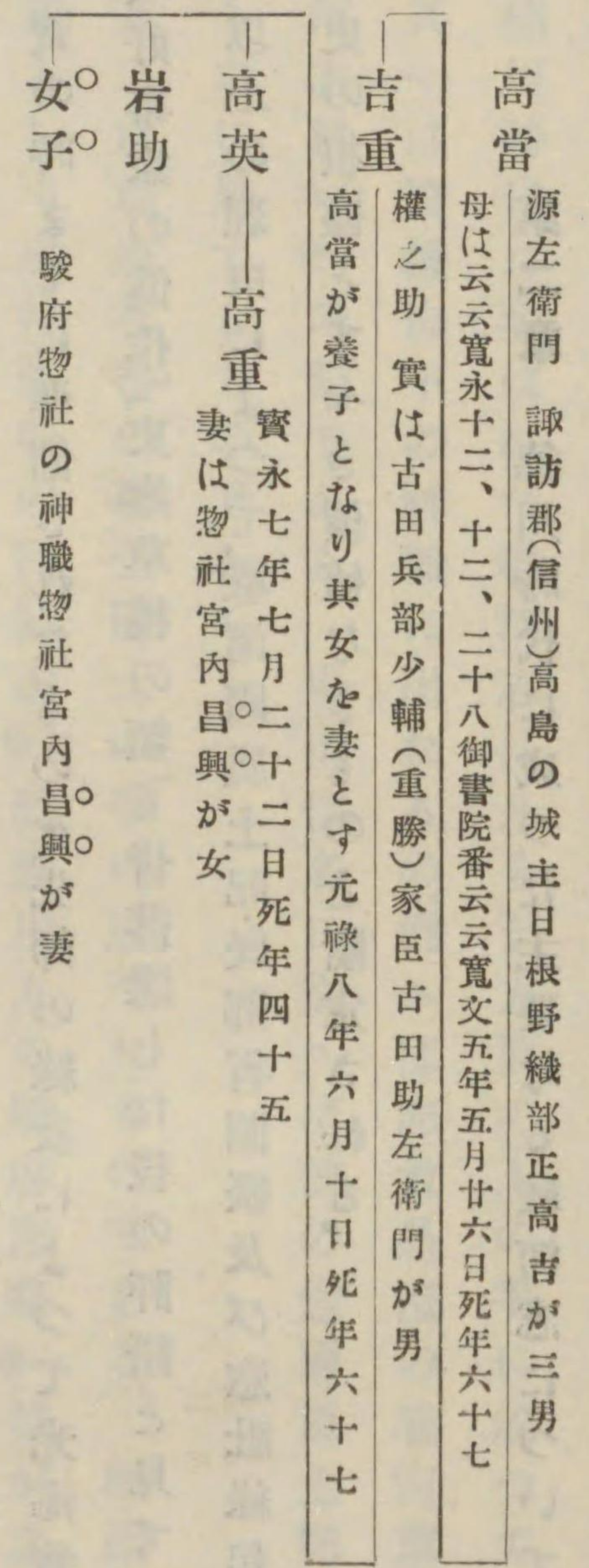
けれども疑問は他の方面から生じて來る。第一は武江年表増訂本に江戸鹿子江戸圖鑑等に載つた元祿時代の名家を擧げて居る中に、神道に江戸京橋吉川惟足と並べて駿府惣社宮内を載せて居る。惟足は元祿七年^{五二四}に七十九歳で死んで居るから、これと並行する總社宮内は元祿十六年^{六三三}に死んだ泰賢であつて、寛文十一年^{三三}に死んだ昌興ではない。尤も志貴家の系圖は一度失せて更に作成し

新に投げ
られたる
三難問題
一元祿時
代の惣社
宮内

二、跡部良顯は昌興の門下
三、日根野吉重の女は昌興の妻にあらず

たので、二種類あるけれども、其の前作の昌興を以て泰賢の子とするものは種々の點に無理がある。先づ昌澄自筆の泰賢の位牌に考と裏書してあるのが一つ。元祿辛未^二三^五十一月癸丑^二將軍綱吉神社修造の祝詞に神主從五位下志貴泰賢と署名してあるのが二つ。明曆三年^一七^三丁酉の記録には惣社宮内大輔昌興主殿泰賢とあれど元祿十四年^六一^三辛巳正月の年頭票には泰賢の名のみが見えて居るのが三つ。物^{何れも}見^た實^此の三點からして私は現家主鐵次郎氏の修正された即ち昌興は父、泰賢は子といふ後の系圖が正しいと思ふ。さすれば元祿時代に於ける神道の名家は、泰賢であることがわかると同時に、父は山底火靈社子は素雪靈社と富士に因んだ最も尊い諡號を贈られたことを、二代の碩學であつた結果だと知られる。第二に跡部良顯^{初名}良賢が天和三年^四三^三より翌貞享元年^四三^三まで書院番にて駿府城に守衛を命ぜられたのは、二十五六歳^{幕府表へは一}の時であるから寛文十一年^三二^三志貴昌興の死後既に十二三年を経過して居る。これを及門の弟子といふは無理であるまいかといふことである。併し前條の疑問が決すれば、良顯は親宮内昌興の弟子でなくて子宮内泰賢の門人だと解決がつく。第三には寛永重修諸家譜日

根野系圖に、



(節抄)

とある權之助吉重の女が、前に擧げた泰賢の妻彌津子に當るのであるが、是には昌興の妻となつて居ること如何といふのである。前の志貴氏系圖には日根野家古田家を誤つて居るのはいふまでもないが、吉重は元祿八年^五三^三に六十七歳で死んで居るから、彼は寛永六年^八九^二の生で、昌興の死んだ寛文十一年^三一^三はまだ四十三歳に過ぎない。又志貴氏の傳の如く、彌津子が七十六歳で享保九年^八四^三に死んだならば(慶安二年^〇九^三の生だから)寛文十一年は恰も二十三歳になるので、寧ろ元祿元年^二八^三昌澄を生むまでに、既に一男六女を生んだ泰賢の妻といふ方が相應しい

と考へられる。尙ほ高重の妻も志貴系圖泰賢の三女烈といふが相當して居る。賢泰の子女は烈と昌澄と二人生存す。以上の理由によると諸家譜の昌興は泰賢の誤であると断定せねばならぬことになるが、併し子が親に誤らるゝのは親が惣社宮内の通稱によつて廣く世に認められて居たことを偶ま證據立てるものである。

解決はかくして

かうしてみると正徳三年七三平祖衡が總國風土記を批評する頃志貴家は昌興、泰賢の黄金時代を經過し、當年二十六歳の昌澄が五十五歳の跡部良顯に教育しあげられて、新興の希望満々たる時である。されば彼の享保呈書の一條は昌興から泰賢の時までに準備されたものを先師の緣故によつて光海翁顯良が紹介したもので、「好事家の偽作」吏案草稿の類も皆落選した後の評語と見てよい。

結語

以上の理由によつて駿河國風土記民部省圖帳及び惣社緣起の類聚國史抄文は修史の根據とすべき價値なきものと断定される。

第二章 徳川時代に成つた主要なる駿河志について

私等が市史を編修するについて、過去に成つた種々の國志を參考引用するから、

國志の出所

此際これについても亦一言する必要がある。

徳川時代に現はれた駿河志は凡そ三方面の人の手に成つて居る。

一、神職

其一は賤機山下の神職に出たもの、例へば志貴昌澄の駿河草本^{末七卷}、新宮高平の駿河志料^{九卷十}の類である。中山信名に従へば彼の惣國風土記中の薦河國風土記

二、幕士

卷一も之に屬するものである。

其二は駿府在番の幕士藩士の手に成つたものである。榊原長俊の駿河國志^{卷八}を首として、榑村惟明の同補遺^{卷七}、羽倉用九の駿府志略^{卷一}等が之に屬し、阿部正信の駿國雜志^{九卷十}至つて集大成した。又近く發見された加藤正行の名遠里會之記^{卷七}の如きも此の系統に屬する。

三、學者好事家

其三は民間の學者好事家の手に成つたもので、川合長行の駿州名勝志^{卷三}、山梨治憲の駿河國巡村記^{卷十九}、桑原藤泰の駿河記^{七卷十}、新庄道雄の駿河國新風土記^{五卷十}、花野井有年の駿河國雜志^{一卷十}等が之に屬する。

内容

但かく分類しても其の内容は交融したもので、敢て儼然たる區劃があるのではないが、たゞ其の編著者の地位と時代とによつて自から特色を具へて居る。

駿河國志

駿河國志八卷十冊は、寶曆四年二四甲戌と天明三年三四癸卯と前後兩度駿府に在番した幕士榊原長俊の編著で、天明三年十月の序文がある類書中駿河草より十餘年を後れ、駿州名勝志と略ぼ同時に成り、名勝志の範圍を脱して所謂駿河志の基礎を造つたものである。其の薦河國風土記を拒斥した事は既に前に述べた通であるが、其の卷一より卷三下に至る駿府城及び其の吏員番士の記録は流石に精確なものであつて、彼の小中村清矩博士の官制沿革略史七卷及び其系を受けた八代國治博士等の國史大辭典に、駿府城代と在番番頭とを混淆し、又町奉行の役料を誤つた等を具體的に訂される。又卷四以下に於て軍記記録等を抄出するに最も注意した點、就中東鑑に於て然るは此方面に深かつた著者の面影が偲ばれる。彼の有名なる山田長政が淺間社に奉納した戦艦圖を複寫した事は卷四に見えて居る。就中日を疊かさねねて遊ぶことを許されなかつた番士の身で、駿府を中心とし一國に亘りて克く記述の統一を保つた點の如きは、最も著者苦心の存する所である。長俊は江戸の人、一學と稱し、子章或は五陵と字し、香山又忘筌齋と號した。性讀書を好み頗る藏書に富んで居た上に、儒學者にして伊勢貞丈の門に學び故實禮式にも通じた。本書の外

榊原長俊

に江戸誌本邦刀劍考東鑑異本考東鑑部類索引東鑑要目等の著がある。寛政九年二四十一月廿二日六十六歳名忌辰録には十一月廿日年六十四に作るにて歿し、江戸谷中感應寺中了院寺に葬る。

駿河國志補遺

駿河國志は簡明なるだけ又遺漏あるを免れなかつたから、寛政八年二四駿府加番として詰めた因幡國新田藩主松平縫殿頭定常かみが之を遺憾とし、其臣榊村惟明に命じ、同九年府中にあつて編輯させたのが駿河國志補遺七卷である。堀直之に作らせたり社寺勝地及び古器等の圖を附録とす。惟明字は允卿、吉藏と稱し、後龜井氏を嗣ぎ定常の子定興にも仕へた。

駿河國志纂略史

桑原默齋其著駿河記の凡例に於て左の如く述べて居る。
本國の地志、元祿の昔(新宮)將監といふ者筆を起し未だ成らずして止む。享保年中府の志、貴昌澄編集の志ありしが、未だ成らずして別に駿河草を編めり。天明年中、中原驛川合長行地志を編す。これも草稿未だ成らずして歿す。其門人植松修道師の志を嗣ぎて駿州名勝志を編み、上木して世に傳ふ。又武藏の人榊原長俊或は榊村惟明等地志を編めり。然れども其撰大略にして遺漏甚だ多し。唯昌澄ひとらの編めるもの嚆矢なるを嘉すべし。云云

大駿河志
編纂の着手

駿河國巡
村記

元來國志編纂の如き大事業は、短い年月に限りある獨力を以て完成されるものではないが、幸に斯く打續き耕種に従ふ人があつた爲に、其の種子を失はないことが出来た。文化九年^{二四}服部久右衛門林若樹本、濱つら抄に、文化の中頃駿府町奉行勤務中、始めて大規模な駿河誌の編纂を企て、稻川の山梨治憲度を總裁に推薦し、島田の桑原藤泰齋、岡部の河野通世、草薙の森宗芳、久能の神田定保府中の新庄道雄、駿東の贊川良以を係員に擧げ、方面を分つて巡察起稿させた。然るに同年十月廿四日に至り服部氏松前奉行と備後守に轉じたるを以て、國志編纂は必ず懈る勿れと命令したに拘らず、結束や、弛びゆき、加ふるに河野神田文化十二年相次いで歿し、森も病に罹りて起たない。是に於て桑原のみ其意を體し、初は贊川を副とし、後には獨力を以て、文政元年^{二四}七郡の巡行調査を終へ、同三年^{二四}春遂に駿河記三十七卷を大成し、詳細同書の附言にある。天保三年^{二四}に歿した。史的考據の確實と史の見識の明快が一頭地を抜いて居る。此際文政十二年^{二四}羽倉用九が簡潔な漢文を以て駿府志略一名駿河小志を綴り、木活字版を以て印行して居ることを附記する。是より先治憲は各地を巡檢して駿河國巡村記十九卷を著したが、文政九年^{二四}五十六歳を

駿河國新
風土記

名遠里楚
之記

駿國雜誌

駿河國雜
志

駿河志料

以て歿し、新庄道雄は文化十年^{二四}より駿河國新風土記を編し、一卷成る毎に江戸に携へて平田篤胤に質し、天保六年^{二五}其歿するまでに二十五卷を終へた。斯様に當初服部氏の企てた事業が分裂したのは、山梨新庄に姻戚の關係道雄の子道昌の妻は治憲の四女である。が出来、又桑原と新庄との學風に異なる所があつたからであらう。特に新庄が本居を繼承した平田の學風を固執したことは、其の大因ではなかつたらうか。次に此の駿河國新風土記により主として東照公の事蹟を收拾叙述したのは、天保九年^{二四}駿府町奉行として來た加藤正行勅が、同十一年^{二五}十一月より十三年^{二五}七月までに編述した名遠里曾之記七卷である。此と同時に、嘗て駿府に加番として來役した阿部正信が駿河國志同補遺にあきた嫌らずして、更に駿國雜誌四十九卷を編し、同十三年^{二五}正月大成した。三上參次博士は叙述整然引證該博と評したれども、其の短處は煩瑣で、明截を缺くにある。此に對して花野井有年の駿河國雜誌三十一冊あるは所謂民間學者の完成したもので、其の成つたのは嘉永五年^{二五}正月再稿である。最後に淺間神社の神職新宮高平が文久元年^{二五}に集大成した駿河志料七十九卷が出た。流石に好地位に居て好時機に輯めた爲、精細に具備したもの

である。

編者の略

以上駿河記以下著者の略傳、山梨桑原羽倉は静岡縣人物志に見えて居る。加藤阿部新宮は既記以外は未詳である。新庄のは平田篤胤撰の碑文に要綱を具して居る。近者私に於て取調べたものは別に録す。古學小傳の誤がある。花野井有年のは其の四十三歳までの自叙が辛丑雜記陸月の卷にあるから、是も亦後に述べよう。

國志類の刊行を望む

從來此等幾多の好著、大著は殆ど皆寫本を以て行はれて居るから、容易に閱覽することの出来ないのは非常に不便なる上に、其の轉々手寫の爲に甚しく誤謬を生じ來りて讀下し難きに惱まされる。しかも冊數の多きは散佚し易く、駿河志料の如き、國幣小社神部神社等の社務所にすら既に必要な一部分を失つて居る。幸に駿國雜志は數年前吉見書店の印刷發行によつてやゝ渴望を醫したれども、最後の一卷の出づべくして久しく出でざるは、九仞の功を一簣に虧かんとするの憾がある。凡そ圖書は刊行によつて其効を増し、又壽を加へる。而して人は書を讀むによつて知を増すと共に、書も亦人に讀まれるによつて光を添へる。私達は駿國雜志の印行完成につきて、發行者たる吉見氏の奮勵を望むこと最も切なるものである。

る。

第三章 駿河國新風土記の著者新庄道雄

眞菅舎入門

文化八年七一四當時の眞菅舎後の氣吹舎の大人平田篤胤に、

皇大御國の上代の道を大人の導き傳へ給ふを、己いた甚くしんぶに依りて、名簿なづきを進りて其道に赴き教を受け給り侍らひぬ。今より後教へ給はる如く重みし學びて、神の御道に習ひ、公の御掟みおきてに違ふこと無く、又大人に對ひて禮みや無く異しき心を思はじ。都すべて此誓うけひに違はば、掛かけまくも畏かしこき天つ神國つ神知しるしめして罰きため給はむ。あなかしこ。

といふ堂々たる誓詞を捧げて入門した駿河人が七人ある。そは柴崎十兵衛直古、新庄仁右衛門道雄、小原東作雄英、小原久間次郎忠友、後改穂井田靱負、小原借助眞金、山中安兵衛弘道、山下五四郎正寛である。いかに道を重んじ師を崇め、公明正大神明に誓ひて毫も畏怖せざる大丈夫の態度であらう。頽廢の氣分に酔うて緊張の態度を缺き、自ら輕んじて身神を毀壞するを知らぬ徒輩は、當に愧死すべきである。

實にこれ眞菅舎第廿七番目以下に列する正眞正銘の門下生であつて、彼の歿後の門人と稱するものとは全く其の選を異にして居る。

新庄道雄

新庄仁右衛門道雄は安永五年二四三六二月朔日駿府江川町で生れた。父は昌剛初名を庄助といつて、庵原郡町屋原村(今由比町)の原家から養子となり、五代目仁右衛門孝澄の女フサに配し、六代目仁右衛門となつた。道雄は其の第三子である。初め幸次郎といひ平藏と改め、七代目仁右衛門となり、退隱の後甚右衛門と名のつた。名は敬泰、後道雄と改め、柏園と號した。

江川英長

初め天正二二二二の頃、伊豆の江川太郎左衛門英長故あつて北條家を去り、徳川家康に仕へて邸地を駿府なる今川氏の花園址に給せられたが、同十一年二二四三徳川氏の女の北條氏直に嫁するに及び、附人として小田原に遣され、それから韮山へ復歸した。時に道雄の先祖なる道高は夙に英長に仕へ、數々軍功を樹て、其の長臣となつて居たから、主命によつて府邸を留守し、後遂に定住して市民となつた。其邸は現在の静岡郵便局附近一帯であつたから、今も江川町の名を傳へて居る。又邸内に三層樓があつたので新庄家の屋號を三階屋といひ、代々郷宿を營み、傍ら町役

新庄の祖
先駿府に
といまる

三階屋

人として相應の生計を立て、居た、

道雄修學

天明四年二四四四道雄九歳の時野澤豊後源昌樹まき山縣大貳の門に入り、兄弟子の植野藤馬興龍から句讀を受けて四書を讀んだ。昌樹は甲斐の人、武田家の勇士山縣三郎兵衛昌景の裔で、彼の木枯森や義僕八助の碑を建てた人だ。又植野藤馬興龍は駿河式社考の著者である。

幼時の詩
歌

道雄は野澤門で歌をも習つた。入學の年の歌に、
白雪のふる枝の梅を眺むれば、

まだきに春の花咲きにけり。

といふのがある。翌五年二四四五韮山江川家の手代宇澤七藏に唐詩選を習ひ、其年野澤の許にて、

秋日登音羽山觀楓

羽山秋日景 處々多丹楓 楓葉紛々色 相混落水中

服部慎民ぬしの父の七十の賀に

七十路の後のよはひは、十返の

花咲く松に契りおくらむ。

と詠んだ。是が十歳の時である。

古學小傳の誤

清宮秀堅の古學小傳中卷に、

天明六年野澤翁此里府中のほとりなる木枯の森に碑を建んことをはかる。

道雄是を本居宣長にあつらへて其識をたのみける。此をり宣長「玉くしげ」の

版本と直日の魂とを其稿にそへて送らる。野澤翁其書を道雄に寄らる。此

時(年三十)皇國の道と云ふものあることを知りき。

木枯森碑

とある。されど天明六年^{二四}道雄は未だ十一歳の小兒である。又同碑の文は天

明七年^{二四}に撰ばれ、石は八年^{二四}夏道雄が十三歳の時に建てられ、加之「玉くしげ」

新庄家譜

は寛政元年^{二四}の刊行なれば、是亦時の合致を缺く。こは新庄家譜に、

天明八申年正月同日父昌剛死。其年十三歳にて跡式相續。野澤翁の元にて

本居宣長大人といふ人ある事を知り、直日靈の寫本「玉くしげ」の板本を見

とあるのが事實である。想ふに、本居宣長大人といふ人ある事を知り、が、本居宣長

にあつらへて其識をたのみけるに變じ、さては年十三が顛倒して年三十となつた

のであらう。但版本玉くしげが公刊と一年の差あれど、そは先つて印本を送られ
たと見られないこともない。兎角偉人の傳記には幼年から英物に書くのが習で
ある。

父昌剛逝

天明八年^{二四}正月八日昌剛は五十四歳で死んだ。後には四十歳の寡婦フサと、

十三歳の道雄と其妹が一人遺された。幸に昌剛の實弟善吉が吳服町一丁目に奉

公して居たので、これが三階屋の後見をしたから、道雄は尙修學を續けることが出

來た。

進學

其年から翌寛政元年^{二四}夏まで、川邊松龍院の蹠山和尚に就いて四書古文後集、

絶句解の講説を聴き、又(元年から)石川文右衛門敬之に書經禮記を、曾根藤助に詩經

を習ひ、同四年^{二四}十七歳にして、三浦棄才永年に隨つて經書の義理、古學の意を聴

き、専ら漢書を讀んだが、同七年^{二四}二十歳の時、江戸から藍洲伊東貢が來たので、之

に就いて晚唐宋朝風の詩を學び、又三河の人齋藤九郎右衛門に天文、算術、易學を習

うた。

歌と狂歌

同八年^{二四}二十一歳の時、野澤三浦兩氏及び駿府の本居門人村松春枝に隨つて

古風の歌を詠み、萬葉集を校正し、皇國の古書を読み、又江戸の狂歌堂真顔まがほ、北川嘉兵衛の門人となり、狂歌をも詠み習ひ、真顔から清葉科河きよはらのしながはと名を與へられた。

結婚畢兒

此頃駿府御城番組同心根本伊兵衛の女イクイク（後ミノと改む）を娶り、寛政九年五二四五月廿五日長男道昌みちまさを設けた。時に二十二歳である。後三男三女を擧ぐ、享和元年六一四三月紺屋町郷宿柏屋儀兵衛の株を譲り受け、爾後田宅を買求め、家道漸く裕かとなり、同三年六三三二十八歳にして町頭役となつた。

町頭とな

改名 文化三年六六四狂歌堂真顔が京よりの歸途に立寄り、一連四人にて狂歌千首を詠む。此時狂歌判者の免許を得、廣葉ともいつた名を道雄と改めた。時に年三十一、

火災に罹

翌四年六七四十二月十九日丑刻（實は二十日午前二時）新通二丁目より出火し、三階屋も亦其難に遭ひ、圖書家什を焼失した。道雄其著柏園隨筆序に、

家居は更にもいはず、塗籠さへ焼失て、家の調度夜の物までことごとくに烟となしはてぬるに、とりわき己が好る物とて、年頃集めたる和漢の書佛書、又は己が詠める歌作れる文板にされるも寫せるも、すべて三百部十六合の櫃に入れたるが、一合も残らず焼失たるは、殊にをしむ物の極なりけり。

野澤昌樹

と記して居る。慥に學者の大厄であつた。

平田篤胤

是より先寛政十二年六二四閏四月七日野澤昌樹は七十九歳で死んだ。道雄は二十五歳で此の大切な師を失つたのである。是より専ら村松春枝に頼つたが、文化八年七一四十二月平田篤胤が駿府に來り柴崎直古が家で古史成文を撰んだ時、道雄始めて其説を聽いて大に感激し、直古等と名簿を捧げて入門した事は前に述べた。

著書

道雄時に三十六歳。爾來江戸に往復すること二十年。其間志を傾けて篤胤に學んだが、篤胤も亦同庚おなじととの故を以て特に之を優遇したといふ。此年九月道雄は大祓詞略解を著して居た。又伊豆葦山の江川邸を訪うて、

江川家との交誼

秋の夜を七代につきて語るとも、

ふりにし代々の事は盡きせじ。

と詠んだ。これ江川家も英長以來七代新庄も道高以後七代目であるからである。文化九年七二四春、駿府町奉行服部久右衛門が山梨玄度、桑原黙齋及び道雄等七人に囑して駿河志編纂を企てた事、及び其の始末は既に第二章に述べた。但道雄が駿河國新風土記を綴つた年月の記録に存したのは左の通である。

新風土記
成功の年

| | | | |
|--------------------------|-----------------------|-------------------------|---|
| 文化十三年 <small>七二四</small> | 國府別卷下 | 文政六年 <small>八二四</small> | 益津一 |
| 文政十二年 <small>八二四</small> | 有渡 <small>五卷</small> | 天保元年 <small>九〇四</small> | 富士山 <small>二</small> 有渡 <small>六・七</small> |
| 天保二年 <small>九一四</small> | 安倍一 | 天保三年 <small>九二四</small> | 安倍二 |
| 天保四年 <small>九三三</small> | 安倍 <small>三・四</small> | 天保五年 <small>九四四</small> | 庵原一 |

又提要は例言の終に文化十年七三四西四月廿六日とあれど、二卷以下は國府部の成つた後に出來たのではあるまいか。但富士駿東は起稿するに及ばなかつた。

道雄の盡
瘁

本書二十五卷は道雄が一代の精力を傾注して編述したもので、一部分成る毎に必ず江戸へ携帶して篤胤の意見を聞いたのみならず、本居大平や夏目璽滿などに意見も意見を質して居る。其の偽書の風土記や民部省圖帳や類聚國史逸文などを看破し得なかつたのは遺憾であるけれども、是も畢竟は土地の誇を失ふまいとする愛郷心に累むらされたものであるから、情に於ては深く咎むべきではない。されども學者の立場としては、研究が徹底して居ないとの非難は免れぬ。其他の意見は概して一機軸を出したもので、本居宣長より傳統的によく其の學風を繼承して居る。隨て最も惜むべきは富士駿東誌の具備しなかつた事で、是がやがて默齋の駿河記

新風土記
の批評

に一籌を輸する所以となつた。

豊稼録が
ら安倍川
洪水記

文政八年八二四諸國に蝗害があつたから、道雄は豊稼録を摘記し、油を以て蝗を除くべきことを述べ、印行して之を施した。時に五十歳。同十年八七四代官羽倉簡堂

道雄隱居

に隨つて富士山に登り修善寺温泉に遊んだ。同十一年八八四安倍川洪水記成つた。

葛根成る

天保二年九一四五月朔日家業を長男仁平道昌に譲りて仁右衛門と名のらしめ、自分分は甚右衛門と改名して猶町頭役を勤めた。時に年五十六。同三年九二四七月幕府の命によりて富士郡猪頭村に水蘇鐵一本みづそで薄を探り、之を獲て獻じた。十二月葛根くず二冊成つた。是は本居宣長が葛花くずはなを著して市川匡鷹なつまくらが萬我比禮まがひれの妄を辯駁したのに倣ひ、沼田順義のぶよしが級長しな戸風の説を駁したので、葛根湯くずねたうで感冒ひびを逐ひ拂ふ意を寓したのである。

江川英長
二百年忌

同四年九三三江川町にて江川英長二百年忌を修した。八月輜軒小録が成つた。

道雄逝く

同五年九四四十一月七日兩替町五丁目から出火して類焼した。

篤胤碑文
を撰す

同六年九五四二月江戸に出で三月歸つたが、是が最後の出府で十二月十九日病の爲に死んだ。行年六十。道一と諡した。篤胤大に之を惜み、自から碑文を撰し、其

後に、

はふ虫もな穢はしそね。我が道に
雄々しき翁が石ぶみぞこれ。

餘慶

と題した。其碑現に小梳神社の域内にある。道昌父の稿本を整理し、駿河國新風土記稿と題し、弘化三年〇二六駿府町奉行戸田寛十郎うちひで氏榮を経て幕府に獻じ、金千疋を賞與されたが、道昌の養子道秀も亦更に一部を寫し、明治七年三二四九月太政官に納めて金員を賞賜された。

藤井昌幸
も同庚

因にいふ。私は大正七年伊豆に於て、賀茂郡白濱神社縣社式内伊古奈比咩命神社の舊禰宜藤井伊豫昌幸の爲に、其の詳傳道守を撰んだ。昌幸も亦篤胤第四十八番の門人で師と同庚である。さうして彼は三島神社祭神論に、師説を奉じて伊豆神族の面目を一新した偉人であつたが、天保七年二四六十一月廿七日六十一歳で神社興隆に一命を捧げた。今同門同庚にして僅かに一年を先ちて歿した道雄の傳を綴るに當りて、追懷轉た禁じ難きものがある。

鈴屋入門

本居春庭の門人録に據れば、道雄は文化十年七三四に三階屋仁右衛門として、又道

道雄の戯
歌

昌は同十一年七四四に三階屋仁兵衛と名のりて、共に鈴屋門に入つて居る。道雄の歌文の一部は柏園隨筆に収録されてあるが左の長歌は遠江新居町岡部讓氏の藏で戯歌にも巧であつた技倆が十分發揮されてある。

十二月晦日戯作長歌

| | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 八千矛の | 神の御代より | よろしくも | 定め給ひて |
| 年ののはの | 師走の今日は | 天飛ぶや | かりはかへし |
| 生緒著 | かせはとるてふ | 大神の | みのりのまゝに |
| おのが身に | 負債はらふと | 吾妹子が | いたづき縫ひし |
| 和妙の | 倭文布の囊 | 大丈夫の | 得物矢手挟み |
| 生剝に | はぎて作れる | 皮袋 | 底もはるかに |
| 目かゞやく | 黄金白銀 | いやさはに | かき入れ持ちて |
| 千尋繩 | 結びし錢は | 足引の | 横山なして |
| ますらをが | 雄たけびしつゝ | 入り來る | かけとりどもの |
| 請のまゝ | 拂ひてやれば | 鹿自物 | 膝をり伏せ |

| | | | |
|---------------------------|---|--|---------------------------|
| 鶉 <small>うら</small> なす | い這 <small>は</small> ひ拜 <small>をら</small> み | 來 <small>き</small> む年 <small>とし</small> も | また來 <small>き</small> むとしも |
| 家主 <small>いゝあるじ</small> の | まうしのまゝに | 千萬 <small>せんまん</small> の | 物は獻 <small>また</small> せむ |
| 天雲 <small>あまぐみ</small> の | よその店 <small>みせ</small> より | 山菅 <small>やまかき</small> の | ねをもまけむと |
| 笑 <small>わら</small> まひつゝ | 歸 <small>かへ</small> らふ見 <small>み</small> れば | 群肝 <small>ぐんかん</small> の | 心 <small>こゝろ</small> おごりて |
| 新玉 <small>あらたま</small> の | 年 <small>とし</small> をもとれる | こと <small>こと</small> の樂 <small>たの</small> しも | |

第四章 駿河國雜誌の著者花野井有年

木枯森の
名歌

しぐれの雨まだ降らなくに、木枯の
森の木きのの葉はは色いろづきにけり。

辛丑雜記
の自叙傳

といふ名歌を遺した、醫者で詩文にも俳諧にも長じ、國志については駿河國雜誌三十一卷を著した花野井有年は、通名を花井昌齋といつたが、其の四十三歳の時、天保十二年〇一の終に年の干支を冠して辛丑雜記十三卷を著し、其の睦月の卷に自傳を述べて居る。是に據ると、有年の祖先は酒井吉右衛門といつて紀伊の人であつたが、慶安元年中駿府安西二丁目に移り、氏を花野井普通には花井と呼ぶと改め、

延寶三年三三に死んだ。其後六代目吉五郎といふ者安西五丁目に移り、寛政十一年五二三月二十一日有年を設けた。

有年讀書
を好む

醫を學ぶ

開業

蘭學を修
すめ書を著

有年十五六歳の頃よりなにくれとなく書を読むことを好んだ。十八歳で妻を娶つたけれども、家産を營むこともならぬから、家は弟健次郎に譲り、二十一歳の時、文政二年江戸に出て和蘭の醫方を學び、又傷寒論や金匱本草を讀んだ。然るに病に罹つたから家に歸り、二十三歳の時心願によつて伊勢神宮に詣で上方日記を書いた。二十四歳の時江戸に出で、小篠某に就きて醫を學び、且つ開業したが、翌文政六年二月廿四日駿府安西四丁目宅を求め、郷里に醫業に従ふことになつた。時に年二十五。然るに有年は未だ是を以て満足せず。文政七年六格の事を聴き、大坂にて橋本某に醫事を學び、同八年此間に西學便覽四十八卷、西學醫斷一卷、診候精要五卷、内景一覽一面を撰した。併し當人は之を覆瓶ひよびんのものだと謙遜して居る。

藤林泰助

私は一寸茲で註釋を試みたい。小篠といふ人は未だ明かでないが、藤林は元紀、

橋本宗吉

字は君諧、泰助と稱し、普山と號した蘭醫で、又儒籍國典に通じ、最も和歌に長じた人である。特に蘭學を善くし、譯鍵蘭學徑及和蘭語法解の著がある。所謂九品六格とは和蘭語法の事である。次に橋本とは名を鄭といひ、通稱は宗吉、絲漢堂と號した大坂の人で、小石元俊等より資を給せられ、江戸に出で、大槻磐水に蘭學を習ひ、後大坂に歸つて蘭法醫師となり、著書が頗る多い。中にも西洋醫事集成寶函は、之を本草藥方製藥及治病の四部に分ち、凡て五十卷頗る世に行はれ、文化、文政の頃名聲いよ／＼高まつた。天保七年二四九六五月朔日死す。年七十四。浪華名家墓所集 大槻磐水年譜有年の醫藥蘭學の著書の多きに詩歌にさへ長じたのはかゝる好師に薰陶されたからである。橋本が切支丹婆の獄に座し、磔刑に處せられたといふ譯説に、つきては、大槻如電翁の綾鞠證文が續燕石十種四一二頁にある。

然るに天保に入りての有年は、いかにも不幸續の人であつた。元年二四九〇には母を失ひ、三年二四九二には長女に死なれ、六年二四九四には次女を失ひ、其八月には妻にまで逝かれて、後には十歳と二歳の男兒が遺された。彼が八月十五夜の詩に、

聞說中秋明月夜 懷兒閑步葛衣寒
正疑平日哀傷淚 却鎖清輝不使看

打續きたる不幸

といふのがある。何たる悲惨の事であらう。三十七年 彼は是に於て已むを得ず繼

室を迎へた。天保飢饉の詳況は有年著辛丑雜記卯月の卷に詳かである。

飢饉の祟

彼が不幸はこれのみでなかつた、天保五二四九四六二四九七七二四九七八二四九七と四年打ち續いた飢饉には、はや飢ゑて死ぬべかりしを辛うじて助かりけり。

災眚二年一月一 二毛心可驚 讀書聊寄樂 賣藥僅儉生

多數の著書

といつて居る。是等の詩を集めて百昌齋野吟稿八卷續二卷とし、又歴代の詩を集めて南金集十三卷を著し、且つ百昌齋文稿二卷をも編した。又和蘭藥の調はざるを患ひて代藥考を撰ばんと考へたが、偶ま蘭漢の醫方の皇大御國に益なきことを悟つた。それが天保七年二四九六十二月七日であつたといつて居る。併し何故に蘭漢の醫方が日本に益がないといふことは録して居らぬ。彼は是から皇國の醫學に志したけれども、書籍がないので辛うじて大同類聚方を寫しとりて、藥名を考察する手引に類聚方紙折三卷を撰んだ。尙玉藻瑣々一卷、疫病先守一卷、芙山集一卷、經驗藥方一卷、藥錄類證一卷、神道明辨一卷、幽顯考一卷等を著したが、他に疫醫正道二卷だけは、どうか出版して世の同志に頼みたいと、それのみ樂しみにして居ると

皇國醫學を研究す

辛丑雜記

かう書いて筆を止めて居る。醫道に關しては富士川游博士の日本醫學史に略叙してある
天保十二年二五十二月晦日の序ある辛丑雜記十三卷各卷に月の異名を冠し、睦月には閏があるは年來讀過した幾多の書籍の中から摘録した事項を、同年の日記に割り當て、書いたものである。彼は、

日記にもあらず隨筆などにもあらざれば、是は名づくべきふしもなくなんなりにつれば、たゞ雜記といふ名を記しおけり。

國志學者と隨筆

といつて居る。本書を一讀すれば、いかに彼が該博な知識の所有主であつたかを知られる。一體國志の研究家は非常に澤山の書を涉獵せねばならぬから、かゝる副産物の出来るは當然である。曩に述べた新庄道雄にも柏園隨筆が三卷あり、又近く大正に入つて死んだ藤波甚助も邯鄲夢幻等六十卷の隨筆を遺して居る。以てかゝる種類の研鑽の容易ならぬを知るべしである。

駿河國雜志

有年が駿河國雜志を編みたいはれば、其序に、
打寄する駿河の國のこと記せる書はしも餘多ありつれども、簡なるは簡に過ぎ、繁なるは見るに煩し。己これを編みて、簡ならず繁ならず、見易くして全か

らしめむと思ひおこすこと年久し。

といつて居るのでわかる。即ち繁簡宜しきを得た國志を編纂しようといふのである。さうして彼が過去の國志として挙げたのは、駿河國風土記、駿河國志、駿河小志、駿河國新風土記、駿河名寄、駿河草、駿河名勝志、駿河記等であつて、未だ駿國雜志は知らなかつたのであるが、中に就いて駿河記には彼も頗る歎服の意を表して、

粉本は駿河記

駿河國のこと此書にて備りたり。云々。先づ此書を本として繁を省き略を補ひ書體を立てたるなり。

といつて居る。以て此書の本づく所を知られる。

六年に完成

此書は弘化三年二五正月廿一日に起草し、嘉永五年二五正月十二日に再稿して居るから、完成に滿六年を費して居る。時に年五十四。

迂愚者

有年嘗て羽倉簡堂より二十二史を借覽したが、半歳ならざるに返還を求められたから、有年未だ讀了せざるを以て延期を請ふと、簡堂笑つて今の世眞面目に二十二史を讀む迂愚者があるかといつたので、流石の有年も啞然たりであつたといふ。

置藤 郎氏話

死去 有年慶應元年二五十一月廿四日年六十七で死んだ。墓は安西一丁目瑞光寺にある。

侠客の子 [補遺] 築地元太郎氏の説に據れば、花野井有年の父は侠客であつた。有年は青年の時行商に従事せしめられたが、所謂買出といふ仕事を厭ひ、江戸に脱走して醫師とならうとしたけれども、何所にも置てくれる醫者がなかつたので、已むを得ず按摩鍼療の徒に投じたのを、幸に見出されて其本意を遂げるを得たといふ。弘化三年〇二五八月一日有年は時の駿府の歌よみ中_{中には}故_{から}和歌を募り、藏山集と題して久能山に奉納した。其跋。

干_レ茲勸_二人々_一令_レ讀_二和歌_一。集_二錄一卷_一。以來納_二久能大御山_一。嗚呼可畏。今也四八蠻夷。率_二服大御國之嚴威_一。億兆庶民。飽_二足太平之鴻恩_一。實是鼓腹擊壤之音而已。故其所_レ咏之歌。更不_レ改_二一字_一。其儘書畢。

其の集録された人は

社_中 村松 内匠元則 同 築地三郎四郎藤原親正 同 東流權少源邦昌
社_中 應守采女菅原弓末 同 先光主税藤原清邦 同 大井齋次郎源安親

新通 水晶寺阿闍梨興壽 紺屋 山中安兵衛源弘道 御寄所_{人宿町} 三浦左文次平爲寶
江尻 高橋久左衛門平建胤 茶町 小林源右衛門正敦 本通 小川眞齋有道
安西 橋本甚左衛門源和磨 本通 森一馬源百春 新通 小西徳次郎春久
江尻 土屋健助源豫翁 男_{豫翁} 土屋市太郎源宣足 新通 田中宥作妻眞子
江川 箕田宇兵衛妻元子 安西 花野井昌齋源有年 男_{有年} 花野井鼎齋源有定
故人 村松 甚兵衛直船 新庄仁右衛門道雄
森六兵衛源直里 土屋健助妻幸子
武島 宗甫源寛 田中宥作源和雄
深井章作源春茂 同 上 春 枝
大谷伊左衛門道輔 西村庄八郎謹節
計三十一名である。

第五章 新に発見された國志の解題

なをりその記

七冊

著者の推定

序文の末に、天保十一年〇五十一月五日駿府市尹の館に誌す藤原正行とあれば、著者は當時の駿府町奉行なるべく、更に跋文に七月七日の早朝召還されて駿府を出發する由見ゆれば、是に據つて加藤靱負の著なることを斷定せらる。其故次の如し。

其の理由

續徳川實紀に據れば、天保九年^二八月^四七月一日使番鈴木四郎左衛門駿府町奉行となり、又九月一日駿府町奉行鈴木兵部^{四郎左衛門の改稱なるべし}の赴任の暇を賜ふことあり。然るに同月廿四日目付加藤靱負駿府城番の交代と共に同町奉行となり、十一月一日赴任の暇を賜ふ。是より先元祿十五年^二六月^三既に駿府町奉行は一人となりつれば、當時鈴木加藤相並びて任に在るべき筈無く、隨て鈴木は病死したるか、若くは赴任し得ざる事情ありしかと察せらる。現に天保武鑑三に天保十五年辰正月よりとして、鈴木四郎左衛門の御使番に列せられたるは恐らくは兵部の子なるべきなり。^{續實紀に兵部の終見えず。}次に續實紀天保十三年^二〇七月^五十二月^二日駿府町奉行加藤靱負小普請の支配となることありより推せば、跋の七月七日とあるは正に此年にして、當時江駿兩府間の公定旅行日數五日を経て轉役せら

書の内容

れし事實と吻合すれば、則ち著者藤原正行は藤氏の加藤靱負にして、本書は天保十一年十一月より同十三年七月まで約一年八ヶ月間に編輯せられきと考へらる。^{十三年七月二十日使番永井求馬駿府町奉行に任ぜらる。}此書は序文の如く、主として東照公の遺事を蒐録し、傍ら關係の他事に及ぼせるものなるを以て、其の内容一般の風土志と異なれば、相參照して發明する所尠からず。特に史話傳説に於て然りとす。但其の新風土記に負ふ所多きは卷中屢々之を引抄するにて明かなり。文章は往々中古文に擬せんとして能はず、却て爲に煩冗晦澁に陥るは惜むべしといへども、其の事を叙するの詳細なるは之を償ひて餘あり。

處罰?

抑々著者は千石高の御目附より同高に役料五百俵附の駿府町奉行に轉じ、本書著述成りなんとする際召還せられて小普請の支配となる。^{小普請支配は三千石高の役なり。混すべし。}即ち僅かに拜謁の格を保ちて小普請方に編入の^{小普請方は寛政四年間二月以下を組とせられしは、蓋し一の貶降なり。}其故何ぞや。予をして憶測せしむれば、此書東照公及び之に關係する事を記するの餘りに詳細且つ明白なるが、

偶々幕府の諱忌に觸れしにあらざるか。之を天保十二年〇一五六月十日泰平
 年表殿居囊青標紙を編し、僅かに三百部宛公刊したるの故を以て處分せられ
 たる幕士大野權之丞の事と比較して頗る興味あるを覺ゆ。即ち彼は公刊し
 たるを以て司法上の處罰を受け、此は未だ編輯中にあるの故に穩かに懲戒處
 分を施されきと解せらるゝなり。政の時に水越執思ふに當時久能廟修繕の爲に幕
 吏の來往頻繁なりしかば、自ら譏斥の行はれ易かりしにあらざるか。著者が
 此書に名づるになをりそなをりそなな折その約か。又は當時の習慣と勿損名譽を以てせ
 しもの、豈に陽に神祖の名を損するなかれといふが如くにして、陰に自家の子
 孫を戒むるにあらざるなからんや。本書の完成せられず又殆ど世に知られ
 ざりしもの亦故ありといふべし。

原本出處

此原本は故本縣富士郡長として愛書家の名ありし太田資行氏の所藏なりし
 が、たま〜書肆秋山平和堂當市馬場町の手に歸せるを以て、堂主の厚意によりて
 謄寫するを得しなり。但し假字遣宛字等に多少の修正をなし、又註釋を加へ
 たるあれど、毫も原本の意を損せざりしを信ず。但太田本も著者の原本には

あらず。

大正十三年六月二十九日

(修訂名遠里曾之記解題)

○たま〜某氏より次の記事につきて意見を求められたり。

参考資料

清齋遺稿

二三九頁 駿府淺間神社

二十日會祭禮の條中、

水野越前守閣老タリシヨリ、文恭公ノ華奢ノ風習ヲ矯正セントシテ、天下ニ令
 シテ大ニ節儉ヲ勤メ奢侈ヲ嚴禁ス。幕僚及諸藩士絹布ノ衣服ヲ用ユルヲ許
 サズ。況ンヤ市民農夫ニ於テヲヤ。然ルニ天保十三年吳服町一丁目頭矢入
 七左衛門氣慨ヲ以テ聞ユ。二十日會祭禮ハ神事ナリ、極テ華美ナルベシト、其
 町居住民ヲ勸誘シ、錦欄綾羅ヲ盡シテ跣行者ヲ出ス。當時町奉行加藤鞞負之
 ヲ尤メ、政府ノ御主意ニ背戾スルハ何ゾヤト、七左衛門ヲ責メ百日間ノ閉戸ヲ
 命ズ。同年七月二十四日加藤鞞負奉行ヲ免ゼラレ、小普請支配ニ遷リ、永井求
 馬駿府町奉行ニ任ゼラレ、駿府ニ着到スルヤ、直ニ七左衛門ノ罪ヲ許シ、天保十
 四年永井求馬市街ヲ四分シテ東西南北ノ四組トシ、毎組一個ヅ、ハ、毎歲二十
 日會祭禮跣行物年番ニテ順次必ズ出スベキヲ以テス。此ニ於テ吳服町一丁

目矢入七左衛門頭ニテ又跣行物ヲ出ス。爾來二十六年間毎歲間斷ナク二十日會跣行年番行ハル(下略)

答曰、これを一の挿話と見るならば妨げなけれど、史料としては考慮を要す。試みに消極的方面より評せんか。

(一) 著者小川清齋は天保八年の生なれば、事件の當年天保十三年は僅に六歳なり。されば此一段は聞書なるべし。史價を減す。

(二) 水野忠邦の威權赫々、一世の望を負うて節儉の徹底を期する際、たとひ神事にもあれ、其旨を受けて犯す者を罰するは當然なり。

(三) 二月二十日會當日の罪に對し百日の閉門を命じたるものを、九月廿八日永井奉行着任の上之を宥すといふは、二百日以上を經過したり。事實に合ひ難し。

(四) 加藤靱負は七月七日駿府を出發し、十二日歸府の上小普請の支配に貶せられたり。若小普請支配となるならば、上文に述ぶる如く三千石高故榮轉なり。左遷にあらず。如何。

(五) 永井求馬は天保十三年九月廿三日駿府赴任の暇を賜りしこと續徳川實紀に見ゆれば、駿府着ハ同月廿八日(旅行公定日數五日)なり。

(六) 天保十四年の永井の跣物所置は制限を附したる整理なり。矢入の奢侈を認めしにあらず。

(七) されば、同年矢入をして頭たらしめしならば、それは寛文中京都所司代板倉重矩が富商難波屋十右衛門の僭上を罰して宇治橋を掛直させしと一般、實は過怠の課役なりしを、却て其名をなさしめしものなるべし。之を要するに本件は奉行の交代に因する推測に過ぎず。然らずんば富商いよ、跋扈して制御し難かるべし。水野閣老豈に此の如き拙策を弄せんや。

更に積極的に考へむか、

(一) 大野が刊行せる殿居袋青標紙は幕府の例規、泰平年表は家康以降の史實の摘記なり。何等幕府の權威を損するものにあらず。それすら刻本とせし故を以て丹波に謫し且其家を改易したり。秘密主義を尙ぶ世に忌諱を犯すの畏るべき此の如し。

(二) 名遠里曾記の久能の條特に詳細にして、其東照公御道具記の如きは、大正十四年別格官幣社久能山東照宮の寶物庫を整理せし時、非常に有力なる參考となりし由杉江宮司より挨拶を得たる程なり。

(三) 天保十三年六月十二日には、曩に震災の爲に大破損せし久能山宮殿の修理新に成り、寺社奉行阿部伊勢守正弘が態々參向せし程なれば、其時日の上より考へても、七月に於ける加藤の處分は是に關係せしものたるを推せらる。

(四) 況んや彼正行は自己の誠意に出でし行爲が却てかく成るを悲みて、莫損名譽を書名に題せし無限の哀愁を察せらるゝに於てをや。

元來加藤がかゝる史料を蒐集せしは林大學頭の内命に出でしにて、實は朝野舊聞哀稿の資料としてなりしなるべし。故に若し一の成書とせざりしならば、かゝる咎を受くることなかりしならんを、惜むべしと考ふ。

故に予は猶ほ自説を保持するものなり。

因に云、水野越前守忠邦は天保十四年閏九月十三日に至つて罷めらる。

第二編 宗良親王御年譜

○ 宗良親王御系譜

御系譜

御父 後醍醐天皇

御母 藤原爲子

藤原定家 — 爲家 — 爲氏 — 爲世 — 爲通 — 爲定 — 爲遠

爲藤

爲冬

爲子

爲子は權大納言局又は大納言三位と稱す。尊卑分脈に大納言局を爲子の妹とするは誤であらう。初め伏見後二條兩帝に事へしが、後醍醐天皇未だ皇太子たりし時召されて宮人となり、尊良親王宗良親王瓊子内親王欣子内親王及び一皇女を生みて早く薨せり。天皇御即位の後從三位を贈らせ給ふ。花園院御撰風雅集に從二位とあれば後更に贈られたるにや。爲子和歌を能くせしを以て、父爲世の撰びし續千載和歌集には多く其の所詠を採録せり。

御年譜

○宗良親王御年譜

○皇紀一九七二正和元年(花園天皇)

親王 一歳

誕生弘和元年(二〇四一)新葉集撰定の時七十歳より逆算

〔新葉集序〕和歌の浦の道に携ひては、七十ちのしほにも満ちぬるうへ云云、

○一九八四正中(後醍醐天皇)

一三歳

十餘歳にして御出家 尊澄法親王 住妙法院 叙三品

(考) 李花集雜部に、續拾遺撰び侍りし比、立親王以前名字などなんぎに侍りて

思ひの外に作者にも加り侍らざりしに、とあるは、續拾遺集は元亨三年八三九

七月二日藤原爲定の所撰、當時尊澄恰も十二歳にて未だ親王に立たせられ

なかつたのである。

○一九九〇元徳二年

一九歳

十二月十四日 天台座主百二十代に補せらる。(天台座主記)

○一九九一元弘元年

二〇歳

八月天皇笠置に幸す。尊澄兄尊雲法親王大塔宮後護良と王事に奔走す。九月北條高

時光嚴天皇を擁立す。笠置陥る。

○元弘元年神無月の頃日吉の社に歌あまたよみて奉りし中に〔新葉集、七〕

いかにせん、頼む日吉の神無月、照さぬ影の袖のしぐれを。

○一九九二元弘二年(正慶元年)

二一歳

三月天皇隠岐に遷幸。尊良親王は土佐に、尊澄法親王は讃岐に遷さる。

○元弘二年三月遠き方に赴かむ事もたゞ今日明日ばかりになり侍りし

に、雨さへ降りくらししていと心細さもたぐひなく覺え侍りしかば〔新葉集、七〕

集七、五

うき程もさのみ涙のあらばこそ、我が袖濡らせよそのむらさめ。

○うちいでと云ふ所にとゞまり侍りしに、尊良親王よべ此所にしもとま

りけるよしきくに、何となく傍らなる壁を見れば、ともなりける爲明卿

が筆にて、いとせめてうき人やりの道ながら、同じ宿りとさくぞ嬉しき。

とあるを見て又見るべき事はしらねど書き添へ侍りし、〔同上七〕

末までも同じ宿りの道ならば、我いきうしと思はましやは。〔五一三〕

○讚岐の國松山といふ所にゆきつきて月日を送り侍りしに、入道大納言
爲世の許より、松山は心づくしにありとても、名をのみきゝて見ぬぞ悲
しむ。」と申し送りて侍りし返事に、(同上七)

思ひやる心盡しもかひなきに、人まつ山とよしや聞かれじ。

○一九九三元弘三年

二二歳

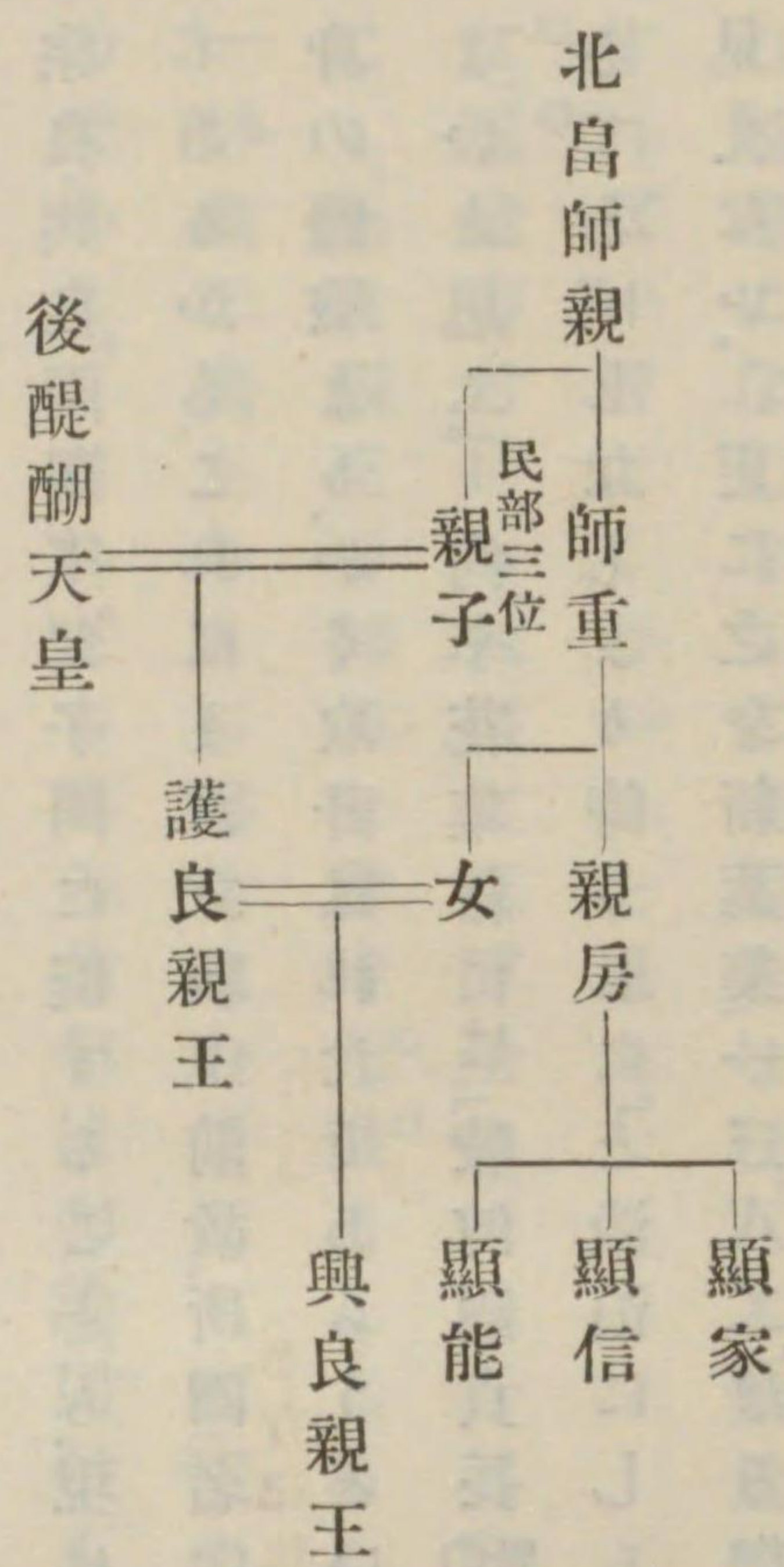
閏二月天皇伯耆に還幸。四月足利高氏歸順す。五月京都恢復。鎌倉陥落。六
月天皇還京。尊澄法親王歸京座主に復す。護良親王尊雲法親王還俗征夷大將軍に任
せらる。

○一九九四建武元年

二三歳

三月十四日護良親王の王子興良親王誕生。(南方紀傳に據る)五月記録所雜訴決斷所武者
所を置かる。十一月十五日護良親王鎌倉に流さる。

(考) 護良親王の母は北畠師親の女從三位親子で、其妃は師親の子師重の女で
ある。



(阿蘇文書)七興國三年五月廿六日)

當宮云々故兵部卿親王護若宮。爲先皇後醍醐天皇御猶子。令蒙親王宣旨
給也。當家北又殊由緒御事候之間。去年夏被向申此境陸常御座候也。
云云一品家親御消息候也。依執達如件。(秀仲狀)

(太平記)三十四銀嵩軍の事

此比吉野ノ將軍宮良興ト申ハ故兵部卿親王御子、御母ハ北畠准后親房ノ
御妹ニテゾオハシマシケル。

即ち興良親王は御祖母・御母の二代に於て北畠家の血を受けられて、親房に

は姪、顯家、顯信には從弟に當られるから、後年親房に迎へられて常陸に下られたのである。彼の帝王大系圖に、

後醍醐

尊雲

母從三位養子

興良

母大納言東宮大夫師兼女

とある母系は誤であらう。何となれば師兼は天授三年^{三〇}御年六十六歳の宗良親王と、稻舟の歌を贈答して居るから、其女が護良親王に侍せんこと時代に於て違があると思はれるからである。

次に護良親王の王子を、細々要記によりて陸良としたのは大日本史(南方紀傳も)の誤である。尙(兩書共に)新葉集卷十九、一三八一、一三八二の贈答歌を宗良、興良兩親王父子間に擬することも、現に其の贈歌には「讀人知らず」としてあるから、これはまだ立親王前故所謂「名字などなんぎ」であつた撰者御自身の體驗より、かく取計はれたであらうといふ中山信名の「關城書考」の説がよいと思ふ。尙李花集雜には「駿河國貞長^野介^野が許に興良親王あるよし^{聞きて}しばしたちより侍りしに」と淡泊にしろされて、毫も親子らしい情誼は見えない。更に之を新葉集一三八二なる御返歌の後に、これを見て次の

日の朝遂になくなりけるとなむ」と無量の悲哀を書き添へられたのに比すれば一層よくわかると思ふ。

又「關城書考」にも、大槻文彦博士の「伊達行朝勤王事歴卷二興國二年^{二〇}の條にも、興良親王の御年を當時九歳としてある。これは「保曆間記」に建武元年^{九四}歳二歳とあるに據つたので、即ち親王の誕生を元弘三年^{九三}としたものである。けれども其の前年は勿論、同年も五月に京鎌倉が官軍の手に歸するまで、御父親王は法體におはし、且つ兵馬倥傯の間に馳驅されたれば、未だ王妃はましまさなかつたらうと推測される。されば御還俗の上征夷大將軍に任せられ、六月十三日御歸京の頃初めて妃を納れさせられて、翌建武元年^{九四}三月十四日興良親王御誕生あらせられたといふ順序、即ち南方紀傳の説が眞に近いと考へられる。

〇一九九五^{建武二年}

二四歳

是歲尊澄法親王二品に叙せらる。七月廿二日北條時行鎌倉を攻む。足利直義護良親王を弑して西走す。八月尊氏を征東將軍として時行を討たしむ。十月

尊氏叛す。十一月尊良親王新田義貞等尊氏を討つ。十二月竹下なる尊良親王の軍敗れ藤原爲冬戦死す。爲冬は兩親王の外叔父

○一九九六延元元年(建武三年)

二五歳

正月十日尊氏京都に入り天皇叡山に幸す。尊澄法親王一品に進む。官軍京都を復し尊氏西走す。四月武者所結番を定む。狩野介貞長第三番に班す。五月尊氏東上。廿五日湊川の戦楠木正成敗死す。

○延元二年訂元五月

花山院内裏にて侍りし比都のさわぎもなのめならざりしかば、皇居をば東坂本にうつさるべきよしさだめられしに、御方々に参りていとまなど申とて、宣政門院後醍醐皇女内親王の御前にてし方行末のことなど申し侍りしに、時鳥しきりに鳴きて、五月雨の空もいとゞかきくれたる心ちして、まちいでし事常に思ひ出られ侍りしに、云々(季花集夏小序)

尊氏京都を陥る。天皇復叡山に幸す。八月尊氏光明天皇を立て、猶建武の年號を用ふ。十月九日新田義貞皇太子を奉じて北國に下る。十二月天皇吉野に潜

幸。

○一九九七延元二年(建武四年)

二六歳

三月六日越前金崎城陥り尊良親王自刃。此春尊澄法親王還俗して宗良親王と名のり給ふ。(左の歌は此頃のか)

○さらぬだに春は先おもひやらるゝ吉野の奥此比は皇居にてさまゝ

おしはかられさせ給ひしかば、(季花集春)

咲かば先行きてこそ見ぬ、我宿と、たのむよしのゝ花の下蔭。

此夏親王伊勢一瀬に在す。

○延元二年夏の比伊勢國一瀬といふ山の奥に住み侍りしに、郭公を聞き

て、(季花集夏)

深山をば獨な出でそ時鳥、我も都の人は待つらむ。

七月北黨今川範國遠江井伊城の兵と三方原に戦ふ。八月親王伊勢の南黨加藤定有の軍功を賞せられ、次いで遠江井伊城に赴き給ふ。十一月北畠顯家義良親王を奉じて陸奥靈山城を發して西上し、十二月二十一日鎌倉を陥る。

○一九九八延元三年
曆應元年

二七歳

正月十二日宗良親王北畠顯家の軍と遠江橋本にて合し西上し給ふ。顯家北軍と美濃に戦ひ、轉じて伊勢より大和に入り、二月廿五日奈良にて北軍に破らる。義良、宗良兩親王吉野に入り給ふ。三月顯家攝津に戦ひ、五月和泉に戦つて敗死す。七月顯信の守れる男山も陥り、閏七月義貞も敗死せり。

○延元訂三四年春の比にや、顯家卿など誘ひて東よりはるばると登りて、今は都京へといそぎ侍りしに、奈良天王寺のいくさやぶれにしかば、思ひ

の外に吉野行宮に参りて月日を送りしに、彌生の比爲定卿の許より風の便に、歸るさをはやいそがなん、名にしおふ山の櫻は心とむとも。」と申しおこせたりし返事に、李花集春○爲定は親王の從兄、時に京都に居た。此歌新葉にも入る。

ふるさとは戀しくとても、三吉野のはなのさかりをいかゞ見捨てむ。

○延元訂三四年吉野の行宮にさむらひし比詠みて奉りし歌の中に、同上

あきらけき御代の春しる鶯も、谷より出づる聲聞ゆなり。

○おなじ比よみ侍りし、同上

三吉野の谷の古巢も出でにけり、君が春しるうぐひすのこゑ。

○花ざかりに吉野に侍りしに、近くても雲とやみる。」と人の申し侍りしかば、同上

花ならで何とかは見む。三吉野の、青根が嶺にかゝるしらくも。

○同じ比歌奉りしに見花とて、同上

分け來ても雲居とぞ見る。吉野山、きみが御垣の花のこずゑは。

○延元訂三四年五月五日吉野にて新待賢門院子廉いまだ准后と申し侍りし比、又菖蒲の根にそへて、わきて我が頼む心の深きえに、ひけるあやめの根とは知らなむ。」と仰せられし御返事に、同上

深きえも今日ぞかひある菖蒲草、君がこゝろに引くと思へば。

九月伊勢を發したる義良親王、宗良親王、尊良親王の第一王子、北畠親房、顯信等の船は十一日伊豆崎にて暴風に遭ひて四散し、義良親王、顯信等は伊勢篠島尾張今に歸着し、北畠親房は常陸東條浦に上陸し、宗良親王と尊良親王の一宮は遠江白羽港に漂着し、次で井伊城に入り給ふ。

○延元四年(訂三)の秋の比にや、伊勢より船に乗りて遠江へ心ざし侍りしに、天龍の灘とかやにて浪風なべてならず荒くなりて、二三日まで沖にたゞよひ侍りしに、友なる船ども皆こゝかしこにて沈み侍りしに、辛うじてしろはの湊といふ所へ浪にうちあげられて、我にもあらず船さしよせ侍りしに、夜もすがら波にしほれていとたへ難かりしかば、(李花集)いかで乾す物ともしらす苦やかた、片敷くそでのよるのうらなみ。

○延元四年(訂三)の春にや遠江よりはるゝのぼりて都へと心ざし侍りしも、御方のいくさやぶれにしかば、吉野行宮にまゐりしばらく侍りしかども、猶東の方にさたすべき事ありてまかり下るべきよし仰せられしかば、其の秋の頃かへりて井伊城にて、(上同)馴れにけり、再びきても旅衣おなじあづまの嶺の嵐に。

○遠江國に侍りし比月の歌とてよみ侍りし、(李花集秋)湊江や夕しほ深くなるまゝに、月にぞうかぶ浦の松原。

〔考〕此歌何時のものか定め難いが、次年の橋本の松原湊の波かけてといふ風

情に似かよひたればこゝに收める。

○一九九九(延元四年 曆應二年)

二八歳

宗良親王井伊城に在す。七月廿二日高師泰師冬大平城(引佐郡 盆玉村)を攻む。同日高師兼鴨江城(今濱松市)を攻め、廿六日に至つて之を陥る。八月十五日後醍醐天皇御讓位。十六日崩御、後村上天皇(義良親王)御即位あり。十月三十日子頭峯城(濱名郡 入田村)も亦北軍の手に歸す。井伊谷方面の形勢日に蹙まる。(城の攻陥は瑞璃山 年録殘篇國寶に據る)是秋北畠親房神皇正統記を著す。

〔考〕子頭峯を千頭峯(榛原郡)とするは大日本史料の誤である。

○延元四年春遠江國井伊城に住み侍りしに、濱名の橋の霞みわたりて、橋本の松原湊の波かけてはるゝと見渡さるゝ朝夕の景色おもしろく 覺え侍りしかば、(李花集春)

夕暮は港もそことしらすげの、入海かけて霞むまつばら。 はるゝと朝みつ潮の湊船漕出づる方は猶霞みつゝ。

〔考〕延元三年には正月十二日既に從軍して遠江を出發し給うたから、春頃と

いひ朝夕の景色といふ程のながめを井伊城にて體驗し給うたと考へられ
ない。故に四年のものとしてこゝに挿みおく。

○延元五年八月十六日先帝醍醐崩れさせ給ひぬるよしほのかに聞えし
かども、更に猶まことにも覺え侍らで日數を送り侍りしに、何方よりの
風のおとづれも同じ悲みの聲のみ聞えしかば、一方に思ひ定め侍るに
つけても、いとゞ夢の心ちして、さらでだに淋しかりし山の奥のすまゐ
ども、いかゞとおぼつかなければ、長月の末つ方、空も例よりはかき曇
りて我等が中の時雨もひまなかりける頃、涙の色の紅も同じ千しほに
やなど思ひやられしかば、秋のもみちとちりんゝにならぬやうに申し
きたあるべきよしなど、別當資次卿新葉集十九には四條の
贈左大臣隆資に作るのもとへ申しつ
かはずついでに、井伊城にありし紅葉を一はつゝみぐみして、(季花集秋)
思ふにも猶色あさき紅葉かな、其方の山はいかゞしぐるゝ。
返し

此秋の涙を添へて、しぐれにし、山は如何なる紅葉とか知る。

資次卿

○後醍醐天皇崩れさせ給ひし頃よみ侍りし、(新葉集十九)

おくれじと思ひし道もかひなきは、此世の外のみよしのゝやま。

(考) 前官幣中社井伊谷宮司山崎常磐氏は、延元四年親王の據つて北軍を防
ぎ給うたのは三嶽城井伊谷村三嶽であつたといつて居る。前に引いた御歌の
眺望などより推しても或はさうであらうと考へられるから、私は此説に敬
意を表する。

○遠江國に侍りし頃三河國より足助重春しきりに誘ひ侍りしを、猶おも
ひ定めぬよし申しつかはして、
一すぢに思ひ定めぬ八橋の、くもでに身をも歎く頃かな。

○二〇〇〇(興國元年(後村上) 曆應三年(天皇)) 二九歳

正月廿九日高師泰仁木義長遠江三嶽城を陥る。瑠璃山録 二月井伊城陥る。鶴岡社務
記録 ○恐
らくでは三嶽城の北畠親房職原抄を著す。宗良親王は大平城に在す。

○興國二年(元)うかりし八月の空にめぐり來ぬれば、十五夜會し侍りし次に

よみ侍りける、(李花集秋)

思ひ出づる去年の八月の秋の月、また曇れとて濡る、袖かな。

(考) 大平城にて先皇をしのび給うたのである。

八月廿四日仁木義長大平城を陥る。宗良親王信濃を経て越後に越え給ふ。

(考) 普通には此の大平落城後の親王の御踪跡を李花集の上に辿り、季節の上

から、長月の末つ方宇都の山路を越え侍りしかば、につゞけやがて駿河國貞

長野○狩介が許に興良親王あるよし聞きてしばし立ち寄り侍りしに、に及ぼし、

かくて又の年の半まで住み侍りしかども、より興津浮島ヶ原車返申斐信濃

と順路を逐ひ、淺間が岳はいかゞ燃ゆるとの詠につゞけ大河原へ入り給ふ

と見て居る。大日本史料、駿河記、伊達行朝勤王事歴、牧野氏 けれども是には左の

矛盾があると思ふ。

(一) 海道は昨年既に敵手に歸して居るのに、親王はどうして(八月の末から

九月の末まで)悠々乎と宇都谷の蔦紅葉に感興を遣りなどして本道を東下

し、しかも駿河に八九ヶ月も御滞留になることが出来たであらうか。○菅政女が南

山皇胤録に宇津山を越へて越後國に趣き給ふといふは誤である。

(二) 「又の年の半まで住み侍り」といへば、興國二年の初秋駿河を御出發にな

ることになるが、それでは同年春越後寺泊で歸雁を聞いて御詠歌のあつた

といふはどうしたのであらう。假に興國二年を三年として考へてみても、後に新たな支障が出来る。

(三) 大河原は伊那の山奥で淺間岳の見える處ではない。よしや即興の材

料としても、淺間岳はいかゞもゆるとは歌人に似合はぬ拙劣といはねばな

らぬ。

故に私は、大平落城と共に、親王は山越に信濃から越後に逃れ給ふたといふ

大日本史や故田中義成博士南北朝時代史の説に同意する。尙ほ左の御歌の如き

いかにも當時落人として、又一年前に父皇を失はれた親王としての御心理

にふさはしいものと考へられる。

○いみじうおそろしき山中に惑ひて、夜すがら疲れ侍りけるにや、松風に

も障さからず、うちまどろみしに、昔の御面影○後 夢に見えければ、おどろき

て思ひつゞけ侍りし、(李花集雜)

ひとり行く旅の空にも、たらちねの、遠きまもりを猶たのむかな。

(考) ついでにいふ。曩に遠州灘の遭難の際、御同伴になつた尊良親王の一宮は、井伊谷の形勢のまだ切迫しない以前に吉野に歸られたのであらう。世に其御名を守永親王とすれども、確かではない。新葉集に上野大守守永親王の歌八首を収録す。

〇二〇〇一(興國二年 曆應四年)

三〇歳

春宗良親王越後寺泊に在す。

〇興國二年越後國寺泊といふ處にしばし住み侍りしに、歸雁をきゝて、(李

花集卷)

故郷ときゝし越路の空をだに、猶うら遠く歸るかりがね。

(考) 左の歌は興國元年か二年か判然せぬ。併し多分二年のものであらうと考へる。

〇越後國寺泊といふ海づらに住み侍りし頃、夜もすがら千鳥をきゝて、(李花集冬)

荒磯の外ゆく千鳥、さぞなけに、起居も浪の苦しかるらん。

五月北畠親房興良親王を吉野より常陸に迎ふ。十一月小田城陥り、親房關城に移り、顯時大寶城に入る。

(考) 是は親房が東國の豪族に號令するに便なる爲に自家に縁ある親王を迎へたので、未だ八歳の御幼年に在すれば、母親房の妹公親房の妹房も同伴されたであらう。伊達行朝勤王事歴にも、牧野氏南北朝史にも親王を駿河安倍城より迎ふとして居るのは、大日本史料六編六卷八三七頁に誤られたのである。

〇二〇〇二(興國三年 康永元年)

三一歳

此春より宗良親王越中國名古浦に在す。

(考) 越中國射郡放生津の東北一町斗の所に牧野といふ地がある。こゝに三年親王がおはしたと閑田耕筆に見える。又此地は上方とも交通の便がよかつたかして、知人との御贈答が比較的多く、李花集に見えて居る。

〇興國三年越中國名古といふ浦に忍びて住み侍りし頃、都へ行く人のありし便宜に、彌生の比にや爲定卿のもとへ申つかはし侍りし、(李花集雜) 徒に行きてはかへる雁はあれど、都の人のことづてもなし。

今は又訪ひ來る人もなこの浦に、潮たきて住む蟹と知らなむ。

○興國三年越中國に住み侍りし比歸雁をきゝて、(同上)

同じくは散るまでを見て歸る雁花のみやこのこと語らなむ。

此歌新葉集には、越の國に住み侍りける頃歸る雁の鳴くをきゝて、讀人知らずとなつて居る。

△此頃羈中百首として詠まれた歌が數首ある。(李花集)

歸る雁越路の嶺の隔てをも、我越えてこそ思ひ知りぬれ。

○二〇 思ひやれ都の空も雁鳴けば、獨り越路の跡のさびしさ。

都にや同じ空ともながむらん、われは行方も浪の上の月。

など皆斷腸のおもひあるものである。

○かくて延元四年後醍醐天皇崩御より二三年も過ぎ侍りし後、九月ばかりに、新待賢門院未だ准后と申し侍りし頃、御廟に御籠ありて御覽せられけるに、山の紅葉面白かりければ、所がらことに御目一つにやつし難くて、一葉御文に包みぐせらるゝよし仰せられしかども、ひきあけてみ

侍りしに見えざりしかば、御返事に申し侍りし、(李花集秋)

其山ときくに涙も時雨るゝは、そでを紅葉の色と見よとや。

こゝまでも吹かば吹來で、紅葉を誘ひ捨てける山風ぞうき。

かやうに申し侍りて程經て御文の中より見出し侍りしかば、又の便宜に申し侍りし、

紅葉もみぢに涙をそへて見る色は、手折りしよりも深きとを知れ。

○越の國に住み侍りし頃、都の人の許へ申し遣しける、(李花集冬)

雪つもる越の白山冬深し、夢にも誰か思ひおこせむ。

(考) 白山といへるに越中なることを知らせてあると思へど、

○かくて猶年をかさねし冬の比よみ侍りし、(同上)

何ゆるゑに雪見る、べくもあらぬ身の、越路のふゆを三歳經ぬらむ。

といふ歌に考へ合せると或は前年のもので、白山はたゞ興にいひかけ給ひしものであらう。これで興國元二と三年の冬を越路に過し給うたのがわかる。又前に述べた興國二年秋駿河を出發し給うたとす

ると、後に支障を生ずるとは此の「三歳經ぬらむ」に對する勘定の合はぬことである。但閑田耕筆の三歳名古御坐説は誤傳であらう。

○二〇〇三興國四年
康永二年

三二歳

三月興良親王下野小山城に入り、五月某親王守永は常陸關城に入り給ふ。常陸の官軍形勢日に非。十一月關城大寶城陥り、某親王は陸奥に赴き給ひ、北畠親房等は吉野に歸る。小山なる興良親王の駿河に脱し給へるは此時なるべし。關城書考

(考) 興良親王の小山城に入り給へるは城主小山朝郷が迎へたのであるが、彼は兵を擧げて親房を援けんとしないから、關城では更に某親王を迎へたやうである。又興良親王は小山城を脱して西歸の途、駿河に入つて狩野入江一黨の南朝方に倚られたのであらう。併し此は他日本州兩斷の大經綸を實行せん爲に、官方參謀總長親房卿が一石を豫め駿河の盤面に下したのだと解してもよい。

宗良親王は猶越中に在したれども、東國なる官軍の頽勢に影響せられ、秋以後に於て信濃大河原に遷られたるが如し。

(考) 大河原は今鹿鹽に併せて大鹿村と呼び、下伊那郡に屬する。地は飯田町の東微北六里を距てた赤石山下の溪谷で、山路峻嶮馬蹄をも通せぬ海面上

八百米の高處に位置する。其溪流を小澁川と稱し、北流五六里西折二里餘にして天龍川に入る。

○二〇〇四興國五年
康永三年

三三歳

仲秋の頃まで宗良親王は大河原に在したれども、事御志と違ふを以て、再び東海道に出で、駿河國に御姪興良親王十一年を訪ひ給ふ。

○興國五年信濃國大川原と申す山の奥に籠り居侍りしに、唯假初なる山里のかきほわたり見ならはぬ心地し侍るに、やうくわかぬ春の光待出づる鶯の百囀も、むかし思ひ出でられにしかば、(集春花)

かりの宿園ふばかりの吳竹を、有りし園とや鶯の鳴く。春毎に相宿りせし鶯も、竹の園生に我しのぶらむ。

○信濃國大河原と申し侍りける深山の中に、心美しう庵一二ばかりして住み侍りける谷あひの空も幾程ならぬに、月を見てよみ侍りし、(同上秋)

何方も山のは近き柴の戸は、月見る空やすくなかるらむ。

○大河原と申し侍りし山の奥をも又立ち出で侍りしに、「行末もいかゞ」など申して香坂高宗などしきりにとゞめ侍りしを、猶ふり捨て、出で侍りしに、其方と思ひし方もまた相違する事ありしかば、中空に漂ひし頃詠み侍りし(同上雜)

暫しだに吹かぬまもがな風の上に、たつちりの身のありか定めむ。

さのみかくわれにもあらずあくがれゆく身のうき(本)をなげき侍りける頃、月を見て(同上)

月も亦同じ空をぞゆきめぐる、さのみや旅の宿を訪ふべき。

○(考) 李花集に據ると大體は是で斷落をつけて、次に又「駿河國貞長が許に興良親王云云」より「信濃國に行きつきぬれば云々」までを一段として考へてよろしいやうであるけれども、仔細に研究して試ると、此の二段は連続したものであるのみならず、その大河原を出で、東海道へ出で給ふまでに、左の如き道行のあつたことを考へねばならぬ。恐らく山を越えて駿河へ御直行にな

つたのではあるまい。大河原―飯田―御坂―木曾。

○木曾路をとほり侍りしにたゞ河音のみ高く岩に咽びて浪の氣色も心細う侍りしかば(同上)

木曾路川うつたへ瀬々の浪ならば、ゆき廻りてもたちかへらまし。

(考) 下旬前の「行末もいかゞ」と對照すべきだ。

○忍びて美濃國までまかり上り侍りしかども、都へもはゞかり多く、又跡へもかなはぬことなん侍りて、犬山といひし所より鳴海の浦近くいで侍りしに、山路に引かへて海面の住居も珍しく覺え侍りしかば(同上)

山路より磯邊の里に今日は來て、浦めづらしきたびごろもかな。

(考) 親王の「其方と思ひ給うた」のは美濃であつた。運よくば「行き廻つて都へまでもと思召したのに、それも憚りあつてかなはず、又厚意をつくしてくれた香坂等に對して空しく後へも御ひきかへしになり難いから、こゝに「中空に漂ひ給ふべき御運命となつた。塵の身のありか定めむ爲に、犬山から鳴海近くへ御越になつて、流石磯邊の里に浦めづらしくおぼしめしたも一時、

○鳴海を通り侍りしに、折ふし潮さしてこゝをばいかゞなど人の申し侍りしかば、(同上)

鳴海潟しほの満干の度毎に、道ふみかふる浦の旅人。

月は同じ空をゆきめぐつても、憂き世はしほの満干に道踏みかへねばならぬ。吉野より來た親房の報知などが此の動機をつくつたのであらう。親王はこゝより海道を東に下り給うた。大河原の月は八月のそれであらう。旅宿を訪うた月は九月の影であらう。四十日餘の御旅行に伊那より木曾、美濃より尾張、三河、遠江を経て、

○長月の末つ方宇都の山路を越え侍りしかば、(李花集秋)

聞きしより猶露ふかし、宇都の山、くれなゐくゝる葛の下道。

うつの山秋行く人の袖ながら、時雨れて染むる葛の下道。

かうしていよく、駿河御滞在の段取となつた。

○駿河國貞良が許に興良親王のあるよし聞きてしばし立寄り侍りしに、富士の煙も宿のあさげに立ならぶ心ちして、まことに珍しげなきやう

なれど、都の人はいかに見はやしなましと先づ思ひ出でらるれば、山の

姿など晝にかきて爲定卿の許へ遣すとて、(李花集雜)

見せばやな、形は更に言の葉も、及ばぬ富士の高嶺なりけり。

返し 爲定卿

思ひやる方さへぞなき、言の葉の、およばぬ富士の高嶺なりけり。

同じ頃忠雲僧正が許より、いかにもして下りて鄙の住居みるべきよし

申しおこせたりしかども、空しく月日過し侍りしかば申しつかはしけ

る。(同上)

清見瀉浪の關守ひまもあらば、待つとは告げよ三保の浦風。

三四歳

○二〇〇五(興國六年)

(貞和元年)

春夏親王駿河に在す。初秋甲斐を経て信濃に入り更科の里に在す。

○駿河に住み侍りし頃よみ侍りし、(李花集秋)

駿河なる田籠の浦浪立たぬ夜は、あらばや月を氷とも見ぬ。

(考) 途中を斷ることになるけれども、是は今年の歌であらうと考へるから加

へておく。必ずしも實詠とはいはぬが)

○かくて又の年の半まで住み侍りしかども、さす[○]がまた[○]我世[○]經ぬ[○]べき[○]所[○]
にもあらねば、こゝをも立出で侍らんとせしに、狩野介貞長などやうの

者ども夜もすがら名残をしみて、盃度々めぐり侍りし程、過こし方猶行

末の事まで二心無きことなど申しあつめつゝ、果はる[○]ひ泣き[○]などせし

かば、いつの程よりのなじみにかとあはれに覺えて、出でざまに其所の

壁に書きおきし(李花集雜)

此歌新葉集八には、駿河國に住み侍りしも、猶いさゝか憚ること有

りて信濃國に越えんとせし時、彼國にありける藤原貞長といふも

のなど、夜もすがら名残をしみ侍りしに、いでさまに常に居侍りし

所の柱に書き付け侍りし」とある。

身をいかに駿河の海の沖の波、寄^よ方^べなしとて、たちはなれなば。

〔考〕 さすがまた云々の一節は、之を前的大河原御出發の一段と對照して初め

て意味深いものとなるから、こゝの數節は前後連絡したものであることが

よくわかり、随つて彼の興國元年駿河御移の説や、興良親王を安倍城より常

陸へ迎へたといふ説の當らぬことが證明されると思ふ。然るに興良親王

の御寓居は、今の安倍郡美和村内牧字城山であるといつて居る。所謂安倍

城がこれである。けれども此の地方は龍爪の高峰に前面を遮られて居る

から、よしや山顛に登つても富士山を見ることは出來ぬ。僅かに西ヶ谷口とい

見得るけれども、此地興國當時にはまだ安ゆゑ、宗良親王の御歌にあるやうな靈

姿は到底仰ぐことは出來ない。又御歌にはよし景物にしても、海浦波等内

牧のやうな山地にない資料が多いのみならず、次の御出發の際の路程から

考へても、内牧を夜深く出で府中を経て興津、勿論北まで凡六里を曉までに

ゆかせられるのは、假令御騎馬としても少しく難事と考へる。是等を總合

すると、其際兩親王尠くとも宗良親王の御寓居は、やはり八條院御領の延長

と見るべき府中國分尼寺でなかつたらうか。いふまでもなく久能寺城と

府中を安倍城に聯絡して防禦地帯を設定するは、當地方必要の軍略であつ

て、若し不幸敗れた時は、府中を敵手に委して南北の山城に據るのが豫定の

行動であつたらう。此點からして、後に興良親王(御母子)を安倍城に移しまゐらせるといふはあり得べきことであるし、又宗良親王の御居館として今の安倍郡有度村或は清水市方面なる入江氏の館にも一顧すべき價ありと考へられる。尙現在狩野介貞長の墓と稱するは、近き過去まで「御姫様の墓」と呼んで居たのを、それは今川氏に憚つたのであつたといつて改めたのであるといふが、果して然らば私は其原名を親王母妃即ち親房の妹の永眠の場處と推想し、且つ墓側の穴地藏に舊い何物かを髣髴させられてならぬ。是は字狩野垣内の名や結成寺開基の墓と共に、更に一段の研究を要するものではあるまいか。○桑原藤泰の駿河記に小瀬戸(今中葉科村)内裏の一説をあげたれど信じ難い。

○彼所をば夜ぶかく出で侍りて、興津といふ所は曙がたになりぬるに、霧もたえふになりて、ゆたに見えたる庵崎の松原はさながら海の上ののこり、吹きはらふ風のけはひもすさまじきに、伊豆手船のはやく過ぐるも、波の關守にはよらぬかと思ゆ。月は有明なればあくるも知らずおもしろく澄みわたたりて、一方ならず捨てがたければ、關の外にしばし

たゝすみ侍りしに、袖のうら風秋の夕よりも身にしむ心ちせしかば、(李花集雜)

東路の末までゆかぬ庵崎の、清見が關も秋風ぞ吹く。

(考) 今年は二月に閏があつたから、これは恐らく六月下旬であらう。寫生的文章の上乗なものである。

○浮島が原をとほりて、車返○今沼津市三枚橋邊といひし所より甲斐國に入りて、信濃へと心ざし侍りしに、さながら富士の麓を歩きめぐり侍りしかば、山の姿いづ方よりも同じ様に見えて、まことに比ひなし。裾野の秋のけしきしめやかに、心も言葉も及び難くおぼえ侍りし、(李花集雜)

北になし南になしてけふ幾日、富士の麓をめぐり來ぬらむ。

(考) 新葉集八には、駿河國より信濃へ越えける時、浮島が原を過ぎて、車返といふ所より甲斐の國に入りて信濃路へかゝり侍りけるが、さながら富士の麓をゆき廻りけるに、山の姿何方よりも比ひなく見えければ、讀人しらすとなつて居る。

○甲斐國しらすといふ所の松原のかげにしてしばしやすらひて、(同上)
かりそめのゆき通路とは聞きしかど、いさやしらすの待つ人もなし。

(考) 此間に左の一首を挾んで考へて見たい。特に諏方下宮といふが、佐久方面へ越す順路となるからである。

○諏方下宮寶前に通夜し侍りて夜もすがら法施たてまつりしに、湖上月
隈なくて秋風も外よりは夜寒に侍りしかば、(同上秋)

諏方の海や神の誓のいかなれば、秋さへ月の氷しくらむ。

○信濃國に行きつきぬれば、送りの者返し侍りしついでに、駿河なりし人
のもとへ申つかはし侍りし、(同上雜)

富士の根の煙を見ても君とへよ、浅間の岳はいかゞ燃ゆると。

(考) 此歌は滞駿中の御愛人へ賜つたのであるが、其の浅間を資料に供し給うたのは次の歌でわかる。但其の御愛人が狩野介の女であつたか否かは不明である。又前の大河原御出發以降の歌文挿入を除きてはこれで一段落となる。

○信濃國淺間の山近きわたりに住み侍りし比、(同上)
浅ましや浅間の岳も近ければ、戀の煙も立ちや添ふらむ。

(考) 即ち下諏方より和田嶺を越えて、小縣か佐久地方にしばし避難し給うたことがわかる。尙左の二首も此頃のものであらう。

○駿河國にてしばし馴れにし人の程経て後おとづれたりし返事に、(同上秋)
わすれめや清見が磯の浪枕、關路の月をおも影にして。

○興國六年秋月をみてよみ侍りし、(同上)
物思ふことはかはれど、秋の月みそちあまりの影は眺めつ。

(考) 三十四歳の月の御歌である。親王はやがて更級の里に移り給うたやうである。是は越後上野の中間にあつて、新田脇屋等の大族と氣脈を通じ給ふ便宜からであらう。古の更級郷は今の更級郡上山田村八幡村にあたり、
いづれも姨捨山下である。又千曲川を隔てた對岸戸倉村大字柏王宇古城の柏王神社には宗良親王を祭つて居る。

○佐良科の里に住み侍りしかば、月いとおもしろくて、秋ごとに思ひやら

○れしことなど思ひ出でられければ、(同上雜) 諸共に姨捨山をこえぬとは、都にかたれさらしな月。

○二〇〇六(正平元年 貞和二年)

北畠親房が詠歌を送りて批評を請へるは此頃なるべし。時に親王更級に在す。

○中院准后房詠歌どもあまた書き集めて、よしあしするしつけて、歌をも

詠み加ふべきよし申したりし中に、ふりにける身にぞ驚く、あは雪の積

れば消ゆる色を見るにも、とあるそばに、(季花集春)

ふりにける雪と我身ぞ新しき、春にはあえぬ物にぞ有ける。

○同、鶯の鳴きて出でつる谷かげを、なほ時知らでのこる山人、とありしそ

ばに書をへて、(同上)

君が代の春まつ人は谷深み、鶯よりも先やいづらむ。

○同、いかにせむ、さらでも霞む月影の老の涙の袖に曇らば、とありしそば

に書をへ侍りし、(同上)

此頃はさらでも霞む月なれば、老のなみだをいとはざらなむ。

○中院准后歌よみて吉野より見せ侍りし中に、九重の御階の櫻さぞなけ

に昔にかへる春を待つらむ、とありしそばに書き加へける。(同上)

君住めば是も御階の櫻花、昔の春にかはらざるらむ。

○又、いかにして老の心をなくさめむ、絶えて櫻の咲かぬ世なれば、とあり

そばに書き加へける、(同上)

花誘ふ風にぞさわぐ、春は唯、長閑かるべき老の心も。

○中院准后のもとよりよみける歌ども見せ侍りし中に、幾里の月に心を

盡すらむ。都の秋を見ずなりしより、とありしそばに加へ侍りし。(同

上秋)

更級の月見てだにも、我はたゞ、都の秋のそらぞ戀しき。

○同歌、かくてなどすまざりけると、山里の月みる秋の心をぞ問ふ、とあり

しそばに、(同上)

なくさまぬ心なればや、更級の月見る里も住みうかるらむ。

○又、なにし負はゞ雲居の秋の夜半の月、外よりもさぞ照りまさるらむ、と

ありしに、(同上)

名にしおふ姨捨山に照る月も、雲居の秋を見しことはあらず。

○又「なげかじな。山とし高くなり行くもせめて道ある爲と思はじ」と有りしに、(同上雜)

君が代に山とし高くなる人を誰かはよそに仰がざるべき。

○又「いづ方も道ある御代の近ければ、又も越えなむ白河の關」とありければ、(同上)

道あれば又も越えむと、誰も皆、げに白河の關路まさしき。

○又常陸國にての歌にてやありけむ、都にて月待つとせし山の端は、幾重越えてもかはらざりけり」とありしかば、(同上)

筑波山蔭しげれば、東路の道のはてまで月や待つらむ。

(考) 双方の意氣と呼吸のすつくり合つたのが見える。こは親房が常陸より吉野に歸つた後、親王が更科に坐した時に送つたのである。これ軍以外に機に關する往復もあつたであらう。歌はこれならずまだある。

十一月九日花園院風雅集を撰び給ふ。

○續後拾遺撰び侍りし比元亨三年(一九八三)七月二日藤原爲定撰立親王以前名字などなんぎ

に侍りて、思ひの外に作者にも加り侍らざりしに、今度風雅集とかや撰ばるゝよし聞えしかども、今は又身のよそに覺え侍りしにあらぬさまなる撰者○寄人は公藤爲基爲秀等どもにて、爲定卿はもれ侍りぬるなど聞くさへ、此道も無くなりぬる心地して歎はしく覺えしかば、歌遣し侍りし次に、(李

○二〇〇〇 花集雜)

いかなれば身は下しもならぬ言葉の埋うづもれてのみ聞えざるらむ。

此度は書き漏すとも、藻汐草、中々和歌のうらみとはせじ。

○新葉集雜中には、續後拾遺集撰ばれし時は、名字につきて聊か仔細ありて作者にもれ侍りしを、世の中あらたまりて後、風雅集などゝて撰集の事あるよし聞えしを、今はまして作者に加るべきにてもあらぬ事など思ひつゞけて、同じく書きそへ侍りし」として「いかなれば」の歌だけ擧げ

○二〇〇〇 である。二二〇〇」

〇二〇〇七（正平三年）
（貞和三年）

三六歳

九月十七日楠木正行、細川顯氏を藤井寺に破る。十一月廿六日正行、顯氏及び山名時氏等を住吉天王寺に破る。此年宗良親王は信濃に在し、興良親王は年末に吉野に歸られたるが如し。

〇姨捨山近く住み侍りし頃、夜更くるまで月を見て思ひつゞけ侍りし、（新集三）
（二九）

これにます都の苞（つと）はなきものを、いざといはゞや姨捨の月。

〇二〇〇八（正平三年）
（貞和四年）

三七歳

正月五日正行、高師直等と四條畷に戦つて敗死す。六日後村上天皇穴太（あなふ）に幸す。（賀名生と改む）廿八日師直、吉野の行宮を焚く。此戦に於て、北畠親房は興良親王を宮將軍と稱して和泉方面に奉じたり。宗良親王前年に同じ。

〇正平三年の比よみ侍りし、（季花集雜）

なげき來し十年餘の世中を、夢になしつゝ覺めてましかば。

十一月〇吉野の行宮を他所にうつさるゝよし聞えしかば、先朝の御餘波も猶遠

ざかる心地して、いかなることにかなど、様々歎き申し侍りしついでに、（同上）

垂乳根の守をそふるみ吉野の山を、ばいづち立ち離るらむ。

御返し（後村上天皇より）

故里となりしにし山は出でぬれど、親のまもりは猶もあるらむ。

〇吉野の行宮もあらぬ方にうつされて後、岩のがけみちもいと跡絶えはて、侍りし先帝（後醍醐）の御廟もゆかしくおぼしめしめされけるにや、三月十日頃新待賢門院御まゐり有りけるに、藏王堂をはじめてさながら房ども皆煙となりはて、跡だにも見えざりけるに、塔尾の御廟の花なむ昔ながらの色香にてなつかしく思し召されければ、同じ心にもみよとて、ふさ御文の中に包み加へられて、三吉野は見しにもあらず荒れにけり。あだなる花はなほ残れども、と仰せたりし御返事に、（季花集春）

今見ても思ほゆるかな、後れにし、きみがみかげや花にそふらむ。
尋ねみる人の爲にや残りけむ、同じかざしの三吉野のはな。

(以下正平十四年女院かくれ給ひし件につゞく)

(參照) ○大日本史料六ノ十一一三三頁

正平三年三月六日卯南朝宮將軍南軍河内ニ敗績セシヲ以テ更ニ議スル所アラントシ和田一族ヲ召シ給フ。親房モ亦之ヲ召ス。

(和田文書二)

昨日合戰及ニ難儀之條。所被驚思食也。此上彌存忠節者可有抽賞。先恐可馳參。有可被仰談之子細者。宮將軍御氣色如此。悉之以狀。

正月六日

權左中辨(花押)

和田一族中

(親房花押)

此間御下向當國候。昨日合戰事以外候。就之有可被仰談之子細者。急可被馳參之由。一品家房親仰候也。仍執達如件。

正月六日

木工權頭信實

和田一族御中

〇二〇〇九正平四年(貞和五年)

三八歳

四月足利直冬を長門探題とす。八月直義師直と争ふ。九月足利基氏關東管領となる。十月足利義詮鎌倉より京都に歸る。足利氏内訌の暴露せしなり。之

に對する北畠親房の經略は、東國に於ける宗良親王の地位を重からしめんとす。

(考) 直義と師直の衝突は、渠等が足利氏の爲に盡した功績を、權勢の擢得によ

つて總勘定をしようといふのである。そこで尊氏が師直を庇護せんとす

れば、直義は義子直冬を援助とし、尊氏は更に義詮を膝下に招き幼子基氏を

鎌倉に派遣して羽翼とする。是に於て師直等を嫉惡する者は直義に黨し、

否らざる者は尊氏を助ける。正に維れ南山の乗すべき機親房の活動すべ

き秋である。是より天下の形勢縦横に紛糾して、各豪族は單に順逆を以て

のみ色別し難きに至つた。

○あがたの住居も年を経て住みうくのみ覺え侍りし頃、月をみて、(李花集秋)

月に飽かぬ名をや立たまし、今年さへ、なほ更級のさとに住まはば。

信濃宮傳に、正平四年宗良親王信濃國より上野國寺尾城に移らせ給ふこと見ゆ。元來同書は信じ難きものなれども、今前後の關係を按ずれば、恰も此事あるべきを以て、姑く其説に隨ふ。寺尾は新田義重の舊宅址と稱する所にして片岡郡に屬し、觀音寺山の南なる字館山といふ小峰の下である。

○二〇一〇（正平五年 觀應元年） 三九歳

十月足利直冬兵を九州に擧ぐ。同月二十六日直義出奔し、十二月九日吉野に歸順す。宗良親王は上野に在すならむ。

○東路に侍りし頃都の花思ひやられて、（季花集春）

春といへばやがて心にまがひけり、なれしみやこのはなの下蔭。

○あづまに住み侍りし頃月を見て、（同上秋）

入るをさへ惜までぞ見る夜半の月、山のかなたをみやこと思へば。

此歌必ずしも本年のものに限るのではない。

○二〇一一（正平六年 觀應二年） 四〇歳

二月師直師泰殺され、尊氏直義相和す。七月に至り直義義詮と和せず、黨與の諸

將國に走る者あり。赤松則祐、護良親王の若宮興良親王を奉じて兵を集む。

八月直義京都を逃れ北國に赴きしを以て、争鬪諸方に起り、尊氏父子大に窘む。

十月直義鎌倉に走る。遠江以東悉く之に應ず。是に於て尊氏義詮、赤松則祐を

介して降を吉野に請ひ、直義追討の論旨を受け、尊氏乃ち東下す。十一月七日義

詮崇光天皇及び其太子を廢す。後村上天皇北朝の神器を收め給ふ。天下正平

の年號を用ふ。直義は猶觀應を用ふ。時に中賀野掃部助入江駿河守等駿河府中に據りて

直義に應ずるを以て、十六日尊氏の黨伊達景宗等攻めて之を略す。中賀野入江

等退いて久能寺城を守る。十二月尊氏進んで薩埵嶺に陣し、今川範氏櫻野に據

る。直義の大軍之を包圍す。既にして東國の尊氏に應ずる者足柄山を破つて

進みしを以て、敵軍裏面より潰え、直義は伊豆山に入る。當時宗良親王と新田軍と

の聯結既に成りしが如し。

○二〇一二（正平七年 文和元年） 四一歳

正月二日尊氏直義相摸早川尻に戦ひしが、五日相和して鎌倉に入る。二月尊氏、

直義を焼殺す。直義十七 閏二月六日宗良親王を征夷大將軍に任ず。十八日新田

義宗・脇屋義治等兵を上野に起して武藏を略し信濃諏訪祝等又之に應じて鎌倉に向ふ。宗良親王實に之を統督し給ふ。尊氏銳鋒を避けて武藏狩野川に逃る。義宗等鎌倉に入る。十九日後村上天皇男山に還御あらせられ、二十日義詮近江に奔り、親房京都を治す。此日新田義興敗れて鎌倉に歸り、後三浦に逃る。尊氏は今川範氏をして駿河遠江の敵を撃たしめんとし、伊達景宗をして之に従はしむ。駿遠の宮方も蜂起せしなり。二十八日宗良親王新田義宗等尊氏と武藏小手指原・高麗原に戦ひて敗績し、親王は義宗等と越後に逃れ給ふ。義興は鎌倉を攻めて之を破りしが、友軍の敗北に守ること能はずして河村城に逃る。本州兩斷の劃策全く破壊せらる。四月廿五日義詮男山を犯し、五月十一日之を陥れしかば、後村上天皇復賀名生に遷幸し給ふ。此際義宗は越後勢を催し、信濃宮は信州勢を集めて上洛せんとせしこと太平記に見える。九月文和と改元す。

○東夷を征すべき將軍の宣旨を下されて、東山東海のほとりに籌策を運し侍るひまに、題を探りて歌よみ侍るとて、寄海祝を、

四方の海の中にもわきて靜かなれわが治むべきうらのなみかせ。

○遠國に久しく住み侍りて、今は都の手ぶりも忘れはてぬるのみならず、只管弓馬の道にのみたづさはり侍りて、征夷將軍の宣旨など給りしも、我ながらふしぎに覺え侍りければ、歌よみ侍りし次に、

○東の方に久しく侍りて、只管武士の道にのみ携はりつゝ、征東將軍の宣旨など下されしも、思の外なるやうに覺えて、よみ侍りし、

思ひきや、手も觸れざりし梓弓、おきふし我身慣れむ物とは。

○戰場に出侍りし道すがら、いさみあるべき事など、兵共にいひ含め侍りし次に、思ひ續け侍りし、

○同じ頃武藏國へ打越えて、小手指原といふ所におり居て、手分などし侍りし時、いさみあるべき由兵共（新葉集十八）に召し仰せ侍りしついでに、思ひつゞけ侍りし、

君の爲世の爲何かをしからむ捨てゝかひある命なりせば。

是より南風つひに競はず。惜しいかな。

○二〇一三(正平八年
文和二年)

四二歳

六月官軍義詮を破りて京師を攻む。義詮美濃に奔りしが七月京に歸る。五日、尊氏、小笠原長基の信濃の南黨仁科右馬助等の城を陥れし事、及び其父長政と共に香坂美作守を追撃せし事を賞す。十月北黨某越後に入り、和田義成、同景茂等と河内城の官軍を攻め、十一月刈羽郡に入り、小國城を攻めて之を陥る。宗良親王、新田義宗、脇屋義治を率ゐて逃れ給ふ。此年興良親王丹波にあり、戦利あらずして吉野に逃る。

○二〇一四(正平九年
文和三年)

四三歳

四月十七日北畠親房薨す。十二年九月廿三日宗良親王自ら軍を督して、千種顯經、新田義宗、脇屋義治等と越後魚沼郡宇加地城を攻め給ふ。和田茂資兵を率ゐて城を援ふ。十月天皇天野(河内)金剛寺に幸し給ふ。十二月足利直冬、山名時氏等順先尊氏を討つ。尊氏後光嚴天皇を奉じて近江に走る。

○二〇一五(正平十年
文和四年)

四四歳

○三月廿二日尊氏義詮また京に入り、尊氏は藤原爲定の第に、義詮は藤原宣明の第に居る。四月越後北黨和田茂資、宗良親王脇屋義治の軍と木野島平方原に戦ふ。十四日南方上杉憲將、宇佐美一族越後柿崎城に據る。北方風間長頼之を攻め、城陥る。十六日憲將信濃瀨津孫次郎等と共に北方小笠原長基と戦ふ。六月三日南方諏訪祝矢島正忠を従五位下に叙す。八月二十日宗良親王諏訪祝矢島及び仁科一族を率ゐて、信濃桔梗原に北黨小笠原長亮を攻め給ふ。是より親王は信濃に在す。

○御子左大納言定爲の宿所を、此頃は尊氏卿うつろひ侍りて、昔の跡をさへ立ち別れて、今は身をかくすべき方もなく、迷ひ出でたるやうにて明日をも知り難く心細きにも、今一度のたのみは思ひすて難き世にてなご様々申し侍りし文の奥に、いと々身のおき所なくなりしより、待ちこそ詫ぶれ頼む蔭とて、とありし。いとあはれに侍りしかば、又の便宜に申つかはし侍りし。(季花集雜)

袖ぬらす露なげかめや、頼まれし昔ながらのこかけなりせば。

○諷訪の大明神に法樂し侍りし千首の歌の中に、(新葉集九)
あらたなる諷方の祭の御狩人、しかもありける神の誓ひか。
すはの海や氷を踏みて渡る世も、神しまもらばあやふからめや。

○二〇一六 (正平十一年 延文元年)

四五歳

十一月廿一日南軍の將上杉憲將信濃高井郡犬飼城に據り、是日北軍を迎へ撃つて之を敗る。尋いで廿三日小菅寺元隆寺 廿八日平林等に北軍と戦ふ。

○二〇一七 (正平十二年 延文二年)

四六歳

七月北朝菟玖波集二條良基去を勅撰に准ず。是歳宗良親王百首和歌を詠じて北野社に納め給ふ。

○正平十二年百首歌よみて北野社に法樂し侍りける中に、月を、(李花集秋)
大空をてり行く月しかこたれぬ、身のひかりなき秋と思へば。

○二〇一八 (正平十三年 延文三年)

四七歳

四月三十日尊氏薨す。年五十四 十月十日新田義興矢口渡に誘殺せらる。

○二〇一九 (正平十四年 延文四年)

四八歳

四月廿六日新待賢門院藤原廉子薨す。

○次の歌は後春とあれば正平十五年のものなれども、便宜上こゝに録す。
これは前の正平三年の終を受けるのである。
と申し侍りしに、幾年もへだてざりしに女院も御崩れありしかば、更に
又世の中くれまどひぬる心ちして、後春又かの御文をとり出して見侍
りしに、萎める花もさながらにつゝみぐせられて見しまゝなれば、いと

と憐にて、(李花集春)

尋ねても今はた誰かみよしの、はなのむかしを我に語らむ。

十二月義詮吉野に遁る。天皇觀心寺に幸す。

○二〇二〇 (正平十五年 延文五年)

四九歳

三月藤原爲定薨す。閏四月十二日征夷大將軍興良親王に勅し、赤松氏範等を率ゐて畠山國清を討たしむ。親王時に年二十七。兵を領して志變じ氣驕り、密に使を足利義詮に遣はして約を定め、二十五日賀名生の行宮卿士の第宅を焚く。兵士初めて親王の反謀を知り、忿怨して潰散す。親王よりて奈良に奔りしが、其

の終る所を知る者無_レ。天皇住吉に幸し給ふ。五月畠山國清赤坂城を陥れ、楠木正儀金剛山に走る。

○正平十五年三月十四日御子左大納言入道爲身まかりけるよし聞えしかば、あはれともなかく言の葉もなき心ちし侍りて、月日をのみ歎き

くらし侍りし程に、都へ便宜ありしかば、哀傷歌五十首詠みて爲遠朝臣爲定の男のもとへ遣し侍りし、(李花集雜) 一首だけ録しおく

いつしかと春くる空の淡霞消えし煙のおもかげに立つ。

○正平十五年五東國の凶徒ども河内國に攻め入りて危く聞えしかば、何ともして一つ所へなど思ひ侍りしかども、ふとはかなひ侍らで、心苦しうきゝわたり侍りし。程なうもとの如くに打從へられて、あまさへ御入浴あるべきにて住吉へうつろはせ給ふ程、信濃よりとく力をあはせて攻め上るべきよし仰せられしに、秋冬までになりにつれば、おそく侍りとして、いつまでか我のみひとり住吉の、とはぬ恨を君にのこさむ。と仰せられしかば、御返事に奏せさせ侍りし、(同上)

我が急ぐ心を知らば、住吉の、まつ久しさを恨みざらまし。

○二〇二一正平十六年(康安元年) 五〇歳

○二〇二〇秋のはじめつ方住吉の行宮より御おとづれありしに、今年はさりともなどおぼしめされながらも今日までに成りぬることよとて、徒にことしも半過ぎにけり。我があふことはいつを限りぞ。と仰せ言ありし御返事に、(李花集雜)

○二〇一九けふくと先急がれて、徒に、半ば過ぬる年も覺えず。

○十二月官軍京都を收む。尋で義詮復入京す。

○二〇二二正平十七年(貞治元年) 五一歳

○二〇二〇正平十七年秋、住吉の行宮より、今年の八月十五夜こそ月もおもしろかりしか。如何みつらなど仰せられて、年經ぬる鄙のすまゐの秋はあれど、月は都と思ひだにやれ。と有りしかば、御返事申し侍りし、(同上秋) 如何せむ、月もみやこと光そふ、君住の江の秋のゆかしさ。月に君思ひ出でけり、秋深く我をば捨の山となげくに。

○二十餘廻の春も都の外よそに過ぎぬることなど歎き侍りし頃、鶯をきいて、
(同上春) ○此歌此頃のなるべし
今年我が春を知らせよ、鶯も効しるしなき音やさのみ啼くべき。

○二〇二三(正平十八年) 五二歳

○二〇二四(正平十九年) 五三歳

○二〇二五(正平二十年) 五四歳

○二〇二六(正平二十一年) 五五歳

○二〇二七(正平二十二年) 五六歳

四月足利基氏逝く。年二子氏満繼ぐ。十一月細川頼之管領となる。十二月義詮逝く。年三十八

○二〇二八(正平二十三年) 五七歳

○二〇二〇何方の風のたよりも絶えはてしおぼつかなく侍る折ふし、住吉殿後村より御使ありて、此程うちつゞき御惱にて御心苦しかりつるやうなど仰

せられし御文に「めぐりあはむ限ぞ知らぬ。命だにあらばやと頼むほどのはかなさ。」新葉集には「中務卿宗良親王あづまにすみ侍りし頃、御こゝち例ならぬよしなど仰せられしついでに、後村上院御製」とあり。
と有りし御返事に、(李花集雜)
めぐり合はむたのみあるべき君が代に、ひとり老いぬる身をいかにせむ。

○同じ頃中務卿宗良親王の許へ申し送り侍りし、(新葉集七)
遍照光院入道前太政大臣(西園寺公重)

日に向ひ月に忘れぬ心をば、たゞ中空に思ひやるかな。
三月十一日後村上天皇住吉殿に崩す。長慶天皇踐祚。七月新田義宗戦死す。

十二月晦日足利義満將軍宣下。
(考) 新田氏の滅亡は宗良親王の大打撃である。是より親王は殆ど南信の一隅に御蟄居あらせられた。左の御詠は此の前後数年間のものであらう。

○時知らぬ深山の住居も、いつまでかくてはなど思續けられし頃、(李花集春)
雪つもる谷の埋木そのまゝに、知らでや春を他よそに過ぐらむ。
○山深く籠り侍りし頃よみ侍りし、(同上)

鶯は谷より出づる春なれど、猶山深き我が住居かな。
谷深き宿の梢の鶯は、古巢を出でしかひやなからむ。

○旅の空にも年月のみつもり侍りぬれば、故郷もさすがに戀しく侍りしに、千首歌よみ侍りし次に、歸雁、(同上)

春來ぬと別る、雁の我ならば、歸る雲路に音をば鳴かじを。

○信濃國伊那郡と申す所にて花みはべりしに思ひ出で侍りける。(同上)
散らぬまに立歸るべき道ならば、みやこの苞に花も折らまし。

○(同上)に侍りし比、五月雨はれま無かりしに、都へ申しつかはしける。(同上夏)
思ひやれ、木曾のみ坂も雲閉づる、やまのこなたの五月雨のころ。

○信濃國伊奈の山里にしばし、住み侍りしに、雪甚しう降り積りて、道行ぶりのたよりも絶果てしかば、(同上冬)

稀に待つ都のつても絶えねとや、木曾のみさかを雪埋むなり。

○信濃國伊那と申す所に侍りて、人の許に申し遣し侍りし、(同上戀)
山高み見つ、我が來し帚木の、逢はで伏屋に迷ふ頃かな。

○三三三 ○伊那に住み侍りし頃詠み侍りける、(同上雜)

○三三三 ありとても有る効も無き帚木の、伏屋にのみや年を経ぬらむ。

○三三三 住み侍りしあたりの山賤の住居も見習はぬことのみ多く侍りし中に

三三三 も、蠶飼ふ業なむいとむづかしく、桑扱ぎたるあたりもまことに所せげ

○三三三 に見え侍りしかば、(同上)

厭はじな、親の飼ふ子のいふせさも、かゝる伏屋のならひと思へば。

○信濃國伊那と申す山里に年經て住み侍りしかば、今は何方の音信も絶え果て、同じ世にありともきかればやなど覺えし頃よみ侍りける、(同上)

我を世にありやと問はゞ、信濃なる、いなと答へよ、みねのまつかせ。

○信濃國大河原といふ深山に籠りて年月をのみ送り侍りしに、更に何時と待つべき期もなければ、香坂高宗などが朝夕の霜雪を拂ふ忠節も、そ

十、のあとかたなからむ事さへかたはら痛く思ひ續けられて、(同上)

○二〇二 いはで思ふ谷の心も苦しきは、身を埋木とすごすなりけり。

○二〇二九 (正平廿四年長慶、應安二年) (天皇)

五八歳

○正月楠木正儀北朝に降る。

○二〇三〇(建徳元年 應安三年)

五九歳

十月今川貞世鎮西探題となる。

○建徳二年九月廿日鎮西より便宜に中務卿良親王(季花集雜)

日にそへて遁れむとのみ思ふ身にいと憂世のことしげきかな。

知るや如何世を秋風の吹くからに、つゆもとまらぬ我がこゝろ哉。

同年十二月到來して後に便宜にかくぞ申し遣し侍りし、

とにかくに道ある君が御世ならば、ことしげくともたれか惑はむ。

草も木もなびくとぞ聞く、此ころの世をあきかせと歎かざらなむ。

○二〇三一(建徳二年 應安四年)

六〇歳

三月廿三日北帝後圓融天皇立ち給ふ。八月細川頼之楠木正儀を援く。

○二〇三二(文中元年 應安五年)

六一歳

○二〇三三(文中二年 應安六年)

六二歳

三月細川氏春天野の行宮を犯す。

○二〇三四(文中三年 應安七年)

六三歳

冬宗良親王吉野に詣る。

○延元の頃東へ下り侍りし後、多くの年月を経て、文中三年の冬吉野の行

宮にまゐり侍りしかども、みし世の人もなく、萬づ昔思ひ出でらるゝこ

とのみ多く侍りしに、獨懷舊といふ事を、(新葉集十八)

中務卿宗良親王

同じくば共に見し世の人もがな、戀しさをだにかたり合せむ。

○二〇三五(天授元年 永和元年)

六四歳

宗良親王吉野に在す。

○二〇三六(天授二年 永和二年)

六五歳

○信濃國にても又年月送り侍りしに、行宮の御氣色もおぼつかなく思ひ

給へしかば、あからさまに吉野にまゐりてやがて下り侍らむとせし時、

内裏にて人々百番の歌合し侍りしに、旅の心を、(新葉集七)

老の浪又たち別れいな舟の上れば下る旅のくるしさ。

○天授二年内裏にて人々題を探りて百番の歌合し侍りし時、花を(同上三) 櫻花飽かれやはせぬ、六十ち餘ながめなれぬる老の心に。

○(同上)内裏の百首の歌合に、(同上六)

山高み我のみふりて寂しきは、人もすさめぬ雪の朝あけ。

○二〇三七(天授三年 永和三年)

六六歳

九月宗良親王の王子薨す。冬親王長谷寺にて出家し給ふ。

○二〇三〇天授三年の春千首の歌よみて奉りし包紙に花をさし加へて、(同上十六) 一枝の花をぞ添へて奉る、此の言の葉にいろのなければ。

○同年三月十一日如意輪寺にて御佛事を行はれける時、前大僧正頼意の 許へ申遣し侍りし、(同上十八)

幾春か散りて見すらむ、つらかりしはなもむかしのわかれながらに。

○長月の末つ方病重くなりて今は限りになりぬるよしを申しおこせ侍

りしついでに、(同上十九)

○三人知らず

六三歳

いかに猶涙をそへて別け詫びむ、親にさきだつ道しばのつゆ。

○二〇三〇人返し

中務卿宗良親王

我こそは荒き風をも防ぎしに、ひとりや苔の露はらはまし。

(考)これが建武元年考の條下に述べた宗良親王父子の御贈答歌である。南方

紀傳に、當時王子が大河原におはしたやうに見えるのは事實であらう。親

王が此の贈答の後に、

これを見て、次の日の朝遂になくなりけけるとなむ。

と添記されたのは、實に人生悲痛の極を示されたものである。更に

○中務卿宗良親王歎く事侍りし神無月の頃、常よりも時雨がちにて物哀

れに侍りし夕つかた、申しおくり侍りし、(新葉集十九)

關白左大臣冬實

よそに聞く我だにはさぬ涙哉、後る袖は猶やしぐる、

返し 中務卿宗良親王

時雨より猶定めなく降るものは、後^〇親^〇の^〇な^〇み^〇だ^〇なり^〇けり。

といふ贈答のあつたことなどを考へると、それがやがて長谷寺に入りて再び僧となり給うた原因であらうと解せられる。

○初瀬にて世を逃れ侍りし事を後に聞き召して、内より其程の事など仰せられし御返事のついでに、(新葉集十八)

君になど我世泊瀬の鐘の音に、かくなるとだに知^しせざりけむ。

○かくて思の外にとゞまり侍りしを、又さがたき事ありて次の年^三天^年授^授の冬信濃へ思ひたち侍りし時、春宮大夫師兼より申し送り侍りし。(同上七)

○天授二年の條の「老の浪」の後をうけたのである。

最上川又いな舟の下る瀬を、暫しばかりもいかでとゞめむ。

返し 中務卿宗良親王

我を世に下しはてすば、稻舟の、又上る瀬もなか無からむ。

○二〇三八(天授四年 永和四年)

六七歳

宗良親王信濃に在す。

十二日 ○中務卿宗良親王世を遁れて後信濃國に侍りし頃たまはせ侍りし、(新葉集十六) 長慶天皇御製

郭公其方の空に通ふならば、やよや待てとて言傳てましを。

御返し 中務卿宗良親王

今更に啼きても告ぐる時鳥、われ世の中を背く身なれば。

○二〇三九(天授五年 康暦元年)

六八歳

○二〇四〇(天授六年 康暦二年)

六九歳

五月宗良親王信濃を出で、河内國山田○今南河内郡天野村小山田であらう。に閑居し給ふ。

○中務卿宗良親王信濃の國より上りて河内國山田といふ所に住み侍りし頃、九月十三夜の月いと明かりしに申しおくりし。

關白左大臣冬實

面影も見しにはいかに變るらむ、姨捨ならぬやまのはのつき。

返し 中務卿宗良親王

○二〇身の方慰めかねし心には、姨捨やまのつきも憂かりき。

○二〇四一(弘和元年)

七〇歳

是より先宗良親王新葉和歌集を撰ばれしが、十月十三日勅して勅撰集に擬せらる。

被_レ綸言。爾和歌撰集者、源出_二

平城皇都_一流至_三正中

聖朝。源流寔磐修撰世嬭。而頃年以來。依_レ有_二四海風塵之警。久空_三六義採擇

之席。誠是。朝廷之缺典斯道之陵替者歟。爰新葉集衆篇鏤_レ金每部飾_レ玉。翳翠

之羽毛採而無_レ遺。犀象之牙角抽而必舉。可_レ謂_レ拔_二萃乎近代。豈特推_三美於上

○二〇四二

世乎。

叡感之餘。所_レ被_レ擬_二勅撰集_一也者。

綸言如此。以_二此旨可_レ下令_三洩_二申入入道中務卿宮_一給。仍執達如_レ件

十月十三日

右少辨資茂○日野資朝の孫邦光の子

謹上 二條少將殿

十二月三日親王新葉集を重訂して之を奉り給ふ。

(考) 普通にはこれを最後として親王の終り給ふ所を知らずとなつて居るけれども、遠江井伊谷では末項のやうに傳へて居るから、今これを尊重して其の間を補充して試る。

○二〇四二(弘和二年)

○二〇四二(弘和二年)

四月十一日北帝後小松天皇立ち給ふ。

○二〇四三(弘和三年)

○二〇四三(弘和三年)

此年懷良親王薨去。十五年長慶天皇位を後龜山天皇に譲らせ給ふ。

○二〇四四(元中元年)

○二〇四四(元中元年)

五月北黨遠江駿河守護今川範國入道心省卒す。九年

○二〇四五(元中二年)

○二〇四五(元中二年)

宗良親王再び遠江に下り給ひ、八月十日井伊城にて薨去。冷湛寺殿と諡す。明

治五年井伊谷宮を創して之を祭り同六年官幣中社に列す。

○結語に代へて

君のため世の爲なにかをしからむ、すてゝかひある命なりせば

嗚呼何といふ雄たけびの聲であらう。幾千代の末かけて幾萬年の後までも、皇御國の國民の胸に、欽仰と共鳴の洪浪をたてさすよ。

私は去ぬる明治三十四年七月、長野縣長野中學校唱歌の一として信濃宮と題する歌詞を綴つたことがあつた。野人禮に爛はす詞章亦拙劣で、却つて親王の御盛徳を汚すあらんことを深く恐懼に存じたが、幸に宮島慎三郎氏の作曲によつて眞摯な北信青年の恰好な謠物となつたのみならず、同三十五年五月、東宮殿下(大正天皇)が信越行啓の際には、特殊なる光榮を忝うすべく準備されて居たのに、不幸にして同校へは台臨遊ばされなかつた爲に、却つて校内の同情を此歌に集めて一層熱誦の度を高め、尋いで私の經營した飯山中學校にも愛唱され、今や東京に於ける毎月開催の長中會飯中會に於て、殆ど其會の標歌とするに至つたといふことである。是れしかしながら文武兼備忠孝兩全なる親王の御盛徳が、六百年後に於ける純潔無垢なる青年にまで猶至大の感化を與へ給ふものであつて、毫も我々の微力の關かる所でないのはいふまでもないことである。

然るに二十數年後の今日、たゞ、私が静岡市史を編纂するに際して、恰かも興國の當時同親王が此の地方に約九月に亘りて滞在あらせられた事を叙すべきに至り、未だ其の年月の確實ならざる件に逢著した。是に於て不肖自ら揣らす重ねて親王御年譜の編纂に仕へて、今や此稿を終へることを得たが、素より手許に現存する資料を基本としたるにとゞまれば、未知の事項も多かるべく、將た誤謬も尠からざるべけれど、幸に閲讀された諸賢の批正を得て、系統ある御傳のせめて輪廓だけでも窺はれるならば、實に私の本懐である。

信濃宮

一、御代をまもりの梓弓

おして春雨降るごとに

枯野のすゝき道の芝

萩の焼原とりどりに

下萌えそむる武藏野の

草はみながら大君の

恵にもるゝ物ぞなき

下野嵐ふきあれて

二、思はざりける相摸風

下野嵐ふきあれて

世は刈菰と亂るれば

(朗詠) 君は南山に恨をし のび

臣は東西に心をくだく

(獨吟) 我憇に佛門に入り

朝に四明の霞をわけ

元是神の御裔を受け

國の危急をよそにして

いで忍辱の袈裟を脱ぎ

腰にとり佩く降魔の劔

醜賊らをとむけて

小手差原に日は落ちて

三、 足利河の濁水

時を得たりと毒龍の

確氷の御坂をどり越え

焔の如く吐く息に

あはれ李は萎れけり

四、 七十ちの花は

言葉の花は

夕に靈鷲の花は摘めど
竹の御園に生ひし身の
法のころもにかくれめや
無上菩提の數珠を捨て
手に執握る大悲の弓矢
叡慮を安めまつらまし
新田山おろしをやむまに
天にはびこり漲れば
武藏上野かゝのみて
淺間の峰に燃ゆといふ
綻びそめし一本の

(明治三十四年七月十九日作)

第三編 補遺

第一章 遺蹟遺物につきて

鎌塚原の遺蹟

本書第一卷三九頁に記載した如く、本縣史蹟名勝天然紀念物調査委員堀田美櫻男氏が榛原郡初倉村鎌塚原で繩紋土器を採集したので、厚手派アイヌの遺蹟が同地にあることがわかつたから、昭和元年十二月三十一日世間は大晦日といふ忙しい日に、私も内務省囑託谷川磐雄縣史編纂委員山田覺藏兩氏に伴はれて實地を踏査し、幾個の石器と共に兩氏が一個づゝ拾つた立派な厚手派土器の耳を得て、いよゝこれを確めた。今年に入ると、堀田氏は更に進んで五和村志土呂の加藤原及び西原を研究し、遂に近く加藤原に於て厚手土器片と共に、志太郡六合村阿知ヶ谷と同一なる薄手沈紋土器の破片を採集して、こゝに兩派の接觸點を一つ發見したが、西原の方では厚手土器片のみを得た。是より先堀田氏は更に同郡の南に入り、川崎町儘山にアイヌ遺蹟を探り當てしが、今回また川崎町なる村田長兵衛氏の報告により更に其の方面を踏査し、四月十四日までに川崎町より相良町に亘り數個

榛南遺蹟の踏査

志土呂の厚加藤原に手觸す發見點

所の遺蹟を探り當て、數多の遺物を得たけれども、土器片は少數しかも霉爛甚しき爲に、未だ厚手薄手を判明し難しといふ。此の遺蹟が如何に白羽方面に續くかは、將來に於ける興味深き問題である。以上によりて、初倉村の先史遺蹟の西及び南に延長する狀況が判明した。

大谷村に於ける遺蹟の發見
燒津町同上

堀田氏は又安倍郡大谷村北原附近の圃中に石鏃磨製石斧を得、又同村小學校敷地(大正寺西)の後方に彌生式土器の破片を包含せる場所を發見して鳥居博士の豫察を證明し、尙ほ志太郡燒津町山田に於て、曩に發見せる赤塚に繼續すと認むべき原史時代遺蹟の一飛石を發見した。氏の周到なる踏査によりて、かく静岡附近に續々遺蹟遺物の發見さるゝは斯界の爲に慶賀すべきことである。

○今より十七八年前安倍郡長田村向敷地金山より、^{イハヒ}土器が發見されたので當時静岡中學校に在學中の同地石上議一氏が之を同校に持參したことがあつた。

第二章 法照寺の遺蹟につきて

三日市場
淺間神社

駿河の定額寺であつた富士郡法照寺の後身については、第一卷七八七九兩頁に

泰徳寺瓦の實際

亘つて述べたが、大正十五年十一月十三日、私は同郡傳法村三日市場なる富士六所淺間神社々司鈴木七次郎氏の話にて、同社池及び其附近より布目瓦片の出づるを知り、又保壽寺^{同地方ではホトと呼ぶ}と稱する寺院の文書を調査したるより、不圖法照寺の遺蹟に心着いた。併し此の布目瓦は一般に泰徳寺瓦と呼ぶを以て、十二月十一日重ねて縣史編纂委員山田覺藏氏と時宗泰徳寺を訪ひ、現在の寺域より布目瓦を出すか否かを確めしに、そは全く六所淺間社左側より道路を越えて後面に亘る廣き場所より出づるものにして、中には火災に罹りて變色せしものも尠からざるを知り得た。尙私共は恰も道路北側の畠に土工を施すに遭遇し、現場を實見するに、表土より約一尺下より幾片も之を掘得される。山田氏の意見によれば、富士^{富士}岩の盡端よりは混々清泉の涌出するを以て、其所にいち早く人民の聚落が出来た。現に六所淺間の御手洗池も其一であるから、此の附近にも夙に聚落が出来、隨つて法照寺の如き大なる寺院も建設されたであらうといふのである。因にいふ、此地は彼の鷹岡村厚原の本照寺を距ること東南一里末滿の場所である。

富士^{富士}岩の盡端の清泉

第三章 慕景集及び平安紀行について

渡邊世祐
博士の意
見

昭和二年一月廿二日の史學會例會に於て、文學博士渡邊世祐氏は太田道灌の紀行文及び歌集に就いて、大要左の如き講演をせられたことが史學雜誌三八卷の三

平安紀行

昭和二年三月十日に見えるから、今同志より之を抄録する。

一、道灌の日記と稱せらるゝ平安紀行は、その奥書に「右之紀行者太田道灌入道平安之筆記也。以舟橋二位之本寫之事畢。元和二年二月中旬沙門尊證」と書いてある。(中略)この奥書に従へば、尊證が寫した時には舟橋二位即ち秀賢は生存してゐる筈であるが、實際は秀賢は其三年前に死んでゐるのである。又假令秀賢の本を其の没後に寫したものであるとしても、その内容は十分研究に値すべきものである。此の平安紀行は、文明十二年六月に道灌が江戸城を發して東海道を經て上洛した時の(紀行)日記であるが、道灌が高瀬民部大輔に送つた書狀即ち道灌長狀に據れば、當時道灌は長尾景春を討つ爲に秩父鉢形城の陣所に居たのであるから、上洛など出来る筈がない。而もその内容を見れば、宛も江戸時代の學者の手に成るが如きものあり。その宿驛の如きも、江戸時代になつて、全く江戸に

幕府の固定してから後に出來たと思はれるものなどが明に書き出されてある。又その紀行の中に出て居る歌も、上の句と下の句とを古歌の中から別々に採り集めたつぎはぎものである。かく外包と内容と兩方面から考へて見て、これが全く後人の偽作であることは疑ない。

慕景集

二、道灌の歌集として信せられて群書類從に收められてゐる慕景集も、その奥書に「右太田伊豆守源持資後備中守入道道灌號靜勝軒詠草。以靜勝軒靈西堂藏本寫之。天正二年三月侍從藤原朝臣共守」とあり。道灌は伊豆守になつた事もなければ、侍從の中に公家にも武家にも共守といふ人物がなく、これ亦假託せられたものであるまいかと考へらるべきものである。其内容、歌の詞書といひ歌その中にある歌の詞書に、嘉吉元年五月京に上り侍るに、とあるが、僧萬里集九の梅花無盡藏に依つて考ふるに、道灌は永享四年^(數年十)二〇の誕生なれば、嘉吉元年^(數年十)二〇には未だ九歳である筈であるから、到底これが彼の作とは思はれない。また同じく歌の詞書に、文安四年の夏飛鳥井中納言雅永卿の許より、故郷橋といふ

を讀むべきよしとあるが、雅永は當時參議であるから、之も疑義すべき點があるものである。かく考へ來れば、慕景集も偽作であると考へられる。

三、隨筆(略す)

かく紀行といひ歌集といひまた隨筆といひ、皆道灌に假託して作られたものである。これ道灌が江戸の創始者であるが故に、江戸時代になつて多くの學者や好事家がつくり上げたものであると思はれるのである。

○以上の渡邊博士の説に據ると、(一)文明十二年^{四二一}に太田道灌は上洛せぬことになるから、烏田金谷間渡口の開通を、平安紀行によつて同年まで溯上して考へることが不可能になるけれども、宗長手記犬永六年^{八六一}二月廿日の條に、「夜の中山の麓金谷といふ里一宿」といふこと見え、寛文版の宗祇名所方角抄にも烏田金谷と對記したれば、遅くとも室町の中期既に金谷驛があり随つて渡口の開けて居たことを證せられる。(二)慕景集なる嘉吉元年^{〇二一}の事につきては、幼年の道灌上京のことはあるまじ、恐らくは此條父道眞の事の混じたのであらうと既に考へ置いた。又國分尼寺のことは、今清水市鐵舟寺に藏する國分尼寺大般若

隨筆
結論

市史に及
ぼす影響

經の奥書で、文明十七年^{四二五}頃まで餘喘を保つて居たことを證明される共一卷一〇八頁から、市史に關する事項については、大勢に於て影響を蒙るものでない。併し博士の高説によつて我等が朦眼を開かれたことは深く感謝する。
○關東管領記云、寛正六年^{二二五}乙酉春三月太田道灌始^〇上洛^〇。後^〇三^〇と、これ文明十二年^{四二一}より十五年^{四二四}前、嘉吉元年^{〇二一}より二十四年後である。記追

第四章 馬鳴菩薩の像について

幾度か嵐山電車で其前を通りながら未だ參詣することを得なかつた、京都市外の太秦廣隆寺へ、今年三月二十六日廣隆寺史の著者橋川正氏の紹介状を持つておとづれた。同行者は静岡縣史編纂委員別符了榮氏である。私が廣隆寺に憧憬したのは、堂宇や佛像や繪畫や古文書にもあつたが、實をいふと其のいづれの處かに於て、タツタ一つの或る者を見つけたい爲であつた。橋川氏の紹介は頗る有効で、我々は第一に立派な寶庫の前に案内せられ、重い銅の扉の開かれるのを待ちかねて突進した。豫て圖譜で見た國寶の佛像がすらりと陳列せられ、和らかい光線を

太秦廣隆
寺

受けて優れた其姿を見せて居る。正面から左へ廻り、先づ大きな大日像を見て右へ眼を移した途端に、私は夢にも忘れることの出来ぬ目的の或る者を認めて、其前に全く吸ひ着けられて了つた。そは

馬喰菩薩像

二臂像は菩薩像、色相白肉色にして而も合掌し、白馬に乗り、白衣を著け、瓔珞を以て身を莊嚴し、首に花冠を戴き、右足を垂る。

といふ儀軌其儘、長約一尺五寸許の養蠶神馬喰菩薩の像である。いふまでもなく、静岡市外服織村建穂にあつた馬喰明神の本宗であらうと想像したものを見つけたのだ。私は直に案内の人に其の寫眞の有無を問うたが、目下寺にはないといふ。住職に面會して撮影を請はうと思つたけれども、是も高野へ登山して不在だといふ。私は淡い失望を懷かせられたので、其他は匆々に覽て引揚げたが、いかにも遺憾であるから、二十七日別符氏と橋川氏を六條道場に訪うて之を諮ると、橋川氏は多分奈良の飛鳥園にあらうから照會してみよう、若し無くば新に撮影して送つてあげようといはれたので、私はやつと安心して歸縣するを得た。しかし實は未だ其望を達せられないから、今此悦を一般に分つことの出来ないのを甚だ憾とする。

第一卷一二三
頁以下参照

第五章 江川家及び江川といふ酒について

春城隨筆

市島謙吉氏著の春城隨筆に、「江川坦庵の家」と題する一篇がある。其の第二節に

次の如き事を述べて居る。

江川の宅

扱て此の古い建物は一體どんなものであるかといふに、其の玄關の入口が幾百年も風雨に曝されたやうな趣があつて、式段でも柱でも頗る老蒼の味ひがあるが、しかし此等は決して鎌倉時代のものでは無い。よほど後の時代に作られたものであらう。茲に鎌倉時代のものとも明らかに考古家が鑑定もし、又事實疑ふ可からざるものは納戸の方にあるので、それは昔し江川が新鑄組を組織して大に武を練つた當時、雨中などは此所で操練を行つたものと傳へられて居る。

納戸の構

なるほど其の規模はなかく、大きなもので、恰も今の學校の雨天體操場の如く、全部土間になつて居て、天井張といふものも無く、直に屋根裏が見える。其の屋根裏の高さも非常なもので、よほど廣大な寺でも無ければ、之に匹敵するもの

を見ない位である。其の建築は極めて素朴で、第一木材に鉋などは掛けてない。其他色々の點に於て鎌倉式の構造が仄めてゐる。之を見ると何人も一種の感興を催さざるを得ないが、しかし如何に鎌倉時代と云つても、普通の民家として、斯様に廣大な天井の高い家屋を作るべき譯は無い。何れ斯かる建物を作るには、何等か特別の必要があつての事だらうとは何人も想到する所である。そこで歴史家の研究が自ら其方に向けられるに至つたが、近頃になつて恐らくは是れは酒屋であつたのだらうといふことに、ほゞ考證が定まるに至つた。といふのは鎌倉時代或は足利時代の文書を見ると、所々に江川酒といふ名を散見する。現に自分が銚子に行つた時、ある舊家に二三の古文書があつて、其の道の研究家と共に之を見たが、これも矢張り足利時代のもので、其の中に伊豆の江川酒を幾樽送るといふ意味の文字があつた。此の江川酒といふ名のあること、江川が伊豆で最も古い家柄であること、を思ひ合はせると、江川家では昔し酒造を業として居たことが窺はれる。斯様に考へれば、前に言つた建物の馬鹿々々しく高い天井や、其處丈けが軍隊の操練も出来る位に廣く作られてあるのが、全く釀

江川は造酒家?

江川と駿府

酒の爲であることも初めて分る氣がする。是はずつと古い時代の事であるから、江川家にも昔し酒造を營んだことは傳へられて居らぬらしい。つまり古文書から現れた一つの發見であると思はれる。春城隨筆九二―九四頁 江川といふ酒の事は、紹巴富士見道記永祿十年二七六月八日の條に、清見寺にて連歌二折過て、江川とて近國の名酒、今日、までは、府中、にても、聞し、計、なるを、味、て、立けるに、と見え又同、十三日には西殿〇三保西實澄寓居へ召されて、相州の太守〇北條氏康より嘉肴、江川魚たりとて、御前にして身の程を忘るゝ計被下。〇第一卷七二〇頁參照とあれば、當時駿府地方に於ても賞翫されたものである。尙ほ江川太郎左衛門英長の駿府と關係ある事は既に新庄道雄の條に述べた。

山例五十
三條

第六章 家康の取つた鑛山政策ともいふべきものは、其の當時として如何にも思ひ切つた保護獎勵を行つたものであることが山例五十三條なるものを讀むと窺はれる。先づ此の五十三條中の重なる條項を左に擧げて見る。

一、假令ひ名城の下なりとも、鏝うち於有之は採掘不_レ苦。

一、山師・金掘師を野武士と號すべし。

一、山師・金掘師は關所見石一通りにて可_二相通_一事。

一、山師・金掘師人を殺し山内に駆込むとも留置、仔細を改め、如何なる事も山師・金掘師の筋明白相立候はゞ留置働かせ可_レ申事。

即ち城下といふやうな所に鑛脈のある場合には、そこを避けて採掘せぬのが普通の例であるのに、家康はたとひ城下であつても、苟くも鑛脈ある以上は之れを採掘すること一向苦しくない_レと定めて居る。又鑛山の採掘を行ふ者を昔は山師と稱へた。當時に於ては此の山師といふ言葉は格別卑下した言葉ではなかつたであらうが、併し決して名譽ある言葉で無かつたに相違ない。家康は鑛山に従事する者に對しては相當譽ある名稱を與へねば、進んで山に行かぬと考へた爲に、山師・金掘師等はすべて之を之を名づけて野武士と云つた。即ち野といふ字こそ附いて居るが、兎に角之を以て武士に準ずることにしたのである。又此等鑛山業者の待遇に就ても一種の特權を與へたものであつて、當時關所を通るには非常に面倒な

掟があつたに拘らず、山師・金掘師が關所にかゝつたならば、一應取調べて通して宜しいといふことを號令して居る。尙ほ山師・金掘師が殺人の行爲あつて鑛山に駆込んだ時には、之を留め置き、情狀を糺して、其の筋が明かになつたらば矢張り之れを働かせて宜しいと申渡したのである。市島春城著春城隨筆一六八―一七〇頁〇本書第二卷第九章參照

(以上六章昭和二年四月廿四日補)

静岡市史編纂資料(第二卷)終

静岡市史編纂資料第一卷第二卷成稿日附

| | | | |
|-------------------------|---|-------------|-----|
| 第一編第一・三・四・五章附録第一編一・二・三章 | 同 | 大正十三年十一月三十日 | 訂正稿 |
| 第二編 | 同 | 同 | 訂正稿 |
| 附録第一編四章 | 同 | 同 | 訂正稿 |
| 第三編 | 同 | 十四年三月十五日 | 脱稿 |
| 第四編 | 同 | 十四年八月九日 | 同上 |
| 第五編第六編 | 同 | 十四年九月三十日 | 同上 |
| 附録第二編 | 同 | 十四年六月廿八日 | 同上 |
| 第一編第二章 | 同 | 十五年三月十六日 | 同上 |
| 第七編 | 同 | 十五年三月卅一日 | 同上 |
| 通編修正 | 同 | 十五年九月七日 | 同上 |
| 補遺 | 同 | 昭和二年四月廿四日 | 同上 |

昭和二年五月二十日印刷
全年全月廿四日發行

(非賣品)

編纂兼發行者

静岡縣静岡市役所

教育課市史編纂係

代表者 渡邊金作

静岡市馬場町百二十八番地ノ二

深尾新松

電話一七九五番

静岡市馬場町百二十八番地ノ二

深尾活版所

印刷所

印刷者

明 國 漢 新 風 部 湖 湖

新 國 市 史 編 纂 第 一 卷 第 一 章 第 一 節 新 國 市 地 理 概 況

第一節 新國市之位置 新國市位於新國省之東部，與鄰國接壤，其地勢險要，交通便利，自古以來即為商賈雲集之區。其地北臨黃河，南接長江，東連渤海，西通秦嶺，實為中原之衝，華北之要。

第二節 新國市之沿革 新國市之建置，始於秦代，當時稱為新國縣。漢代沿襲秦制，仍稱新國縣。魏晉南北朝時期，新國縣之名多有變更，但其地之行政地位始終未變。唐宋元明清各代，新國縣之名雖有異，但其地之行政地位始終未變。

第三節 新國市之地理 新國市位於新國省之東部，與鄰國接壤，其地勢險要，交通便利，自古以來即為商賈雲集之區。其地北臨黃河，南接長江，東連渤海，西通秦嶺，實為中原之衝，華北之要。

第四節 新國市之人口 新國市之人口，歷史上多有記載。漢代時，新國縣已有十餘萬人口。唐宋元明清各代，新國縣之人口均有增長。民國初年，新國縣之人口已達二十餘萬。現據最新統計，新國市之人口已達五十餘萬。

第五節 新國市之經濟 新國市之經濟，歷史上多有記載。漢代時，新國縣已有十餘萬人口。唐宋元明清各代，新國縣之經濟均有發展。民國初年，新國縣之經濟已達二十餘萬。現據最新統計，新國市之經濟已達五十餘萬。

第六節 新國市之文化 新國市之文化，歷史上多有記載。漢代時，新國縣已有十餘萬人口。唐宋元明清各代，新國縣之文化均有發展。民國初年，新國縣之文化已達二十餘萬。現據最新統計，新國市之文化已達五十餘萬。

第七節 新國市之交通 新國市之交通，歷史上多有記載。漢代時，新國縣已有十餘萬人口。唐宋元明清各代，新國縣之交通均有發展。民國初年，新國縣之交通已達二十餘萬。現據最新統計，新國市之交通已達五十餘萬。

第八節 新國市之教育 新國市之教育，歷史上多有記載。漢代時，新國縣已有十餘萬人口。唐宋元明清各代，新國縣之教育均有發展。民國初年，新國縣之教育已達二十餘萬。現據最新統計，新國市之教育已達五十餘萬。

第九節 新國市之軍事 新國市之軍事，歷史上多有記載。漢代時，新國縣已有十餘萬人口。唐宋元明清各代，新國縣之軍事均有發展。民國初年，新國縣之軍事已達二十餘萬。現據最新統計，新國市之軍事已達五十餘萬。

第十節 新國市之社會 新國市之社會，歷史上多有記載。漢代時，新國縣已有十餘萬人口。唐宋元明清各代，新國縣之社會均有發展。民國初年，新國縣之社會已達二十餘萬。現據最新統計，新國市之社會已達五十餘萬。

第十一節 新國市之藝術 新國市之藝術，歷史上多有記載。漢代時，新國縣已有十餘萬人口。唐宋元明清各代，新國縣之藝術均有發展。民國初年，新國縣之藝術已達二十餘萬。現據最新統計，新國市之藝術已達五十餘萬。

第十二節 新國市之宗教 新國市之宗教，歷史上多有記載。漢代時，新國縣已有十餘萬人口。唐宋元明清各代，新國縣之宗教均有發展。民國初年，新國縣之宗教已達二十餘萬。現據最新統計，新國市之宗教已達五十餘萬。

第十三節 新國市之風俗 新國市之風俗，歷史上多有記載。漢代時，新國縣已有十餘萬人口。唐宋元明清各代，新國縣之風俗均有發展。民國初年，新國縣之風俗已達二十餘萬。現據最新統計，新國市之風俗已達五十餘萬。

第十四節 新國市之語言 新國市之語言，歷史上多有記載。漢代時，新國縣已有十餘萬人口。唐宋元明清各代，新國縣之語言均有發展。民國初年，新國縣之語言已達二十餘萬。現據最新統計，新國市之語言已達五十餘萬。

第十五節 新國市之飲食 新國市之飲食，歷史上多有記載。漢代時，新國縣已有十餘萬人口。唐宋元明清各代，新國縣之飲食均有發展。民國初年，新國縣之飲食已達二十餘萬。現據最新統計，新國市之飲食已達五十餘萬。

第十六節 新國市之服飾 新國市之服飾，歷史上多有記載。漢代時，新國縣已有十餘萬人口。唐宋元明清各代，新國縣之服飾均有發展。民國初年，新國縣之服飾已達二十餘萬。現據最新統計，新國市之服飾已達五十餘萬。

第十七節 新國市之居住 新國市之居住，歷史上多有記載。漢代時，新國縣已有十餘萬人口。唐宋元明清各代，新國縣之居住均有發展。民國初年，新國縣之居住已達二十餘萬。現據最新統計，新國市之居住已達五十餘萬。

第十八節 新國市之婚嫁 新國市之婚嫁，歷史上多有記載。漢代時，新國縣已有十餘萬人口。唐宋元明清各代，新國縣之婚嫁均有發展。民國初年，新國縣之婚嫁已達二十餘萬。現據最新統計，新國市之婚嫁已達五十餘萬。

全 畢 全 日 廿 四 日 發 行

新 國 市 史 編 纂 第 一 卷 第 一 章 第 一 節 新 國 市 地 理 概 況

新 國 市 史 編 纂 第 一 卷 第 一 章 第 一 節 新 國 市 地 理 概 況

新 國 市 史 編 纂 第 一 卷 第 一 章 第 一 節 新 國 市 地 理 概 況

新 國 市 史 編 纂 第 一 卷 第 一 章 第 一 節 新 國 市 地 理 概 況

新 國 市 史 編 纂 第 一 卷 第 一 章 第 一 節 新 國 市 地 理 概 況

新 國 市 史 編 纂 第 一 卷 第 一 章 第 一 節 新 國 市 地 理 概 況

新 國 市 史 編 纂 第 一 卷 第 一 章 第 一 節 新 國 市 地 理 概 況

新 國 市 史 編 纂 第 一 卷 第 一 章 第 一 節 新 國 市 地 理 概 況

新 國 市 史 編 纂 第 一 卷 第 一 章 第 一 節 新 國 市 地 理 概 況

新 國 市 史 編 纂 第 一 卷 第 一 章 第 一 節 新 國 市 地 理 概 況

新 國 市 史 編 纂 第 一 卷 第 一 章 第 一 節 新 國 市 地 理 概 況

新 國 市 史 編 纂 第 一 卷 第 一 章 第 一 節 新 國 市 地 理 概 況

新 國 市 史 編 纂 第 一 卷 第 一 章 第 一 節 新 國 市 地 理 概 況

554
156

554
156

